

# 福祉環境委員会

令和4年6月24日(金)  
10時00分～ 時 分  
全員協議会室

【委員】小川委員長、足立副委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長（新型コロナウイルスワクチン対策室長）、  
藤井地域福祉課長、板本健康医療対策課長、湯浅健康医療対策課健康  
増進担当課長、松山子ども・子育て支援課長、  
龍河子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長、  
坂根保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、市原税務課長、土谷資産税課長

〔上下水道部〕有福上下水道部長、白根管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】中谷書記

---

## 議 題

### 1 請願審査

- (1) 請願第3号 子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について【16人署名あり】（継続審査）
- (2) 請願第4号 世界アルツハイマーデーのマリン大橋ライトアップの請願について
- (3) 請願第5号 加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について【253人署名あり】

### 2 陳情審査

- (1) 陳情第32号 幼児のマスク着用に関する陳情について
- (2) 陳情第43号 生活保護の不正受給の陳情について

### 3 議案第42号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

### 4 執行部報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について 【健康医療対策課】
- (2) はまだ健康チャレンジ事業について 【健康医療対策課】
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について 【新型コロナウイルスワクチン対策室】
- (4) 浜田市子育て支援アプリの導入について 【子ども・子育て支援課】
- (5) 令和4年度浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について 【保険年金課】
- (6) 令和4年度個人市民税の当初賦課の状況について 【税務課】

裏面あり

- (7) 令和3年度市税収納率について 【税務課】
  - (8) 浜田市上下水道事業の経営戦略の見直しについて 【管理課・下水道課】
  - (9) (一社) 浜田市水道事業協同組合解散に伴う水道施設の維持管理状況について 【管理課・工務課】
  - (10) 浜田市下水道審議会を開催について 【下水道課】
  - (11) その他
- (配布物)
- ・ 浜田市人口状況 (R4.2月末～R4.4月末) 【総合窓口課】

## 5 所管事務調査

- (1) 児童養護施設への入所状況等について 【子ども・子育て支援課】
- (2) 低体重児の出生数等について 【子ども・子育て支援課】

## 6 その他

- 7 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について 【Vol.65 5月号】 (委員間で協議)

- 8 【取組課題】 障がい者支援について (委員間で協議)

令和4年2月10日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

【請願者】

団体名 すくすく球遊会  
住 所 浜田市松原町53-3  
代表者 佐藤 仁

団体名 外ノ浦・松原まちづくり推進委員会  
住 所 浜田市松原町244-10  
代表者 牛尾 博美

【紹介議員】 三浦 大紀

子育て支援センター「すくすく」の跡地を  
公園として整備することを求める請願

【請願の趣旨】

1 願 意

松原町の子育て支援センター「すくすく」の移転後の跡地について、子どもたちがボールを使って遊ぶことができ、また地域住民の憩いの場となり世代間交流や健康増進も図られる公園として整備されるよう、以下の事項について請願いたします。

- ① ボールを使って遊べる場所にする
- ② 子育て世代が安心して楽しく遊べる場所にする
- ③ 高齢者の健康増進が図られる場所にする
- ④ 世代間交流が図られる場所にする
- ⑤ 駐車場とトイレを整備し利用しやすい公園にする
- ⑥ すくすく廃止後なるべく早く整備を始める
- ⑦ 計画策定にあたっては地域住民の意見をよく聞く

2 理 由

現在、松原町には公園がありません。さらに浜田市でボールが使える場所は非常に少なく、令和4年3月末に廃止となる「すくすく」の跡地をボールが使える遊び場にしてほしいと、昨年7月に開催された「はまだ市民一日議会」で訴えました。また、この地域には高齢者世帯も多く、散歩や軽スポーツなどで健康増進を図る場所も必要です。あわせて世代間交流もでき広く市民が集う憩いの場づくりは、今後のまちづくりに必要なことであると考えるのでこの請願を提出するものです。

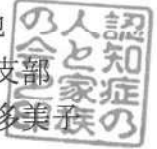
●添付資料：すくすくの跡地をボールが使える広場を希望する署名（16人分）



令和 4 年 5 月 24 日

浜田市議会  
議長 笹田 卓 様

島根県浜田市竹迫町 2903 番地  
認知症の人と家族の会島根県支部  
浜田地区会世話人代表 金子多美



紹介議員

苜 谷 英 夫  
柳 樂 真 智 子

世界アルツハイマーデーのマリン大橋ライトアップについての請願

## 1. 願意

世界アルツハイマーデーの9月21日に合わせて、日本の各地で認知症啓発の為のランドマークのライトアップが行われています。浜田市でも市民の皆様が認知症に関する理解と周知を進めるため、マリン大橋を9月21日の前後1週間程度の期間、認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色でライトアップする取組みを、浜田市の事業として実施していただきますよう請願致します。

## 2. 理由

認知症の人と家族の会、浜田地区会は平成3年に「呆け老人を抱える家族の会」として発足し、後に「認知症の人と家族の会」と改名しました。平成10年から浜田総合福祉センターで「家族の集い」スタートし、その後場所を変えながら悩みを抱えた方々の相談窓口として月1回の集いを開いてきました。平成24年、認知症施策推進5ヶ年計画「オレンジプラン」に「認知症カフェ」が明示されたことを受け、移行に向け資金や場所・内容等について検討を始め、平成26年1月に赤い羽根共同募金を頂き、「ひだまりふっくら（浜田市新町）」（社会福祉法人いわみ福祉会）の場所を借りて「認知症カフェ」をスタートしました。島根県第一号のスタートとなり「オレンジカフェはまだ」と命名しました。

現在では事業として委託運営として資金を享受し運営しています。第一木曜日は主に認知症機能維持を目的としてのイベントを行い、第三土曜日は家族の集いとして、悩み相談や傾聴することによっての安らぎのひとときを過ごすこととしています。現在では過疎地域の「ミニカフェ」として出張、島根県立大



学の学生ボランティアさんにも参加していただいています。サポート医交流会には令和2年に亡くなられました島田康夫先生にもご来会いただきました。多方面からのご支援をいただき現在に至っています。

9月21日の世界アルツハイマーデーは1994年に国際アルツハイマー病協会（ADI）と世界保健機関（WHO）が共同で制定し、9月を世界アルツハイマー月間と定めて、認知症への正しい理解が進むことを目的として啓発活動を実施しています。認知症の人と家族の会としても世界アルツハイマーデーには大型商業施設等で認知症啓発チラシの配布なども行ってきましたが、コロナ感染症が蔓延した2020年以降は感染症予防のため十分な活動が出来ていません。

ランドマークのライトアップについては2013年に京都タワーが認知症のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップされて以降、全国各地に広がり、県内では松江城、日御碕灯台、グラントワなどで行われています。オレンジ色は認知症サポーターの目印である「オレンジリング」からきています。明るさや苦痛を和らげるという意味が含まれ人々の支え合いを表現した色として使われています。

浜田市の象徴的建造物であるマリン大橋をライトアップすることで「世界アルツハイマーデー」を記念するとともに、市民の皆様にも認知症に対する意識を高め理解していただけるのではないかと推察します。また、令和元年に制定された「浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例」の基本理念にも沿うものと思っております。どうぞこの活動へのご理解をいただき、ご支援下さいますようお願い申し上げます。

2022年5月27日

浜田市議会議員

笹田 卓 様

請願者 全日本年金者組合島根県本部石見支部

住 所 江津市二宮神主 イ742番地

代表者 支部長 深野 政 勝

(連絡先) 浜田市熱田町 887番地5

渡 辺 健 人

紹介議員

芳 谷 英 夫

## 加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書

### 【請願の趣旨】

健康寿命延伸には、家族との円滑な日常会話・地域社会活動への参加が必要とされています。障害者に該当（70デシベル以上）しない、中・軽度難聴者（30～60db）の多くは孤立感を感じながらもコミュニケーションを半ば諦めた毎日を送っている現状です。

難聴者が日常生活を円滑に行い、地域社会活動に参加するためには補聴器は生活必需品となります。全国での補聴器所有者は約210万人（普及率13.5%）と、ヨーロッパ先進国（30%～40%）に比べ極端に低い所有率（推計値、2018年、一般社会法人日本補聴器工業会調べ）となっています。浜田市でも推定、同程度と思われます。

難聴者にとって生活必需品である補聴器は常時、耳に装着して生活する必要があります。感覚器の一部として馴染むためには時間、調整に一定の期間が必要ですが本人は勿論、周囲の応援も必要です。

聞こえにくいことが、うつ病、認知症の危険因子になること（厚生省も認める・別紙参照）にも鑑み高額な補聴器の購入支援が、健康寿命の延伸や医療費の抑制にも寄与するものと考えます。

以上の趣旨により、下記事項について請願します。

### 【請願事項】

1. 浜田市に中・軽度加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度を創設してください。
2. 加齢性難聴者補聴器購入に助成制度を創設するよう国に求めてください。

国に対する「意見書」案

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を求める意見書（案）

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となります。また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。

加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話から脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

日本の難聴者は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たりおおむね10万円から20万円であり、保険適用ではないため全額負担となります。身体福祉法第4条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められています。

欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っています。歩調期のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、身心とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の削減にもつながります。

よって、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求めます。

以上、地方自治体法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

島根県浜田市議会

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様

2/17 自治体

年度 74自治体

## 加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願に関する参考資料

### 【全国の意見書採択及び制度創設・実施状況】

全国 1,741 市区町村（総務省HPより）のうち、標記趣旨の意見書採択は、助成制度創設を求める請願を含め 217 市区町村で採択されています。

また、助成制度を創設・実施している自治体は、本年度実施を含め 74 市区町村です（いずれも全日本年金者組合中央本部発行の「年金者新聞」5/15号より）。

なお、本請願にあたり、同文の請願署名が 262 筆集まったことを申し添えます。



陳情番号	32
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

令和4年5月31日

浜田市議会議長様

団体 子どもの健康と人権を守る会  
住所 浜田市周布町ロ8-4  
代表者 小竹和憲



## 幼児のマスク着用に関する陳情について

### 願意

- ① マスク着用が前提の差別や偏見を助長させる表記の貼り紙撤廃
- ② 市内保育所(園)・認定こども園に通う園児へのマスク着用を一律廃止
- ③ 保育士へのマスク着用の推奨・指導を中止し、本来の保育施設の在るべき姿へ早急に戻す
- ④ 人権とマスクに関する小冊子「たいせつなあなたへ」を子育て世帯及び保育施設等子どもと関わる機関への配布
- ⑤ 手洗い可能な場での消毒用アルコールの撤廃
- ⑥ 地域の実情に応じた独自対策の推進

### 理由

- ① 政府は、新型コロナ対策の基本的対処方針を変更し、マスクについて着用の必要がない場面等を示しました。しかし、この2年半の間、政府やメディアは感染者数増を連日報道し国民の不安を煽り続け、それを受けて県や市は「感染対策の徹底」を求め、100%に近い国民がお願いに従ってマスクを着用する生活となりました。元々、風邪の際にマスクをする習慣のあった日本でマスク着用は屋内外問わず一度も義務化となっておらず、エアロゾルに対して予防効果はないとされていますが、ほとんどの人は事実を知らないままです。  
町ではマスク着用が前提の「思いやりマスク」「マスクマナー」「大切な人を守るマスク」といった同調圧力を生み、差別や偏見を助長させるかのような表記の貼り紙をし、マスクをしない＝ルールを守れない、悪とする風刺も生まれました。見た目には分からない健康上の理由からマスクを着けられない人もいます。思いやりとは



マスクをする人もしない人もお互いの気持ちを尊重するもので、一方の行為だけが善意であるかのように促すものではありません。厚労省の基本的な感染対策はマスクマナーではなく咳エチケットです。

新型コロナウイルスも3年目に突入し、学術的見識も広まり未知のウイルスではなく対応可能なウイルスとなりつつあっても、行政の対応は依然として変わる事無く、何をすることも新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ事が優先だと言われ続けています。結果として熱中症リスクを考えて適宜マスクを着脱するようと言われても、1人で散歩をしている高齢者は相変わらずマスクを着用し、どんなに暑い日の屋外でもマスクをして子どもと遊ぶ親子の姿があります。マスク生活の習慣化により、熱中症で死に至るリスクよりも、人目を気にして大人でさえ自分の意志でマスクを外せなくなっているのです。この国で流行っているのはコロナよりもマスクだと思います。まずは公共の場において差別や偏見を招きかねない表現の中止を求めます。マスクが必要な人、マスクを着ける事が出来ない人、どちらも浜田市にとって大切な人です。

- ② そうした中、子どもを取り巻く環境は決して子どもの成長に好ましい傾向にあるとは言い難く、問題はもっと深刻です。マスク着用によるリスクが取り上げられる事は無く、大人を守る為に子どもの犠牲は仕方ないとされ、町の宝、未来の希望である子どもの心身への悪影響を真摯に受け止める大人が減ってしまいました。乳幼児は自ら息苦しさや体調不良を訴える事が難しく、自分でマスクを外す事も困難です。口元を覆われている違和感から注意力も散漫となり正しく着用する事が難しい為、感染の広がりを予防する効果はあまり期待出来ません。マスク着用により、呼吸や心臓への負担、熱がこもる事による熱中症や鼻血、窒息、骨格のゆがみ、口呼吸、酸欠や顔色等の体調変異時に発見が遅れる等の注意喚起もされています。

未就学児へのマスクを一律には求めないと示されても尚、慎重な保育施設では感染者を出さないようにと子どもへの着用を強いるルールが適用されています。子どもの呼吸は浅く早いのでマスクをして数分後には登山をしているのと同じ状態になります。苦しくて鼻を出していても、保育士によって鼻までマスクを上げ直され、中には午睡時にもマスクをさせていた園もあり、保護者からは戸惑いや心配の声も出ています。睡眠時の危険を十分に知り得ているはずの保育のプロでさえ、感染対策に傾倒するあまり本来あるべき保育の姿を忘れ、不適切な対応が横行しています。虐待の指標で「鼻と口を塞ぐなど窒息につながる行為」「熱中症を招くような環境下での放置」とありますが、感染対策であれば虐待にはならないのでしょうか。園だけに問題があるのではなく、それを取り巻く社会、行政の対応、疑問に感じても見

て見ぬ振りをして声を挙げない大人が招いた現象であると言えます。

厚労省から幼児は如何なる年齢であっても保育者の注意が必要であり、子どもや保護者の意向に反して着用させることは推奨しない、子どもが拒否した場合は着用させるべきではないとしていても、過剰な感染対策による危険の周知やそれを抑制する働きかけが展開されない限り、大人の安心と引き換えに子どもの健やかな発育だけでなく生命さえも脅かされています。上記で記述した内容は浜田市内の実態であり、万が一の事故が起こってしまう前に早急な対応が必要です。

- ③ 乳幼児期の成長段階は人格形成上とても重要な時期であり、親や保育者が与える影響は大です。親や保育者から多くの刺激を受けながら、愛着の絆を形成していきませんが、安心感が刻まれないと海馬に不安や恐怖が記憶されていきます。

「脳の発達には臨界期があり、それは生後3年である。それは脳が生後発達途中であり、この3年のうちに正常で健康な学習体験をさせることが重要である。」と1997年にアメリカのホワイトハウスは結論付けています。目で会話をするという事が不可能な乳幼児は、他者とのコミュニケーションの土台を顔全体の表情を見て、模倣することで学習していきませんが、保育士の口元は不織布マスクで覆われている為に認知的スキルを獲得出来ません。この発達の機会を取り逃がしてしまえば、目だけで表情を想像したり感情を読み取ることは出来ず、円滑な人間関係を構築することが難しくなります。

マスク生活になってから表情筋が衰えた事により、滑舌が悪くなったと感じている保育士もいます。正しく発音する事は子どもの耳にとって大切であり、発語の遅れやIQ低下の報告もあります。子どもの発達を懸念してマスクを外したくても、指摘の声を恐れて園独断では外せないと感じています。これ以上、保育士に不織布マスクを着用して乳幼児と接する事は、人を育てる事の放棄にも繋がるので保育士のマスク着用の廃止と、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る事を目的とした児童福祉施設で入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する事に最も相応しい生活の場であるよう早急に本来の保育の在るべき姿に戻すよう強く求めます。

感染を予防する対策として不織布マスクの着用が推奨されていますが、着用効果ばかりが報じられ着用によるリスクがほとんど認知されていません。大人より酸素を多く必要とする子どもはマスク着用から数分で低酸素状態を作り出し、今の季節は熱中症で生命に繋がる危険があります。身長の高い子どもは地面に近いので、大人よりも3℃以上の熱を受けることがあります。子どもは体温調節が未熟な上に、適切に判断して水分摂取したり、早めに休憩したりが出来ません。そこへ更にマスク

をしていればマスクによって狭い視界は更に遮られ、注意散漫にもなります。呼吸によりマスクの表面は濡れています。体内では脱水状態となっている為に、自己治癒力は働かず自覚症状が現れる前に突然倒れてしまいます。マスク生活となってから鼻血を出す子どもも増え、長時間の着用は免疫力の低下や通常生活の中で獲得するはずだった免疫も得られなくなり、子どもを守る為の予防対策として期待される効果と引き換えに、子どもの健康が損なわれるのは本末転倒です。表情が見えないことによるコミュニケーションや知育の発達遅れなど心身ともに悪影響を与えることは、世界中のたくさんの医師・専門家が提言しています。他にも口呼吸や心臓への負担、窒息、眠気、怠さ、骨格のゆがみ、顔色等の体調変異時に発見が遅れる等の注意喚起も多数されていますが、周知には至りません。

保育施設からマスク着用を言われるだけでなく、乳幼児へのマスク着用のリスクを認知されていない保護者の不安からマスクを着用させているケースもあります。その事から子育て世帯、保育施設等の乳幼児と関わる機関へ子どものマスク着用によるリスクの周知・理解は必要であり、各家庭での判断を促す一助として市民団体リトルレボリューションが発行している小冊子「たいせつなあなたへ」を未就学児(在宅児含む)の子育て世帯、保育施設等への配布を求めます。

- ④ 県内では消毒用アルコールを隠れて舐めて意識不明になった子どももいます。消毒用アルコールは手洗いを出来ない場合の対策であるはずが、感染対策の徹底という指示の元に過剰な対策が取られ、自分の意思を示せない子どもの生命が脅かされています。店内に設置してあるフットレバー式の消毒を遊び半分で使用し、目や口に噴射する光景もよく見られます。また、除菌し過ぎる環境で通常生活の中で獲得すべき免疫を得られず、長期化しているマスク生活で免疫力が低下したところへ小児における感染症に罹患すると通常より重症化し易い事も報告されています。子どもの健康を考え、手洗い可能な場での消毒用アルコール撤廃、やむを得ず使用する場合は子どもの口に入っても安全な成分であるものとし、大人の監視下において目や吸引に細心の注意を払っての使用を求めます。

- ⑤ 浜田市では65歳以上の94%が重症化を防ぐと言われているワクチン接種を終えています。重症化をした子どももいません。陽性者数も市民比率の小数点以下です。命を脅かす恐れのある感染症はコロナだけではなく、過剰な対策によって子どもの成長発達や健康への弊害が顕著に生じている今、地域の実情に応じた対策が取られても良いのではないのでしょうか。

今年度から子どもの医療助成も拡大され子育て世帯の安心は増えてきましたが、大切なのは病院へ掛かることなく、体調を崩してもすぐに回復できるような心身とともに健康な子どもを社会全体で育てることが前提であると考えます。病院や介護施設

設等の必要な場面に応じての感染予防、対策は大切だと思いますが、大人の都合で子ども達の健やかな成長を理不尽に奪うのは、本来の目的とは間違った方向に進んでいると感じます。海外では基本的な感染対策を取り止め、ノーマスクの動きが広がっています。日本は、島根は、浜田市はいつまで世界と逆行する政策を続け取り残されていくのでしょうか。未来に希望が持てない子どもは自身の存在意義、居場所を求めて都会へ出て行きます。人口流出は益々悪化するでしょう。予防線を張って子どもから何もかも取り上げてしまうのではなく、何か問題が起きても子どもは何も心配しなくていいと安心を与えられる大人が増え、いずれ子ども達が大人になった時は地元で恩返しをしたいと思えるような寛容な町でありますように。私達が育てているのは子どもではなく、未来そのものです。最初に声を上げるのはとても勇気のいる事ですが、子どもの犠牲の上に成り立つ社会ではなく、大人が子どもを守り誇れる町となるよう心から望んでおります。

浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

生活保護の不正受給の陳情

趣旨理由：

県外の収入、所得が把握できないことも不正の温床。

まずは、①社会福祉協議会で緊急資金の貸し付けを受ける10万円、20万円

次に、②精神科に通う、統合失調症等の診断がもらえるように演技をする

そのあと、市役所の生活保護係に行く

保護係でヒアリングがあるが①②を伝え、②の診断書があると、仕事ができないこと、生活が苦しいことのハードルはほぼクリアできる。

こうすれば、簡単に生活保護が受けられる。

これらは、ある生活保護ネットワークのオフ会の情報共有の内容です。

また、生活保護が本当に必要な人でも、親族に情報を提供されることを嫌い我慢して、餓死する人もいます。

市民からの名前と住所を提供してもらったにもかかわらず、行動してくれなかった。

まちづくり条例には、「市民は自分が主役だと認識し、積極的にまちづくりに参加することを定めている。

条例が言うように、まちづくりに参加しても生かしてもらえないのでは参加しがいがない。職員のこの姿勢があるべき姿かどうか検討し、是正するべきならそのように動いてほしい。

陳情番号	43
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	



**令和 4 年 6 月浜田市議会定例会議  
条例議案新旧対照表**

**（福祉環境委員会）**

# 新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

## 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、▲▲▲▲とする。 2 〔略〕



## 目 次

議案第42号	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
--------	-----------------------------	---	------

現行			改正後（案）		
（名称、位置及び定員） 第 2 条 クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			（名称、位置及び定員） 第 2 条 クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
〔略〕			〔略〕		
雲城地区児童クラブ	浜田市 <u>金城町七条イ 982 番地</u>	<u>40 人</u>	雲城地区児童クラブ	浜田市 <u>金城町下来原 1541 番地 5</u>	<u>50 人</u>
〔略〕			〔略〕		

新型コロナウイルス感染症関連の状況について

1 新型コロナウイルス感染症患者の状況

オミクロン株の県内流行により、ゴールデンウィーク後は、感染者数が増加傾向となりましたが、6月に入り、感染者数がゼロ人の日が続くなど、現在は、小康状態となっております。

◇患者件数（人）

【令和 2 年度】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
0	0	0	0	0	2	0	0	4	4	0	0	10

【令和 3 年度】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
7	13	0	2	97	56	50	0	0	500	149	176	1,050

【令和 4 年度】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
66	160	14										240

※令和 4 年 6 月 17 日公表分まで

2 浜田保健所への市保健師派遣について

令和 3 年度（1/14～2/20、3/30～3/31） 延べ 74 人

令和 4 年度（4/ 1～5/27） 延べ 17.5 人

3 新型コロナウイルス感染症に係る電話相談件数

令和 2 年 4 月に島根県内に患者が確認されたことから、県の要請を受け本庁健康医療対策課及び支所市民福祉課において電話相談を実施しています。

また、令和 3 年 3 月からは、浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターの相談件数も計上しています。

（裏面へ続く）

◇相談者数及び相談件数（件）

	相談者 数（人）	症状等 の相談	医療 体制	予防 治療	ワクチン 副反応	ワクチ ン一般	その他
令和2年度	273	49	21	10	0	19	178
令和3年度	6,128	70	10	15	16	5,434	587
令和4年度	541	14	0	2	1	511	13

※令和4年6月17日現在

注）一度に複数の相談もあるため、相談者数と件数の合計は一致しません。

4 浜田市外来検査センターの状況

島根県の委託を受けて、市内の医療機関から紹介を受けた患者を対象に新型コロナウイルス感染症の検体検査を行っています。令和4年度においても継続して実施します。

令和4年3月には検体採取の内、4件の陽性判定がありました。

◇検査件数（件）

【令和2年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
未 実 施								1	14	4	1	20

【令和3年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
					(2)				(5)		(4)	(11)
9	4	6	5	13	17	4	11	5	43	27	28	172

【令和4年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	(3)											(3)
29	25	10										64

※令和4年6月17日現在

※（ ）は陽性件数

## はまだ健康チャレンジ事業について

### 1 令和3年度実施状況

#### (1) 応募数

	1期	2期	合計
延人数	1,255	1,363	2,618
実人数	368	444	532

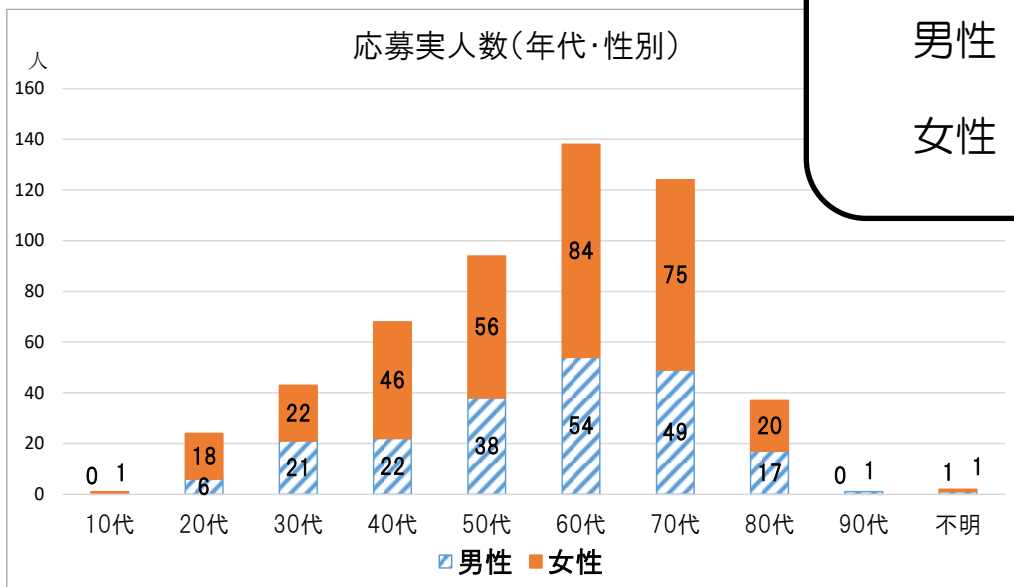
注) 実人数…1期と2期での重複者を除いた合計を算出



#### (2) グループエントリー

1期: 19グループ、2期: 30グループ 計49グループ

#### (3) 年代別応募状況 (実人員)



#### 応募者の1日平均歩数

男性 7,350歩

女性 5,605歩

### 2 令和4年度ウォーキングコースランキングの実施

#### (1) 目的

参加者の運動量アップやおすすめのコースを歩くことで仲間づくりにつなげる等を目的にランキングを実施します。

#### (2) 方法

「歩いたことがある、もしくは歩いてみたいコース」にシールを貼ってランキング集計を行います。

#### (3) 掲示場所

各まちづくりセンター

#### (4) 投票期間

6月1日(水) ~ 7月29日(金)



新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

1 4回目接種（第二期追加接種）対応について

60歳以上で3回目接種から5か月以上経過する対象となる方へは、5月27日（金）から順次、接種券を送付し、5月30日（月）からは市内医療機関でワクチン接種を開始しています。

また、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方については、新型コロナウイルスワクチン対策室及び各支所市民福祉課で申請受付を行い、3回目接種から5か月以上経過しているかを確認し接種券を送付しています。

2 新型コロナウイルスワクチン接種実績について（6月17日現在）

(1) 4回目接種（第二期追加接種）

（単位：件）

区分	件数
券送付数	1,112
接種者	70

※VRSにより抽出、接種者件数は死亡及び転出者を除いた件数

(2) 12歳以上の1、2回目接種（初回接種）、3回目接種（第一期追加接種）

（単位：件）

区分	全体	12～19歳	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65歳～
券送付数	45,978	3,328	7,920	12,058	3,441	19,231
1回目	41,959 91.3%	2,854 85.8%	6,685 84.4%	10,930 90.6%	3,217 93.5%	18,273 95.0%
2回目	41,863 91.1%	2,841 85.4%	6,661 84.1%	10,915 90.5%	3,215 93.4%	18,231 94.8%
3回目	34,820 75.7%	1,151 34.6%	4,206 53.1%	8,835 73.3%	2,997 87.1%	17,631 91.7%
(2回目に対する割合)	(83.2%)	(40.5%)	(63.1%)	(80.9%)	(93.2%)	(96.7%)

※VRSにより抽出、券送付数及び接種者件数は死亡及び転出者を除いた件数

(3) 小児接種（5～11歳）

（単位：件）

区分	件数
券送付数	2,767
1回目	726 26.2%
2回目	644 23.3%

※VRSにより抽出、券送付数及び接種者件数は死亡及び転出者を除いた件数

## 浜田市子育て支援アプリの導入について

浜田市子育て支援アプリの導入について、下記のとおり予定していますので、お知らせします。

### 1 導入目的

必要な情報を必要な人に効率的かつ効果的に伝達し、切れ目のない支援を実施するため、一元的な情報発信が可能なスマートフォン向けアプリケーションを導入する。

妊娠中・子育て中の保護者に、簡単・便利に妊娠・子育てをサポートし、手軽に情報収集できる仕組みを整備するとともに、不安感や孤立を解消し、子育ての充実感の増加と負担感の減少を図る。

### 2 導入効果

#### (1) 住民サービスの向上

子育て負担の軽減、不安・孤独の解消、家族・地域コミュニティの活性化、安心・定住促進

#### (2) 行政サービスの向上

情報配信の高度化・効率化・省力化、コスト削減

### 3 アプリの主な内容

(1) 母子健康手帳サポート機能（記録・管理・予防接種）

(2) 子育て情報配信機能（妊娠週数や子どもの月齢に応じた情報、地域の情報など）

### 4 導入スケジュール

R4. 5. 9	アプリ導入及び運用業務委託プロポーザル公募開始
R4. 5. 31	参加表明書等提出期限
R4. 6. 22	企画提案書等提出期限
R4. 6. 29	審査委員会開催（プレゼンテーション）
R4. 7	選定結果通知・契約締結（～R9. 3. 31）
R4. 8～	運用開始（見込み）

## 令和4年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

本年度の浜田市国民健康保険料について、下記のとおり賦課しましたので報告します。

### 1 納付義務者（世帯数）〔6月1日現在〕

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	7,261世帯	7,056世帯	6,840世帯
前年度比		▲205世帯	▲216世帯
(参考) 被保険者数	10,092人	9,950人	9,458人
前年度比		▲142人	▲492人

※被保険者数は、各年度5月末現在。

### 2 収納必要額

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算時 (ア)	863,472,000円	805,050,000円	722,772,000円
当初賦課時 (イ)	870,736,869円	839,838,820円	768,254,465円
差引額 (イ-ア)	7,264,869円	34,788,820円	45,482,465円

※収納必要額＝事業費納付金＋その他の費用－補助金等の収入

### 3 賦課必要額と当初賦課額の差について

区 分	賦課必要額 (A)	当初賦課額 (B)	差 額 (B-A)
医療分	534,249,306円	531,088,400円	▲3,160,906円
支援金分	199,323,312円	197,044,100円	▲2,279,212円
医療分＋支援金分	733,572,618円	728,132,500円	▲5,440,118円
介護分	55,838,053円	55,560,200円	▲277,853円
合 計	789,410,671円	783,692,700円	▲5,717,971円

※賦課必要額＝収納必要額÷予定収納率

※年度途中の加入・脱退や所得判明等があるため、賦課額は今後増減しますが、最終的に収納必要額を満たさなかった場合には、財政調整基金の取崩しにより対応します。

### 4 通知件数〔6月1日現在〕

区 分	件 数	割 合
普通徴収	口座	5,094件 74.47%
	納付書	1,301件 19.02%
特別徴収	継続	332件 4.85%
	新規	113件 1.65%
合 計	6,840件	100.00%



## 5 通知書発送日

令和4年6月10日(金)

※6月13日(月)から6月27日(月)まで、相談窓口を開設しています。

## 6 国民健康保険料収納率について

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度比
現年度	調定額	931,111,500円	887,432,700円	870,749,400円	-
	収入済額	898,575,885円	863,741,389円	849,591,690円	-
	還付未済額	4,500円	126,400円	164,200円	-
	収納率	96.51%	97.32%	97.55%	0.24pt
	不納欠損額	139,800円	159,200円	207,700円	-
滞納繰越	調定額	124,973,105円	123,382,305円	116,989,775円	-
	収入済額	21,964,624円	24,617,035円	17,829,863円	-
	還付未済額	0円	0円	0円	-
	収納率	17.58%	19.95%	15.24%	▲4.71pt
	不納欠損額	9,825,065円	4,336,506円	13,656,663円	-
合計	調定額	1,056,084,605円	1,010,815,005円	987,739,175円	-
	収入済額	920,540,509円	888,358,424円	867,421,553円	-
	還付未済額	4,500円	126,400円	164,200円	-
	収納率	87.16%	87.87%	87.80%	▲0.07pt
	不納欠損額	9,964,865円	4,495,706円	13,864,363円	-

## 令和4年度 個人市民税の当初賦課の状況について (税務課)

令和4年度の当初賦課調定額は、約22億4,900万円(前年度比102.27%)となりました。

### 1 個人市民税の当初賦課の状況

	令和4年度	令和3年度	増減 (R4 - R3)	前年度比
当初歳入予算額	2,217,831,000円	2,230,794,000円	▲12,963,000円	99.42%
当初賦課調定額	2,249,342,700円	2,199,354,300円	49,988,400円	102.27%
給与特別徴収	1,828,873,200円	1,810,578,600円	18,294,600円	101.01%
普通徴収	420,469,500円	388,775,700円	31,693,800円	108.15%
納税義務者数	26,193人	26,432人	▲239人	99.10%
給与特別徴収	18,222人	18,354人	▲132人	99.28%
普通徴収	7,971人	8,078人	▲107人	98.68%

※ 普通徴収には、併徴(給与特別徴収と普通徴収の併用)及び年金特別徴収を含む。

### 2 当初賦課調定額の主な増減要因

	令和4年度	令和3年度	調定額への影響 (試算)
給与所得の増加	給与所得・税率6% 580億2,205万円	給与所得・税率6% 575億2,321万円	(+) 約2,990万円
雑所得(公的年金以外)の増加	雑所得・税率6% 9億3,165万円	雑所得・税率6% 6億9,364万円	(+) 約1,430万円
株式等(一般及び上場株式) に係る譲渡所得の増加	譲渡所得・税率3% 7億6,318万円	譲渡所得・税率3% 1億2,340万円	(+) 約1,920万円
寄附金税額控除の増加 (寄附金税額控除の約99%がふるさと寄附分)	寄附金税額控除 5,042万円	寄附金税額控除 3,689万円	(-) 約1,350万円

### 3 浜田市民が申告した「ふるさと寄附(支払額)」の影響額について【参考】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
寄附人数	604人	756人	735人	1,045人	1,457人
寄附金額	5,264万円	7,170万円	6,752万円	8,547万円	1億1,625万円
寄附金税額控除	2,204万円	2,772万円	2,848万円	3,689万円	5,042万円

※ 上記の人数及び金額には、浜田市民が浜田市へ行ったふるさと寄附も含まれる。(内訳不明)

### 4 納税通知書発送日 令和4年6月9日(木)

### 5 相談窓口開設日程・場所

期 間	時 間	場 所
6月13日(月)～6月27日(月)	午前9時～午後5時	本庁舎2階 税務課窓口

## 令和3年度 市税収納率について（税務課）

令和3年度市税<sup>※1</sup>の収納率が確定しましたので報告します。

現年度分の収納率は**99.57%**で前年度に比べて**1.48ポイントの増**、滞納繰越分は**48.46%**で前年度に比べて**24.15ポイントの増**、合計は**97.77%**で**1.57ポイントの増**でした。

令和3年度の収納率向上の主な取組は次のとおりです。

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| (1) 夜間の電話催告・訪問臨戸  | (5) スマホ決済の導入           |
| (2) 預貯金等の財産差押えの強化 | (6) 搜索・公売の実施           |
| (3) 口座振替の推進       | (7) 徴収指導員（元国税徴収官）による指導 |
| (4) コンビニ納付の推進     | (8) 相続財産管理人の申立         |

新たな滞納者をつくらない取組を重点とし、早期の電話催告や臨戸により早期納付を促すことに努めました。

令和2年度中に新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対して徴収猶予の特例を申請に基づき適用しました。猶予期間経過により納付があった結果、滞納繰越分の収納率は大幅増となりました。徴収猶予分を除いた収納率は18.36%で前年度に比べて5.95ポイントの減となりました。

なお、生活困窮の滞納者などに対しては、平成29年度から滞納処分の執行停止<sup>※2</sup>の適用を継続的に実行しています。

### 〈市税収納率の推移（令和元年度～令和3年度）〉

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度（前年度比）	《徴収猶予額分》 徴収猶予を除いた額 （前年度比）
現年度分	調定額	7,455,772千円	7,482,624千円	7,230,906千円	《8,257千円》 7,222,649千円
	収入済額	7,417,215千円	7,340,157千円	7,200,017千円	《4,335千円》 7,195,682千円
	収納率	99.48%	98.09%	99.57%（1.48ポイント）	99.63%（1.54ポイント）
	不納欠損額	631千円	1,221千円	3,421千円	-
滞納繰越分	調定額	202,624千円	196,736千円	264,001千円	《98,964千円》 165,037千円
	収入済額	38,842千円	47,833千円	127,930千円	《97,637千円》 30,293千円
	収納率	19.10%	24.31%	48.46%（24.15ポイント）	18.36%（▲5.95ポイント）
	不納欠損額	5,243千円	22,557千円	19,677千円	-
合 計	調定額	7,658,400千円	7,679,360千円	7,494,907千円	《107,221千円》 7,387,686千円
	収入済額	7,456,057千円	7,387,990千円	7,327,947千円	《101,972千円》 7,225,975千円
	収納率	97.35%	96.20%	97.77%（1.57ポイント）	97.81%（1.61ポイント）
	不納欠損額	5,874千円	23,778千円	23,098千円	-

※1 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

※2 地方税法第15条の7第4項に基づき3年間滞納処分を停止した上で、納付資力の改善が見られない場合不納欠損する制度。

# 浜田市上下水道事業の経営戦略の見直しについて

このことについて、経営戦略の見直しにあたり、「水道事業審議会」及び「浜田市下水道審議会」において、経営戦略（案）を提案し審議いただきましたので報告します。

## 1 水道事業審議会の内容について

- 開催日時 令和4年3月22日（火） 午前10時00分～午前11時57分（出席委員10名）
- 主な意見等
  - ・給水人口の見込みについて、過去3年間の実績に基づいて割り出すと、実際の減少率との乖離は今後徐々に大きくなると思われ、結果として甘い見込みになってしまうのではないか。
  - ・有収水量の減少は、人口減少と料金改定によるものもあると思われる。どの程度が人口減少による影響で、またどの程度が料金改定による影響なのか。
  - ・投資・財政計画上で、令和元年度と令和10年度の補助金が大きく違う。なぜこのように補助金が減っているのか。
  - ・経費節減を図るとあるが、具体的にはどの部分で節減を図るのか。さらに経営戦略にはどのように反映されているのか。
  - ・現状の更新率だと全てを更新するのに100年以上かかる計画になっているようだが、老朽管の破裂事故が散発にとどまらず頻発によって長期の断水にならないような計画はできないものか。

## 2 下水道審議会の内容について

- 開催日時 令和4年4月14日（木） 午前9時57分～午前11時35分（出席委員12名）
- 主な意見等
  - ・地球温暖化が進む中、再生可能エネルギーなど環境に配慮した取組をしていただきたい。
  - ・令和8年度末に汚水処理人口普及率58%の目標を達成するためには、相当な努力が必要ではないか。
  - ・処理人口2,200人に加え、就業者等の周辺人口をどのくらい見込み、処理場の容量を設定しているのか。
  - ・接続率向上への取組をどのように考えているのか。
  - ・設計から施工まで民間へ発注される予定だが、どれだけの費用削減の効果があるのか。

## 3 今後のスケジュール

令和4年6月	6月定例会議の福祉環境委員会に経営戦略の概要を報告
令和4年7月	審議会に福祉環境委員会でのご意見を報告し、さらに審議
令和4年9月	9月定例会議の福祉環境委員会に審議後の経営戦略を報告

# 浜田市 水道事業 経営戦略 (R4~R13 概要版)

## 1 経営戦略の見直し

- ・国の補助金や一般会計からの繰入金を一助に運営してきた簡易水道事業を、平成30年度から統合し一体的な運営に取り組んでいる水道事業ですが、統合効果を上回る規模で繰入金が縮減し、収支見通しは厳しい見込みです。
- ・令和元年7月に策定した「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画《アセットマネジメント》」、令和2年10月に完了した水道料金の改定を踏まえ、平成29年3月に策定した経営戦略を見直します。

## 2 前経営戦略と実績の比較

		H29	H30	R1	R2
給水人口 (単位：人)	試算値	53,399	52,838	52,284	51,736
	実績値	53,270	52,491	51,675	51,025
	差	△129	△347	△609	△711
有収水量 (単位：千m <sup>3</sup> )	試算値	6,386	6,303	6,238	6,140
	実績値	6,558	6,400	6,216	6,331
	差	172	97	△22	191
企業債残高 (単位：百万円)	試算値		8,793	8,323	7,872
	実績値		9,296	8,848	8,485
	差		503	525	613

- ・給水人口の推計に乖離があったものの、有収水量は試算値とほぼ同等の実績を保っています。これは、平成30年11月に着工した三隅発電所2号機の関連で、例年にはない現場作業員等の流入人口があったためと推測します。
- ・企業債については、返済額は概ね計画どおりですが、借入額は、見込みに比べ上振れしており、後年の返済額増加は否めません。

## 3 経営比較分析表を活用した現状分析

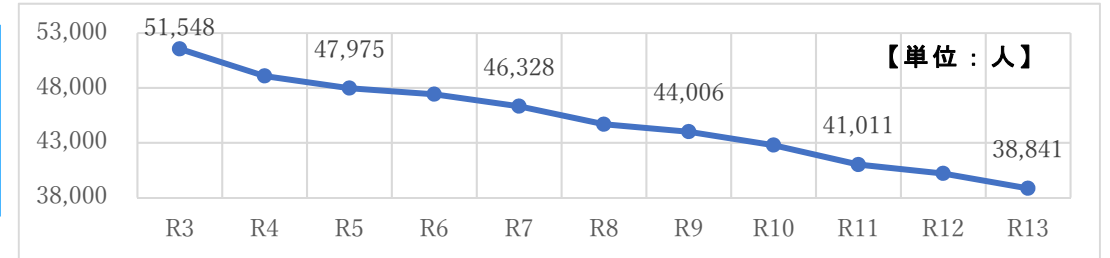
【令和2年度 決算値】	浜田市	全国平均
経常収支比率(%)	114.81	110.91
流動比率(%)	139.20	350.79
企業債残高対給水収益比率(%)	715.11	322.92
料金回収率(%)	90.81	100.85
給水原価(円)	206.37	167.10
施設利用率(%)	65.34	59.91
有収率(%)	78.48	87.26
有形固定資産減価償却率(%)	51.89	49.20
管路経年化率(%)	17.42	18.33
管路更新率(%)	0.36	0.60

- ・全国平均と大きな差があるのが、流動比率と企業債残高対給水収益比率です。どちらも旧簡水エリアの事業に費やした膨大な企業債の影響が大きいです。
- ・有収率も全国平均と乖離し、平成27年度策定の「第2次浜田市水道ビジョン」の数値(78.4%)とほぼ変化がありません。

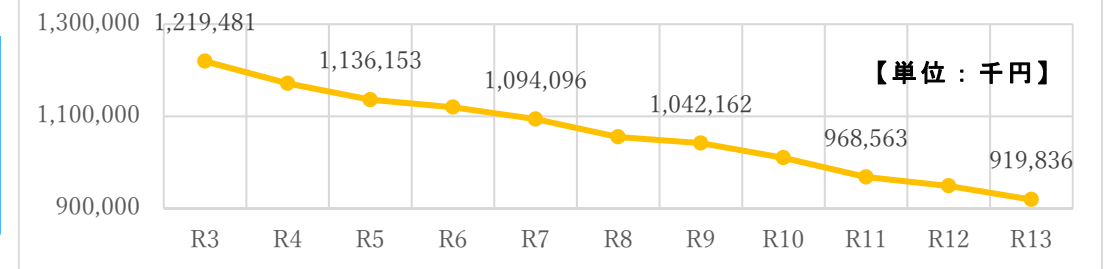
## 4 将来の事業環境

- 「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画《アセットマネジメント》」から抜粋
- ・第1次更新対象施設を抽出した施設全体の需要額は、全体で161億円であった。更新の平準を図るため、(2020年から)20年間での年平均需要額は約8億円である。
  - ・更新事業に適応した国庫補助を活用した場合、実質の需要額は約6億2千万円である。

給水人口の推移  
・R3を基準に、R13には約1万3千人の減を見込みます。



料金収入の推移  
・R3を基準に、R13には約3億円の減を見込みます。

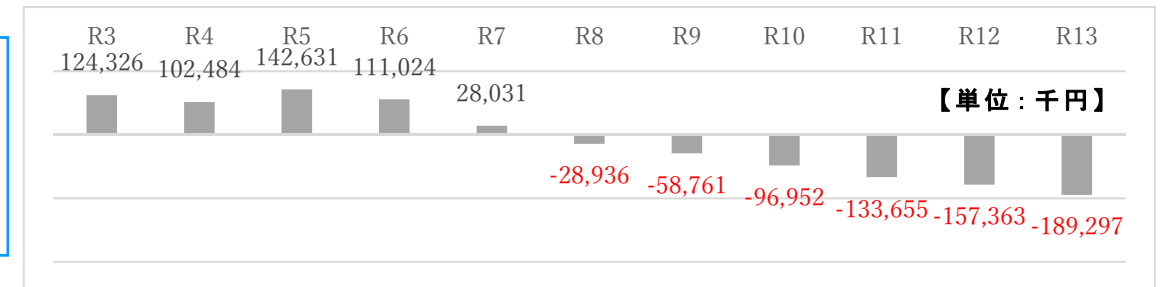


## 5 経営の基本方針

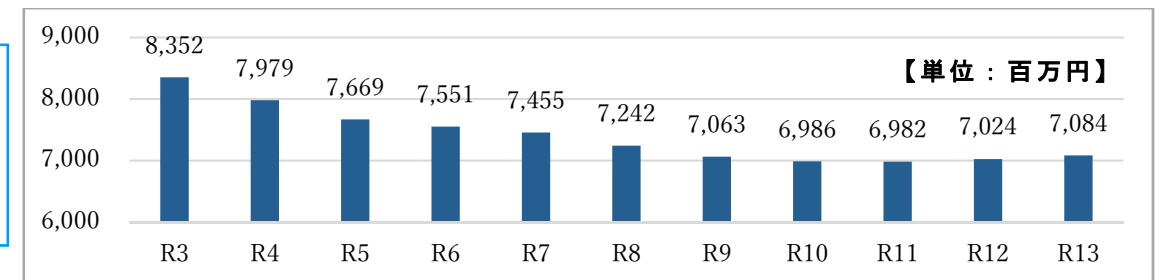
- ・人口減少、節水型機器の普及、節水意識の浸透などにより、水需要の減少傾向と比例して、料金収入の減少は当面続いていくものと見込まれます。一方、電力や材料費の値上げにより経費の増加が懸念されることから、業務の効率化や組織の改編を実行し、人件費削減等の継続的な経費節減に努めます。
- ・また、給水開始からかなりの年月が経過した施設や管路が本格的な更新時期を迎えていることから、老朽化した施設や管路の更新・改修を行い、また、災害に対応すべく基幹管路の耐震化に取り組みます。

## 6 投資・財政計画

経常損益の推移  
・R8には赤字を見込むため、水道料金の見直しが必要です。



企業債の推移  
・R12から借入額が返済額を上回る見込みです。



## 7 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略の記載内容及び投資・財政計画(収支計画)は、概ね5年ごとの定期的な見直し(ローリング)を行うこととし、環境変化等を踏まえた目標の再設定や戦略の修正・再策定の検討など、必要な修正を行います。

# 浜田市水道事業経営戦略

---

令和4年度～令和13年度

(案)

令和4年 月

浜田市上下水道部

# 目 次

1. 経営戦略の見直し	1
2. 前経営戦略と実績の比較	2
(1) 給水人口	2
(2) 有収水量	2
(3) 給水収益	3
(4) 一般会計繰入金	3
(5) 企業債残高	3
3. 事業概要	4
(1) 事業の現況	4
① 給水	4
② 施設	5
③ 料金	6
④ 組織	7
(2) これまでの主な経営健全化の取組	8
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	10
4. 将来の事業環境	17
(1) 給水人口の予測	17
(2) 水需要の予測	18
(3) 料金収入の見通し	19
(4) 施設の見直し	20
(5) 組織の見直し	21
5. 経営の基本方針	22
6. 投資・財政計画（収支計画）	23
(1) 投資・財政計画（収支計画）	23
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	23
① 収支計画のうち投資についての説明	23
② 収支計画のうち財源についての説明	24
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	25
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	26
① 投資について検討状況等	26
② 財源について検討状況等	26
③ 投資以外の経費についての検討状況等	27
7. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	28

## 別紙1 投資・財政計画（収支計画）

# 浜田市水道事業経営戦略

団 体 名 : 島根県浜田市

事 業 名 : 水道事業

策 定 日 : 令和4年9月

計 画 期 間 : 令和4年度 ~ 令和13年度

## 1. 経営戦略の見直し

本市の水道事業は、昭和9年の給水開始以来、市民の皆様へ安心して安全な水道水の確保と供給に努めてきたところですが、近年の人口の減少化傾向や節水型機器の普及により、有収水量の減少傾向が続いており、給水収益の減少が水道事業経営に大きな影響を及ぼしています。

一方では、水道施設・管路の老朽化が進んでおり、耐用年数を経過した水道施設は年々増加し、更新需要に対応する財源の確保が課題となっています。

また、地震等の自然災害発生時の断水や給水制限を回避するため、配水管の耐震化率の向上を図るなど、災害に強い水道施設の整備に取り組んでいく必要があります。

さらに、国からの補助金や一般会計からの繰入金で収支均衡を図りながら運営されてきた簡易水道事業を、国が示した方針に従い、平成30年度から上水道事業に統合し一体的な運営に取り組んでいますが、統合効果を上回る規模で繰入金が縮減していくため、収支見通しは明るくありません。

平成29年3月に策定した経営戦略は、計画期間を平成29年度から平成38年度（令和8年度）までとしており現在も計画期間中ですが、令和元年7月に策定した「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画（アセットマネジメント）」と令和2年10月に完了した水道料金の改定を踏まえて経営戦略を見直します。





## 2. 前経営戦略と実績の比較

平成 29 年 3 月に策定した経営戦略の予測値と実績値の比較は次のとおりです。

		H29	H30	R1	R2
給水人口 (単位：人)	試算値	53,399	52,838	52,284	51,736
	<b>実績値</b>	<b>53,270</b>	<b>52,491</b>	<b>51,675</b>	<b>51,025</b>
	差	△129	△347	△609	△711
有収水量 (単位：千m <sup>3</sup> )	試算値	6,386	6,303	6,238	6,140
	<b>実績値</b>	<b>6,558</b>	<b>6,400</b>	<b>6,216</b>	<b>6,331</b>
	差	172	97	△22	191
給水収益 (単位：千円、 税抜)	試算値	1,036,327	1,279,686	1,266,512	1,246,634
	<b>実績値</b>	<b>1,033,375</b>	<b>1,069,216</b>	<b>1,103,916</b>	<b>1,186,556</b>
	激変緩和繰入金	-	252,000	171,000	107,000
	差	△2,952	41,530	8,404	46,922
一般会計繰入額 (統合前の簡易水道の 高料金対策に要する経費分) (単位：千円)	試算値		135,638	137,147	143,169
	<b>実績値</b>		<b>136,185</b>	<b>176,583</b>	<b>167,802</b>
	差		547	39,436	24,633
企業債借入額 (単位：百万円)	試算値		320	295	295
	<b>実績値</b>		<b>80</b>	<b>320</b>	<b>411</b>
	差		△240	25	116
企業債返済額 (単位：百万円)	試算値		758	765	746
	<b>実績値</b>		<b>758</b>	<b>767</b>	<b>774</b>
	差		0	2	28
企業債残高 (単位：百万円)	試算値		8,793	8,323	7,872
	<b>実績値</b>		<b>9,296</b>	<b>8,848</b>	<b>8,485</b>
	差		503	525	613

### (1) 給水人口

給水人口の試算値と実績の乖離は年を追うごとに広がり、令和 2 年度での比較では乖離率△1.37%となっています。「浜田市総合振興計画」の推計人口も実績値は下方に乖離しており、今後の経営戦略では、より厳しく給水人口を推計する必要があります。一方、三隅発電所関連に伴う流入人口について、影響を無視できない人口数となっており、本経営戦略では、三隅発電所対策室の予測を踏まえた給水人口を推計します。

### (2) 有収水量

有収水量は試算値とほぼ同等の実績を保っています。これは、平成 30 年 11 月に着工した三隅発電所 2 号機の関連で、例年にはない現場作業員等の流入人口があったためと推測します。令和 4 年度の竣工後はこの特需はなくなるものの、1 号機・2 号機と

もに3年に一度の定期検査があるため、給水人口にこの影響を加え、本経営戦略に組み込みます。

### (3) 給水収益

前経営戦略では、平成30年4月に水道料金の改定を完了させる予定でしたが、激変緩和措置を講じたことにより給水収益の実績値が試算値を下回っています。しかし、一般会計からの繰入金を考慮すれば、試算値を上回ることになります。令和2年10月に料金改定が完了したため、料金改定後の給水収益の見込みを経営戦略に反映します。

### (4) 一般会計繰入金

国の繰出基準に基づいた「統合前の簡易水道の高料金対策に要する経費に係る繰入金」は、平成31年度（令和元年度）に大幅な改定があったため、繰入金が著しく増額となりました。しかし、6年目以降は段階的に縮減され、統合後10年で皆減となる措置に変更はありません。

### (5) 企業債残高

平成29年度の簡易水道事業特別会計での借入金の見込みに差異があり、平成30年度以降の企業債残高に約5億円の乖離があります。返済額は概ね計画どおりですが、借入額は、令和元年7月に策定された「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画（アセットマネジメント）」に基づく、前経営戦略時点の見込みより多くの企業債を借り入れることとなります。

## ◎総括

給水人口の推計に乖離があったものの、給水収益と激変緩和繰入金との合算は試算値を上回る数値を維持しています。企業債については、返済額は概ね計画どおりですが、借入額は、前経営戦略時点の見込みに比べ上振れしており、後年の返済額増加は否めません。

令和2年10月に完了した料金改定により、令和2年度の決算においては、純利益2億2,639万円の黒字を維持し、現金預金も13億8,550万円を確保しています。当面の水道事業経営は維持できますが、給水人口の減少による給水収益の減少や繰入金の縮減等を考慮し、かつ「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画（アセットマネジメント）」を遂行していくためには、水道事業の業務見直しを図りつつ、水道料金の見直しを検討する必要があります。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 給水

供用開始年月日	昭和9年7月1日	計画給水人口	52,119人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	現在給水人口	51,025人
		有収水量密度	0.461千m <sup>3</sup> /ha

本市の水道事業は、昭和9年に当時の浜田町、石見村の一部で給水を開始して以来、産業の振興や住宅地の開発などに伴う水需要の拡大に対応し、公衆衛生の向上を図るため、順次の区域拡張事業を実施してまいりました。

昭和30年には、第1期拡張事業が認可され、給水区域は長沢町・浅井町～港町・瀬戸ヶ島地区へと拡大しました。

昭和44年には、第3期拡張事業により、熱田町・長浜町～治和町・津摩町、内田町・内村町地区も給水区域となりました。

昭和55年には、第4期拡張事業により、生湯町・河内町・野原町・西村町地区も給水区域となりました。

平成11年度からは、中山間地域の水道未普及地域解消事業に着手し、後野・佐野・宇津井地区での給水を開始するとともに、三階・長見地区、横山・田橋地区も給水区域に取り込み、平成21年には櫛田原・鍋石地区でも給水を開始したことから、旧浜田市内のほとんどの地域が給水区域となりました。

平成30年4月から、金城・旭・弥栄・三隅地区の簡易水道8事業と事業統合し、中央監視による各施設の一元管理や統廃合による合理化・効率化を進める等、経営基盤の強化に取り組んでいます。各地区の概要については以下のとおりです。

**金城地区**には、事業統合前まで雲城波佐簡易水道事業と今福美又簡易水道事業の2事業があり、いずれも昭和46年に給水開始しました。

雲城波佐簡易水道事業は、昭和53年に雲城簡易水道と波佐簡易水道を統合し、今福美又簡易水道事業は、平成2年に岩塚飲料水、今福簡易水道及び美又簡易水道を統合し、区域拡張を行いながら平成30年度の事業統合に至りました。

**旭地区**の事業統合前までの簡易水道事業は1事業で、昭和46年に給水開始して以来、昭和50年に今市地区簡易水道及び木田地区簡易水道を統合し旭簡易水道となり、平成7年に市木地区簡易水道及び都川地区簡易水道を統合し、新旭簡易水道事業となりました。

平成12年には新都川浄水場を建設し、平成14年に来尾地区簡易給水施設を統合、平成15年に市木浄水場を建設し、平成30年度の事業統合に至りました。

また、「島根あさひ社会復帰促進センター」の設置に伴い、戸川水源の改良や膜ろ過施設の整備を行っています。

**弥栄地区**の事業統合前までの簡易水道事業は1事業で、昭和57年に給水開始し、平成9年に稲代六歩谷簡易水道、野坂簡易水道及び高内簡易水道を統合し、区域拡張や新弥栄

水源を新設し、平成 30 年度の事業統合に至りました。

三隅地区の事業統合前までの簡易水道事業は三保簡易水道事業、平原簡易水道事業、西の谷簡易水道事業及び河内簡易水道事業の 4 事業がありました。

三保簡易水道事業は昭和 33 年に給水開始し、昭和 51 年に須津簡易水道、平成 24 年に三隅簡易水道を統合し、平成 30 年度の事業統合に至りました。

平原簡易水道事業は平成 6 年に給水開始し、平成 9 年に第 2 水源を新設、西の谷簡易水道事業は平成 17 年に三保簡易水道事業から分水により給水を開始、河内簡易水道事業は平成 17 年に給水を開始し、平成 22 年に井川地区へ給水拡張し、平成 30 年度の事業統合に至りました。

## ② 施設

水	源	地下水・伏流水		
施設数	浄水場設置数	16	管路延長	1,164km
	配水池設置数	96		
施設能力	22,114 m <sup>3</sup> /日		施設利用率	78.1%

### 【浄水施設の概要】

	浄水場	地区	原水の種類	浄水処理方法	一日平均浄水量 (m <sup>3</sup> /日)
1	美川浄水場	浜田	浅井戸水	消毒のみ	13,331
2	黒川水源地	浜田	浅井戸水	消毒のみ	2,349
3	大麻水源地	浜田	浅井戸水	消毒のみ	63
4	国府水源地	浜田	浅井戸水	消毒のみ	1,499
5	小国浄水場	金城	浅井戸水	急速ろ過	101
6	波佐浄水場	金城	浅井戸水	膜ろ過	873
7	市木浄水場	旭	浅井戸水	膜ろ過	62
8	新都川浄水場	旭	浅井戸水	急速ろ過	730
9	新戸川浄水場	旭	浅井戸水	膜ろ過	520
10	野坂浄水場	弥栄	浅井戸水	膜ろ過	18
11	弥栄浄水場	弥栄	伏流水	急速・緩速ろ過	240
12	稲代六歩谷浄水場	弥栄	浅井戸水	緩速ろ過	29
13	高内浄水場	弥栄	伏流水	緩速ろ過	60
14	三保浄水場	三隅	浅井戸水	紫外線処理	2,032
15	平原第 3 水源地	三隅	深井戸水	消毒のみ	50
16	河内浄水場	三隅	浅井戸水	膜ろ過	157

### ③ 料金

料金体系の概要・考え方	本市の水道料金体系は、口径別の基本料金に従量料金を加算する料金体系を採用しています。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和2年10月1日

#### 現行の料金水準について

#### 基本料金(メーター使用料を含む)

【単位：円(税込)】

口径	13ミリ	20ミリ	25ミリ 30ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ	100ミリ	150ミリ
料金	924	990	1,430	3,410	6,820	10,120	34,320	39,270

#### 従量料金(使用水量1m<sup>3</sup>につき)

【単位：円(税込)】

使用水量	10m <sup>3</sup> 以下	11m <sup>3</sup> 超過～ 20m <sup>3</sup> 以下	21m <sup>3</sup> 超過～ 50m <sup>3</sup> 以下	51m <sup>3</sup> 超過～ 500m <sup>3</sup> 以下	501m <sup>3</sup> 超過～ 1,000m <sup>3</sup> 以下	1,001m <sup>3</sup> 超過
料金	93.5	165	203.5	242	225.5	209

#### 1ヶ月当たり水道料金の例

【単位：円(税込)】

少量使用家庭	口径13ミリ、使用水量10m <sup>3</sup> の場合	1,859
標準家庭	口径13ミリ、使用水量20m <sup>3</sup> の場合	3,509

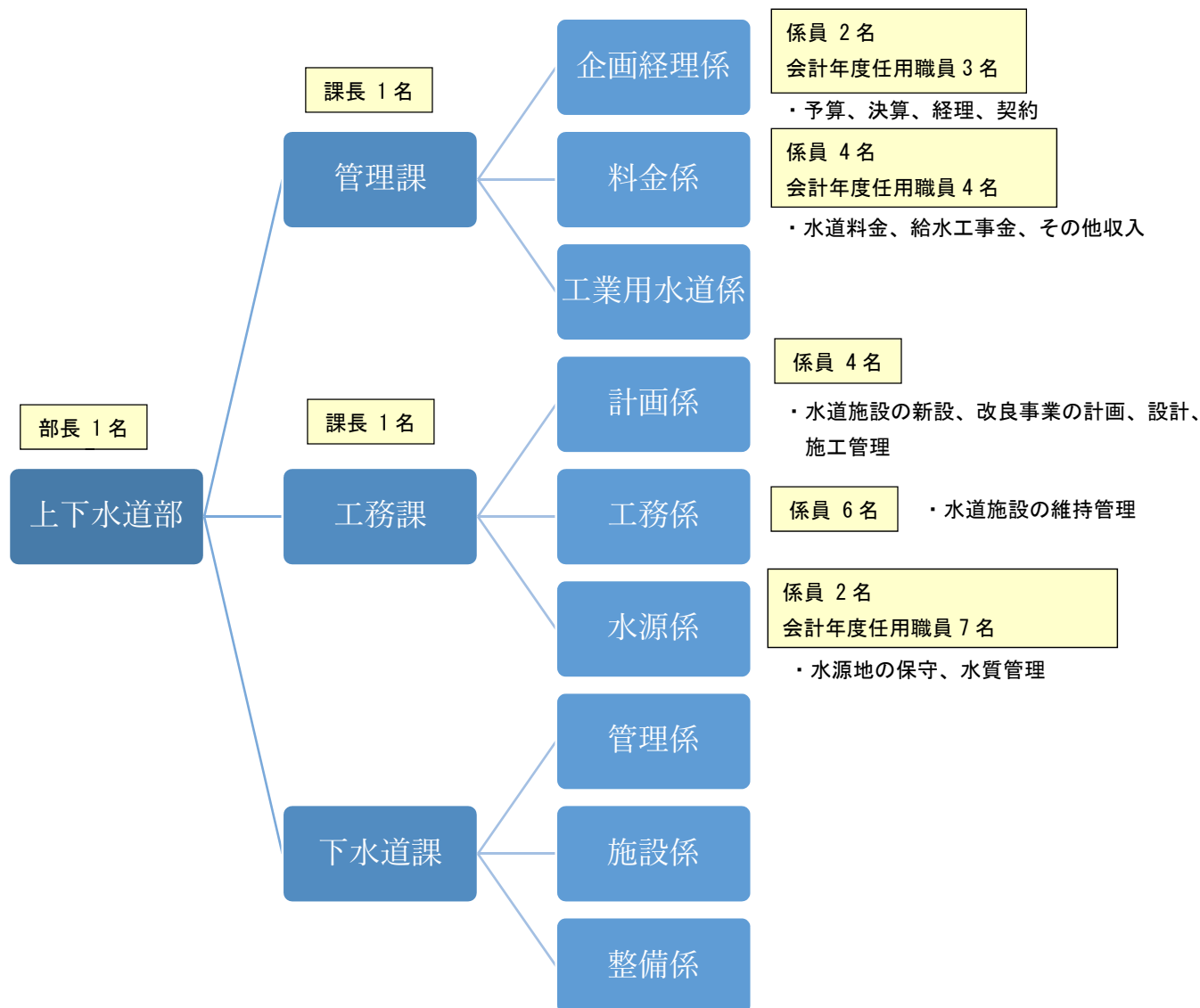
④ 組織（令和4年4月1日現在）

本市上下水道部は、3課9係体制となっています。このうち、上水道事業に係る組織体制は、管理課、工務課の2課、企画経理係、料金係、工務係、計画係、水源係の5係体制となっています。

職員数は、損益勘定支弁職員29名、資本勘定支弁職員6名、の計35名であり、一般行政職11名、水道技術職10名、会計年度任用職員14名となっています。（下記の組織図参照）

浜田市上下水道部組織図

水道事業会計支弁職員数は、上下水道部長以下、合計35名となっています。（令和4年度）



浜田市上下水道部には、水道事業会計のほか、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業用集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計の6の事業会計があります。

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

本市の水道事業は、昭和9年に給水開始して以来、順次の拡張事業を実施し、平成17年10月の市町村合併以降は、退職職員の不補充や水道メーター検針及び開閉栓業務、給水管修繕等の業務の民間委託を行いながら、経営改善に努めてきました。

平成30年4月には上水道事業と簡易水道事業を統合し、水道事業に携わる正規職員数は、28人(H22年度)から21人(R4年度)に7人削減となっています(下図①参照)。

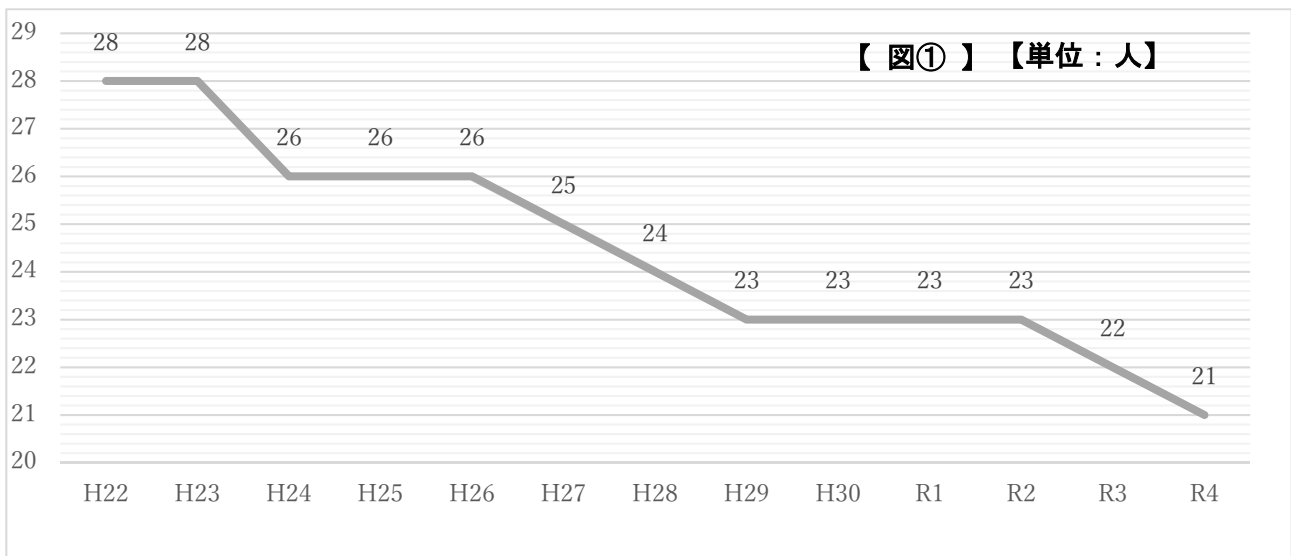
また、財務基盤の強化を図るため、平成21年度以降、企業債による資金調達を行わず、損益勘定留保資金等の内部留保資金のみで建設改良事業を実施したことにより、企業債残高の約18億円の削減を図りました(下図②参照)。平成30年4月には、経営基盤が弱く、建設改良事業の財源を企業債に頼っていた簡易水道事業を事業統合し、企業債残高が大幅に増大し、建設改良事業に企業債を充当することとなりました。事業統合メリットを活用し、適切な建設改良事業を施工しながらも企業債残高が削減できるよう、さらなる経営改善に取り組みます。

水道料金については、平成17年10月の市町村合併以降、旧市町村ごとに水道料金表が異なりましたが、不公平性の解消と老朽管路の更新費用調達のため、平成30年10月から料金表の改定を行いました。改定は、激変緩和の観点から3か年で段階的に実施しました。

### 水道事業職員の推移

【単位：人】

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
職員数	28	28	26	26	26	25	24	23	23	23	23	22	21

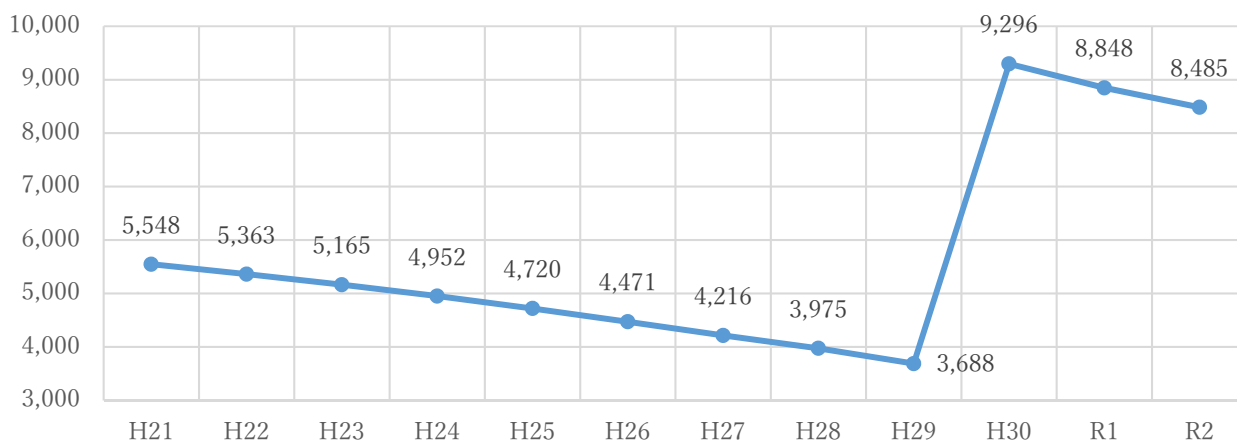


### 企業債残高の推移

【単位：百万円】

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
企業債残高	5,548	5,363	5,165	4,952	4,720	4,471	4,216	3,975	3,688	9,296	8,848	8,485

【図②】 【単位：百万円】



### 水道料金表の推移(抜粋)

【単位：円(税込)】

		区分	～平成30年9月	令和2年10月～ (料金統一)	増加額 (消費税増税分も 加味)
(1)	少量使用家庭 口径13ミ 1か月分 使用水量:10 m <sup>3</sup>	浜田	1,324	1,859	535
		金城・旭・弥栄	2,073		△214
		三隅	1,604		255
(2)	標準使用家庭 口径13ミ 1か月分 使用水量:20 m <sup>3</sup>	浜田	2,674	3,509	835
		金城・旭・弥栄	4,017		△508
		三隅	2,879		630
(3)	小規模事業者 口径25ミ 1か月分 使用水量:200 m <sup>3</sup>	浜田	40,085	46,420	6,335
		金城・旭・弥栄	39,052		7,368
		三隅	25,861		20,559
(4)	大規模事業者 口径40ミ 1か月分 使用水量:800 m <sup>3</sup>	浜田	165,041	188,650	23,609
		金城・旭・弥栄	155,952		32,698
		三隅	132,915		55,735



### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

#### 「経営比較分析表」の意義

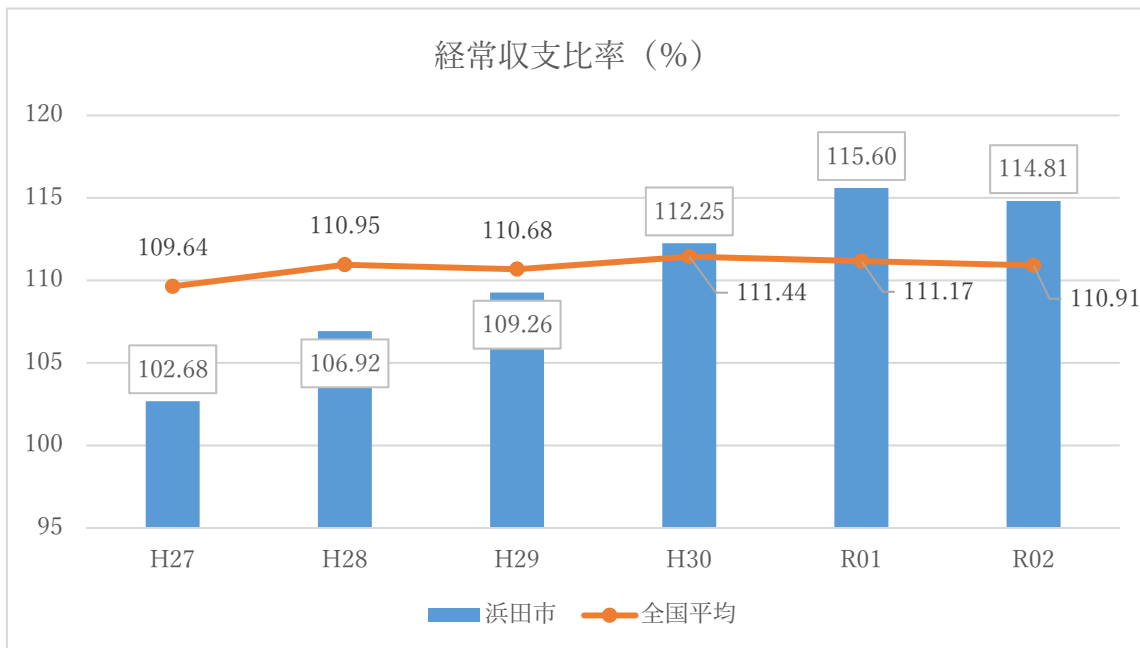
経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当団体の経年比較や全国平均との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能になります。

#### ① 経常収支比率 (%)

経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが重要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取り組みが必要です。

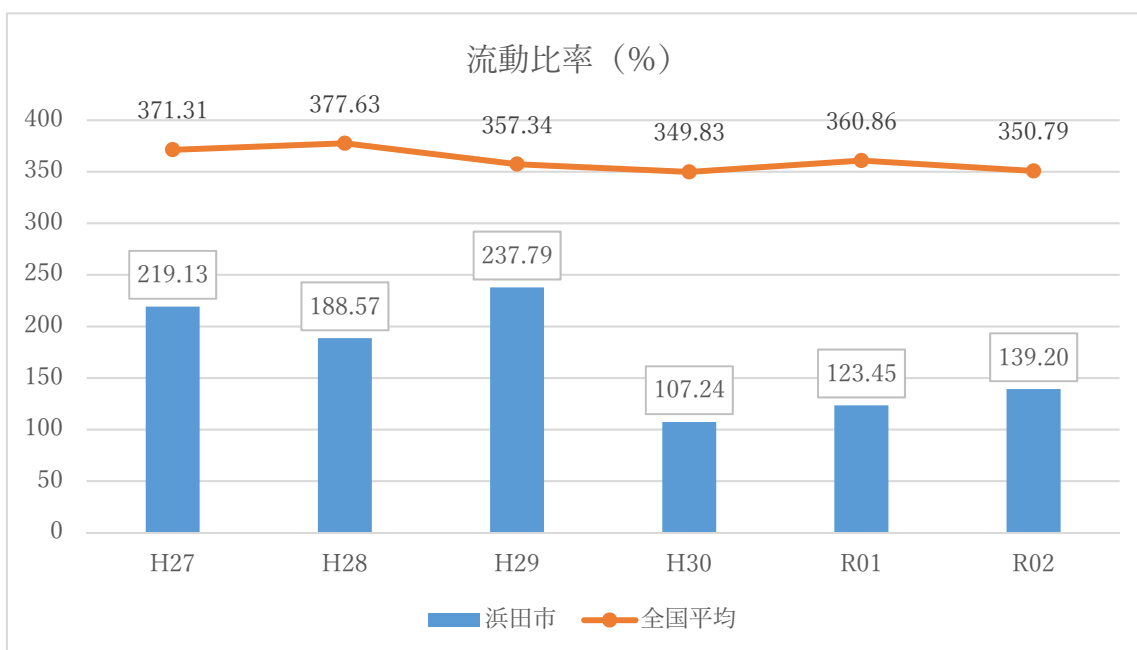
全国平均との比較ができる令和 2 年度までの状況では、本市の経常収支比率は 100%を超えており、健全な経営運営であるといえます。



#### ② 流動比率

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが必要です。一般的に 100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

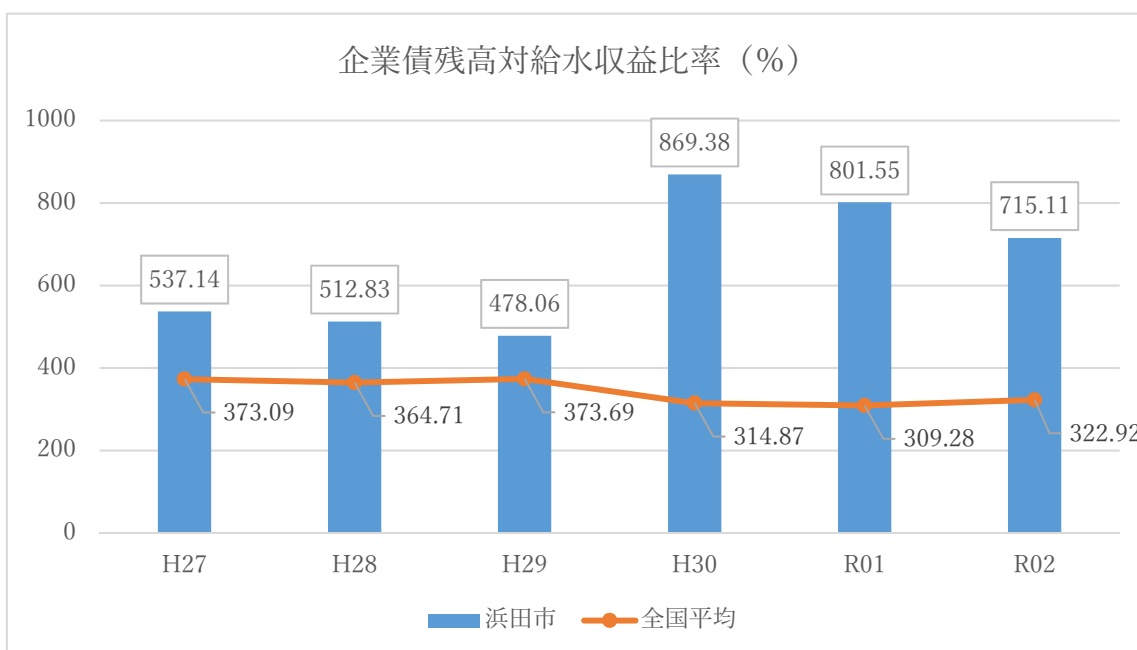
本市は、100%以上であるものの全国平均からは大きく下回っています。要因は、企業債の単年度償還額が多額であり流動負債額を押し上げているためです。特に旧簡易水道事業の企業債償還額が大きな割合を占めており、引き続き企業債の縮減に努める必要があります。



### ③企業債残高対給水収益比率 (%)

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。当該指標については、明確な数値基準はなく、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを分析します。

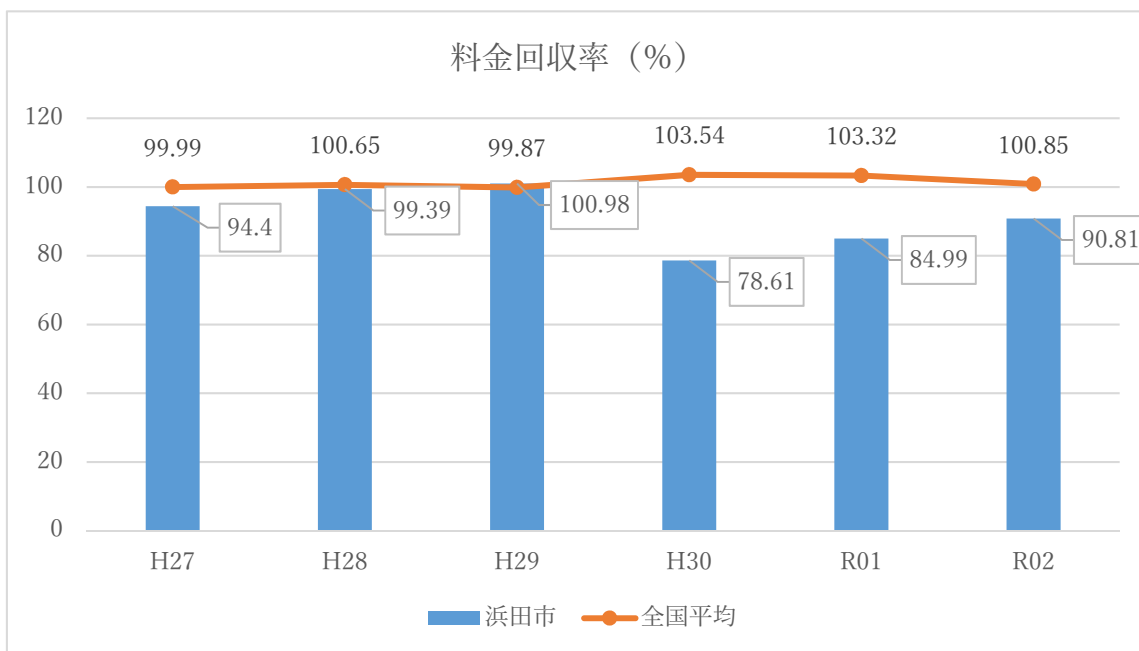
簡易水道事業を統合した平成30年度以降は、全国平均と比べると明らかに比率が高く、旧簡易水道事業の企業債残高がかなり多いことが分かります。企業債は一般的に、水道施設の更新事業に充当されますが、施設老朽化の状況も全国平均と比べると芳しくないため、比率を下げつつ更新事業を維持するためには、企業債以外の収入で賄う、つまり給水収益を増やす必要があります、さらなる料金の見直しを検討する必要があります。



### ④料金回収率 (%)

給水原価に対する供給単価の割合を表します。この回収率が高いほど料金の収益性が良

く、100%を下回っている場合は、給水にかかる費用を給水収益以外で賄っていることを示します。

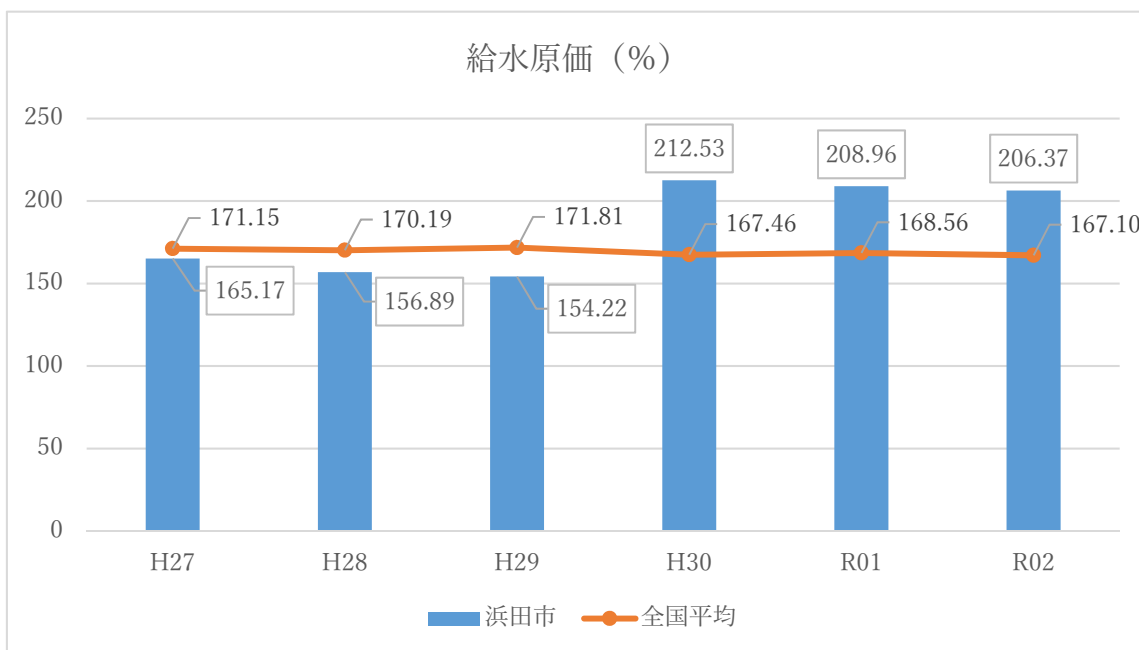


### ⑤給水原価 (円)

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。

当該指標については、明確な数値基準はなく、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか分析します。

簡易水道事業を統合した平成 30 年度以降は、全国平均を超え、旧簡易水道地域の給水原価がかなり高いことが分かります。地域性によりやむを得ない状況であり、一般会計からの繰入金の対象となっています。



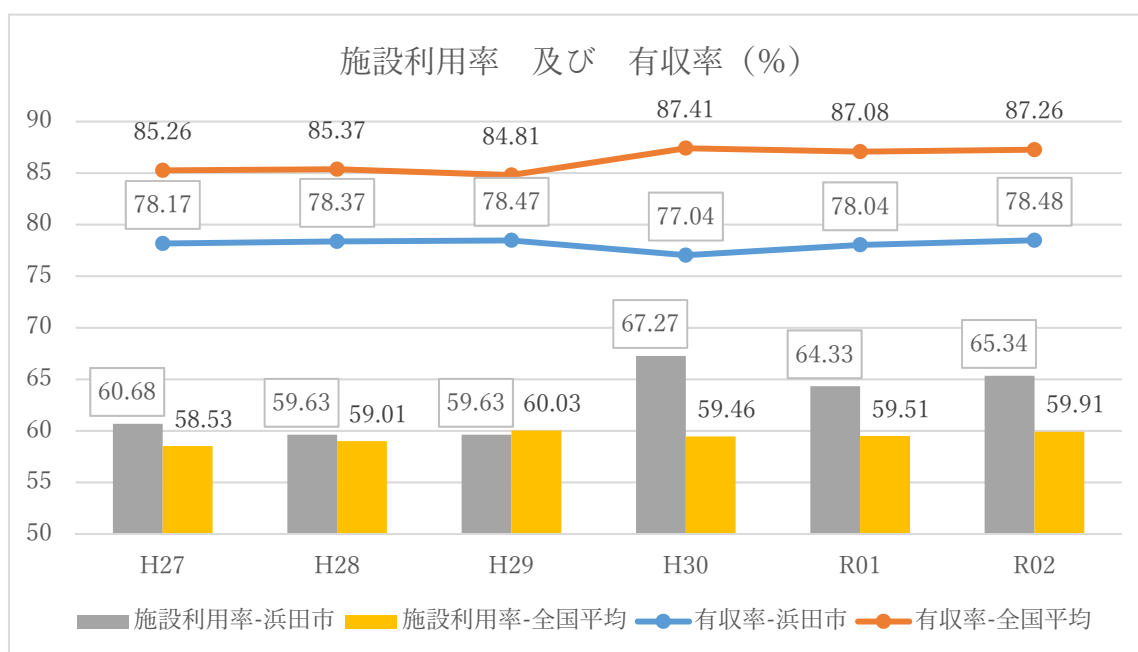
### ⑥有収率 (%) 及び ⑦施設利用率 (%)

有収率は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。当該指標は、100%

に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要があります。

施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。一般的には高い数値であることが望まれ、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要です。

本市の有収率は全国平均に比べると低く、水道本管・支管からの漏水が推察されます。高い施設利用率が給水収益につながっていないため、老朽化更新事業を進め、徐々に改善していく必要があります。



## ○老朽化の状況について

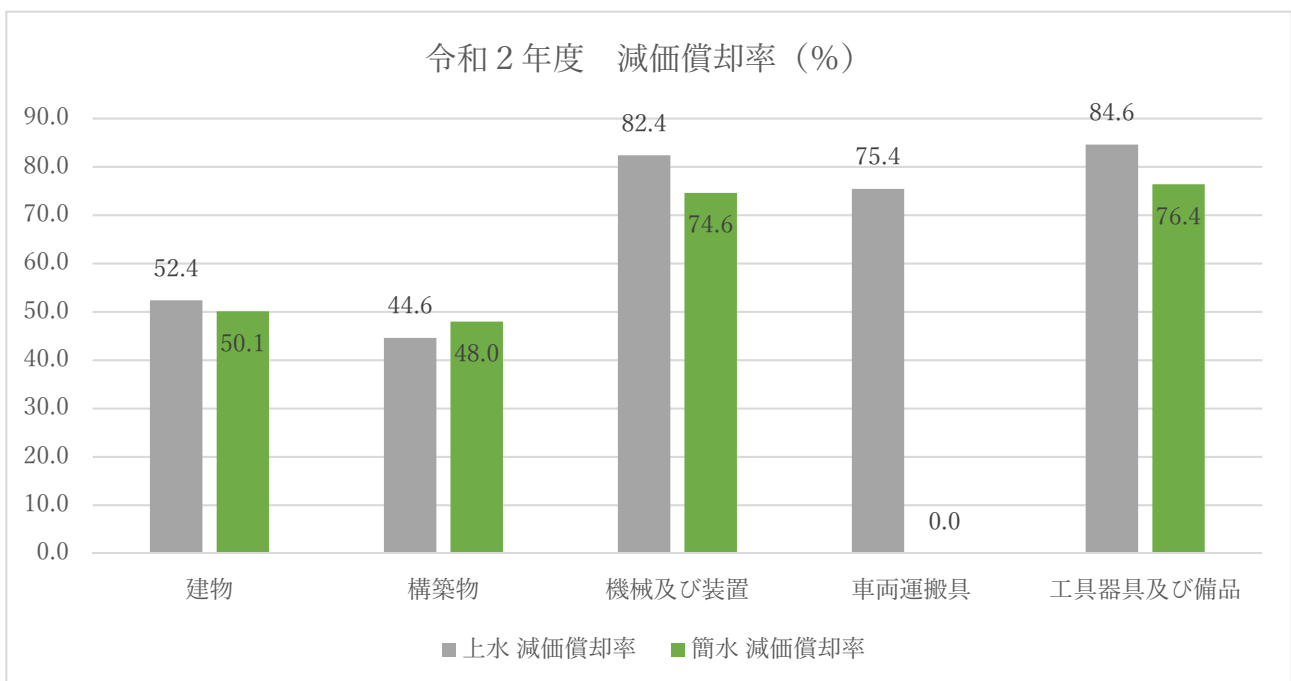
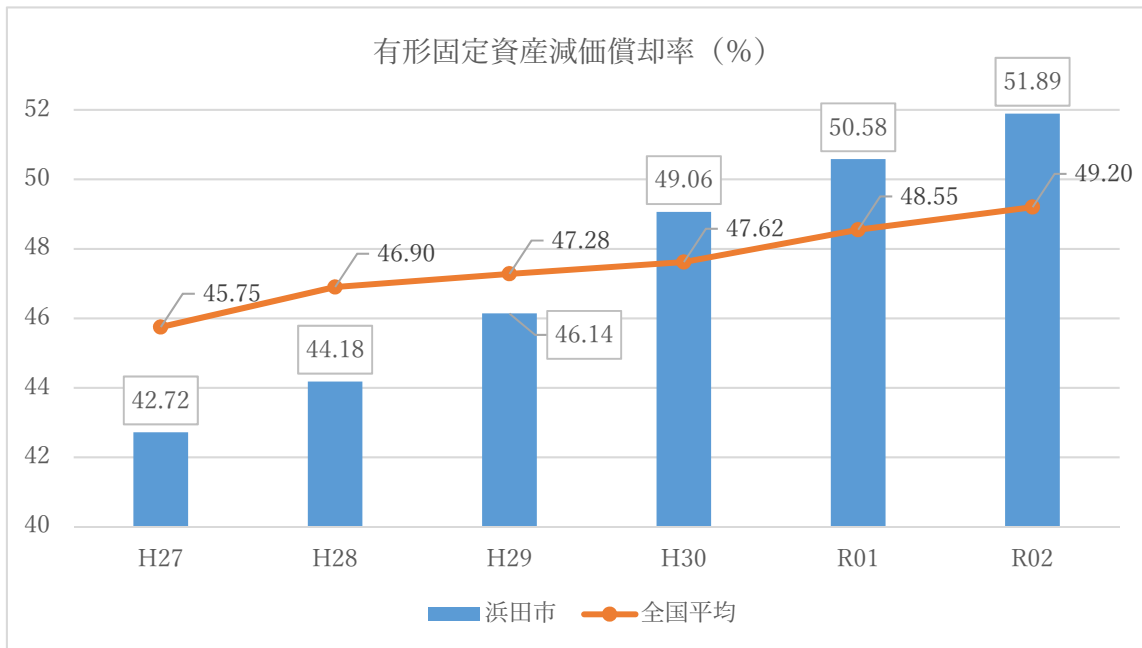
### ①有形固定資産減価償却率 (%)

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。一般的に、数値が100%に近いほど、保有資産が法定耐用

年数に近づいていることを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

また、他の老朽化の状況を示す指標である管路経年化率や管路更新率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。

本市の有形固定資産減価償却率は、年々増加傾向にあり、全国平均と比べ高い割合となっています。



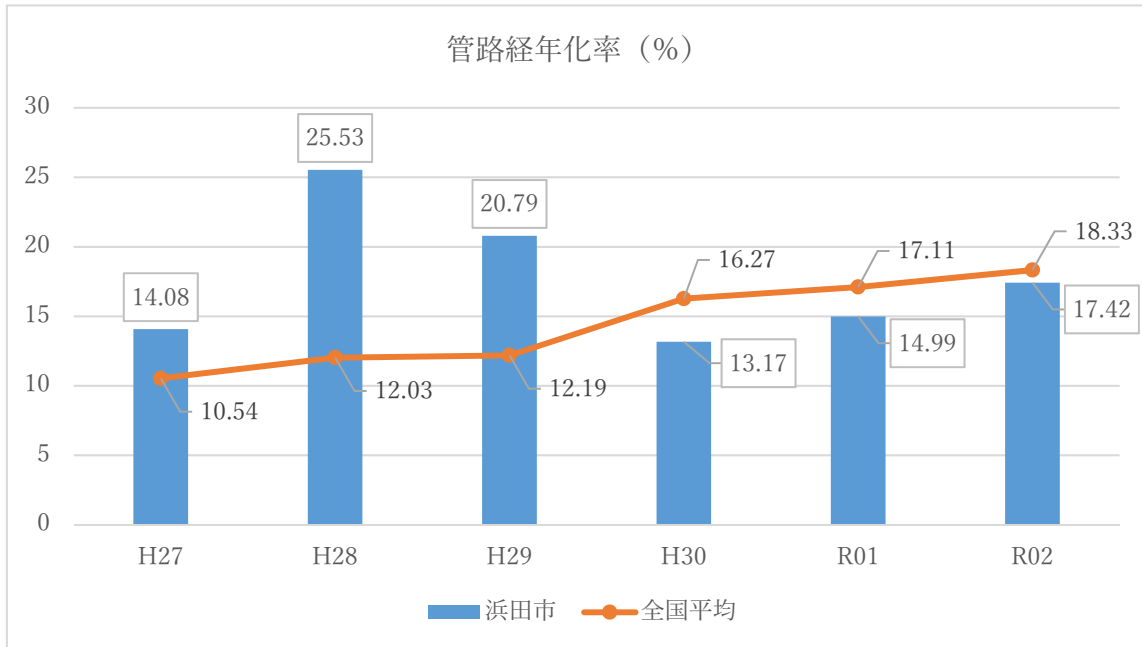
## ②管路経年化率 (%)

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。

一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。

また、管路経年化率が低い場合であっても、今後耐用年数に達し更新時期を迎える管路が増加すること等が考えられるため、事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な更新に取り組む必要があります。

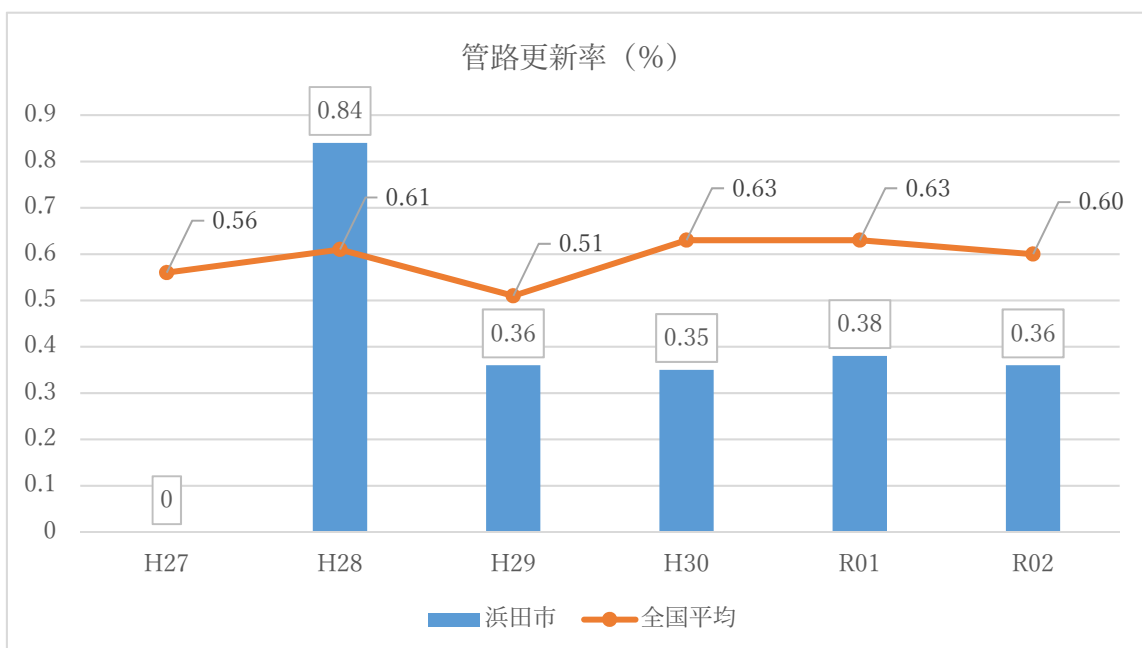
本市の管路経年化率は、年々増加傾向にあり、全国平均と比べ低い割合となっています。



### ③ 管路更新率 (%)

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることがわかります。

本市の管路更新率は依然として低い水準にあり、現行の更新水準では更新需要に追いつかない状況にあるため、更新スピードを速める必要があります。



◎総括

【令和2年度 決算値】	浜田市	全国平均	差
経常収支比率(%)	114.81	110.91	3.9
流動比率(%)	139.20	350.79	△211.59
企業債残高対給水収益比率(%)	715.11	322.92	392.19
料金回収率(%)	90.81	100.85	△10.04
給水原価(円)	206.37	167.10	39.27
施設利用率(%)	65.34	59.91	5.43
有収率(%)	78.48	87.26	△8.78
有形固定資産減価償却率(%)	51.89	49.20	2.69
管路経年化率(%)	17.42	18.33	△0.91
管路更新率(%)	0.36	0.60	△0.24

全国平均と比べて数値に明らかな差があるのが、流動比率と企業債残高対給水収益比率の2つです。どちらも旧簡水エリアの事業費に充当した膨大な企業債の影響が大きく、早急な改善は非常に困難です。

また、有収率についても全国平均と大きな差があります。毎年度実施している漏水調査によって平成27年度に策定した「第2次浜田市水道ビジョン」と同水準(78.4%)を維持していますが、さらなる原因調査を進め、改善が必要とされます。

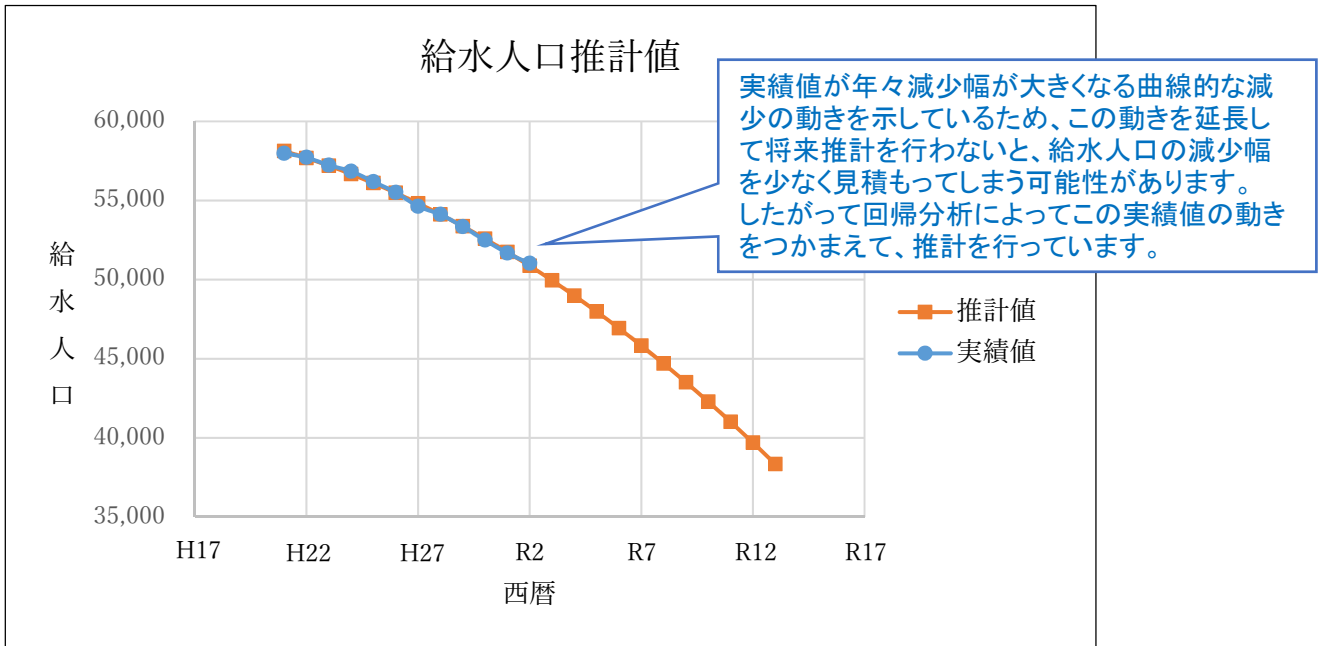
## 4. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

本市の給水人口は減少傾向を示しており、少子高齢化により、今後も人口の減少傾向は続くものと見込まれます。

給水人口の推移については、2009 年度から 2020 年度の曲線的な年度間変化を回帰分析という統計手法を用いることで給水人口の将来推計を行っています。(下記を参照)

また、三隅火力発電所の建設や定期点検による人口流入の影響を加算しています。

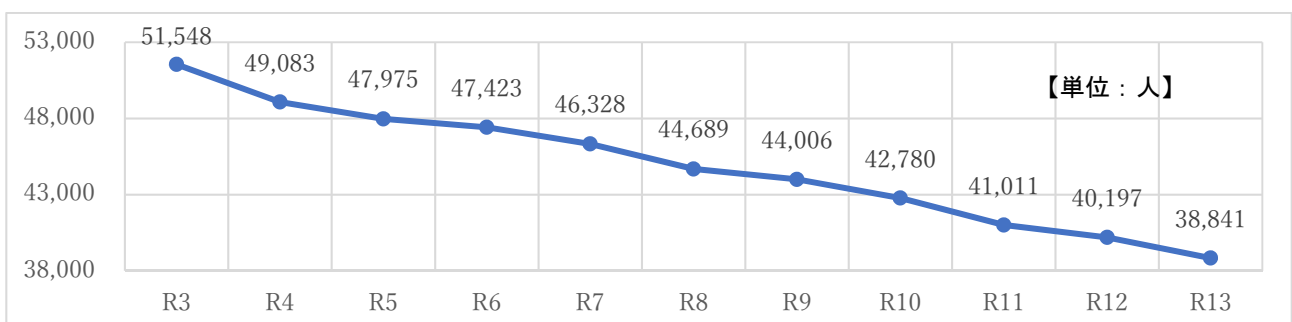


### 給水人口の推移試算

【単位：人】

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
給水人口	49,948	48,983	47,975	46,923	45,828	44,689	43,506	42,280	41,011	39,697	38,341
火電関係流入人口	約1,600	約100	0	約500	約500	0	約500	約500	0	約500	約500
	三隅火力発電所2号機建設。令和4年度中竣工予定			1号機点検	2号機点検		1号機点検	2号機点検		1号機点検	2号機点検
合計	51,548	49,083	47,975	47,423	46,328	44,689	44,006	42,780	41,011	40,197	38,841

### 給水人口等の推移試算グラフ





## (2) 水需要の予測

給水人口の減少、節水型機器の普及などにより、水需要は今後も減少傾向を示すものと見込まれます。  
(推移試算については、下図のとおり)

### 有収水量の試算方法

$$\text{年間有収水量 (m}^3\text{)} = \text{給水人口 (人)} \times 1 \text{人当たり有収水量 (4か年平均) (m}^3\text{/日)} \times \text{日数}$$

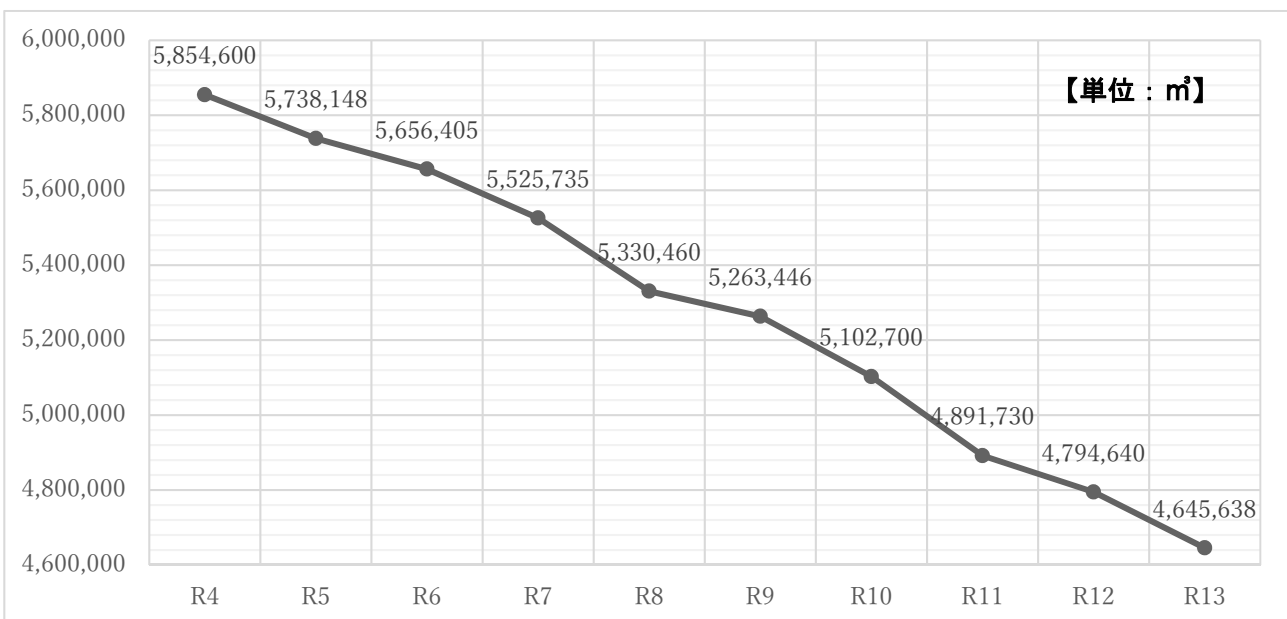
### 有収水量の推移試算

年 度	H30	R1	R2	R3	4か年平均
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	6,400,027	6,216,172	6,331,451	6,167,498	
給水人口+火電関係流入人口(人)	53,491	52,775	52,625	51,548	
年間日数(日)	365	366	365	365	
給水人口1人当たりの有収水量(m <sup>3</sup> /日)	0.3278	0.3218	0.3296	0.3278	

【単位: 千m<sup>3</sup>/年】

年 度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
給水人口 +火電関係流入人口 (人)	49,083	47,975	47,423	46,328	44,689	44,006	42,780	41,011	40,197	38,841
年間有収水量(千m <sup>3</sup> )	5,855	5,738	5,656	5,526	5,330	5,263	5,103	4,892	4,795	4,646

### 有収水量の推移試算グラフ



### (3) 料金収入（給水収益）の見通し

給水人口の減少により、水道料金収入についても今後の減少傾向を見込んでいます。

平成30年度から段階的に料金改定を行い、令和2年10月には水道料金を全市統一しました。改定後の料金、有収水量と給水人口の将来見込みを勘案して料金収入の見通しを作成しています。

#### 料金収入(給水収益)試算の考え方

$$\text{年間料金収入(円)} = \text{供給単価(円/}\text{m}^3\text{)} \times \text{年間有収水量(}\text{m}^3\text{)}$$

#### 「供給単価」の見込み

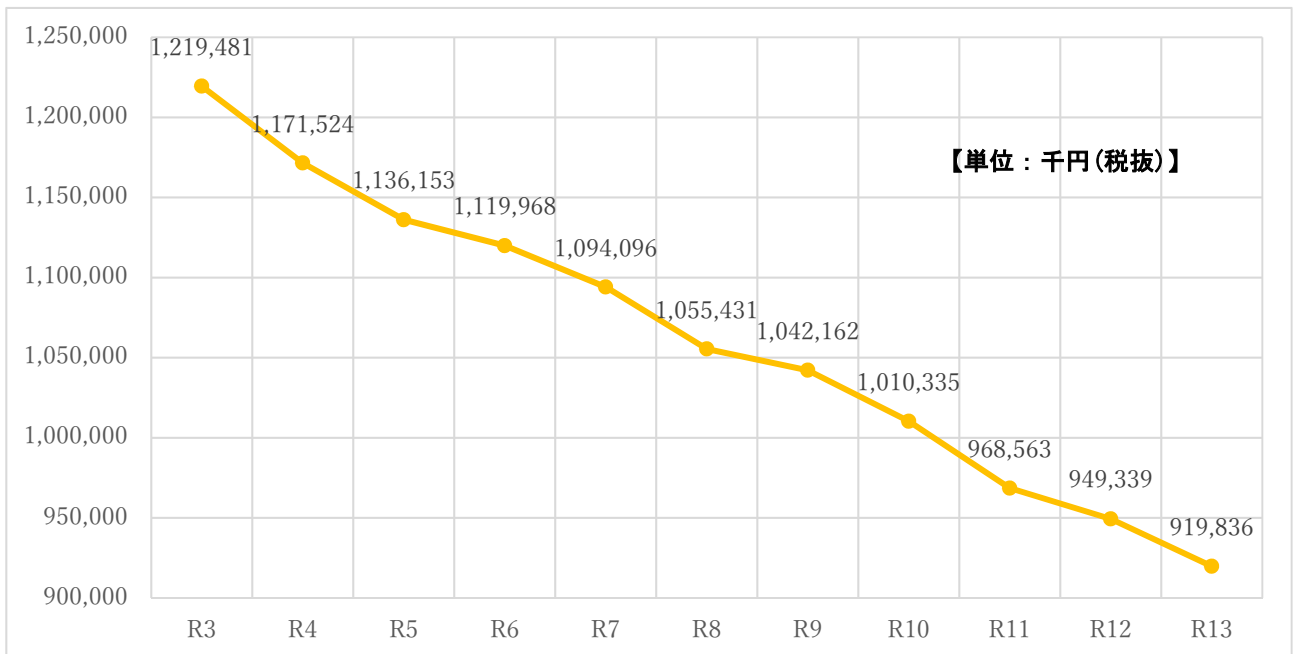
料金改定後の令和3年度の料金収入見込みは、約1,219,481千円(税抜)で、有収水量見込みは、6,167,498 $\text{m}^3$ です。したがって、供給単価は、約198 $\text{円/m}^3$ となり、この単価を基に将来推計を行います。

#### 料金収入の推移試算

【単位：百万円(税抜)】

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
給水収益	1,219	1,172	1,136	1,120	1,094	1,055	1,042	1,010	969	949	920

#### 料金収入の推移試算グラフ



#### (4) 施設の見通し

水道施設、管路などの老朽化度合いが進みつつあることから、中長期的観点からの計画的な更新を行い、施設能力の維持・向上に取り組む必要があります。

施設の重要度、老朽度を勘案したうえで、予防保全的な補修などにより、施設の長寿命化を図り、更新費用の逓減を図るため、令和元年7月に「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画（アセットマネジメント）」を作成しました。今後はこの計画を基に優先順位を見極め、適切な更新投資を実施します。

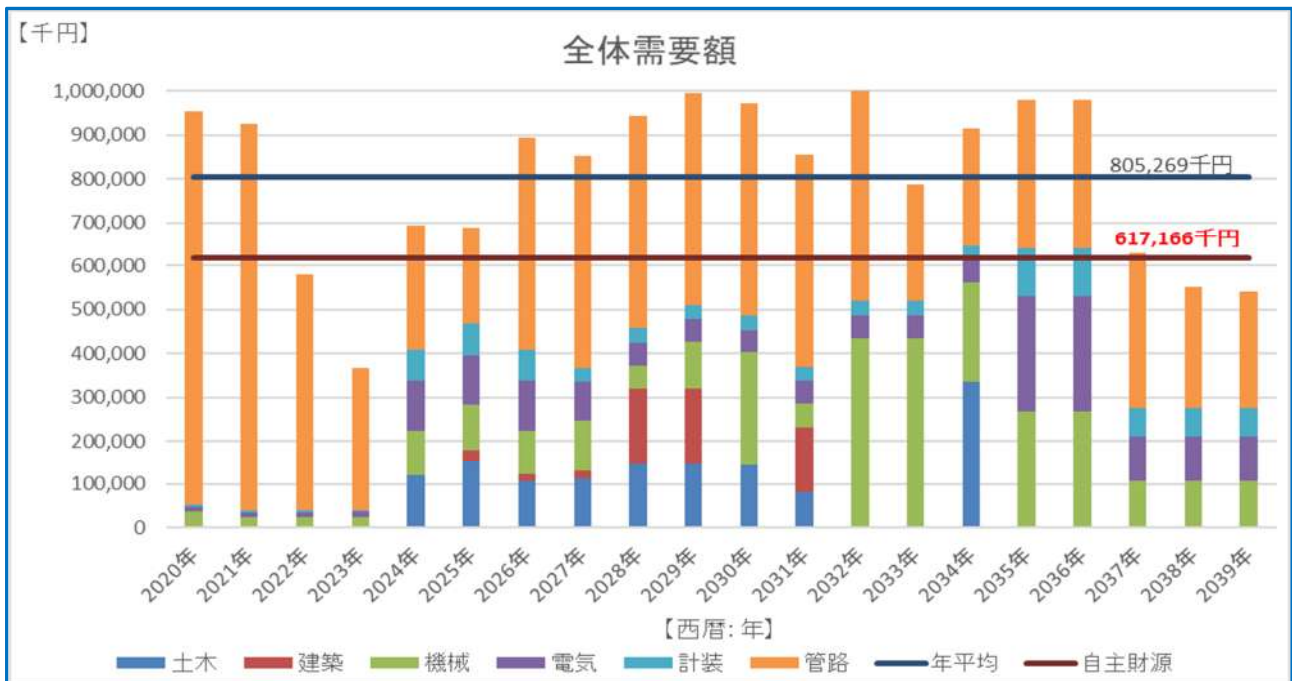
また、「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画（アセットマネジメント）」上の優先順位は低いながらも、全体的な工事費の抑制を目的に、道路更新工事や市街地下水道新設事業といった他の事業に付帯した管路更新工事を実施します。

#### 「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画（アセットマネジメント）」

#### 「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」から抜粋

第1次更新対象施設を抽出した施設全体の需要額を、グラフ化した。更新需要額は、全体で161億円であった。更新の平準を図るため、20年間での年平均需要額は約8億円である。

更新事業に適応した国庫補助を活用した場合、実質の需要額は約6億2千万円である。



#### 他事業付帯工事費

##### ○今後見込まれる付帯工事

県道浜田八重可部線事業（後野）、県道美川周布線事業（穂出）、県道益田種三隅線事業（西河内）  
市街地下水道新設に伴う下水管敷設事業

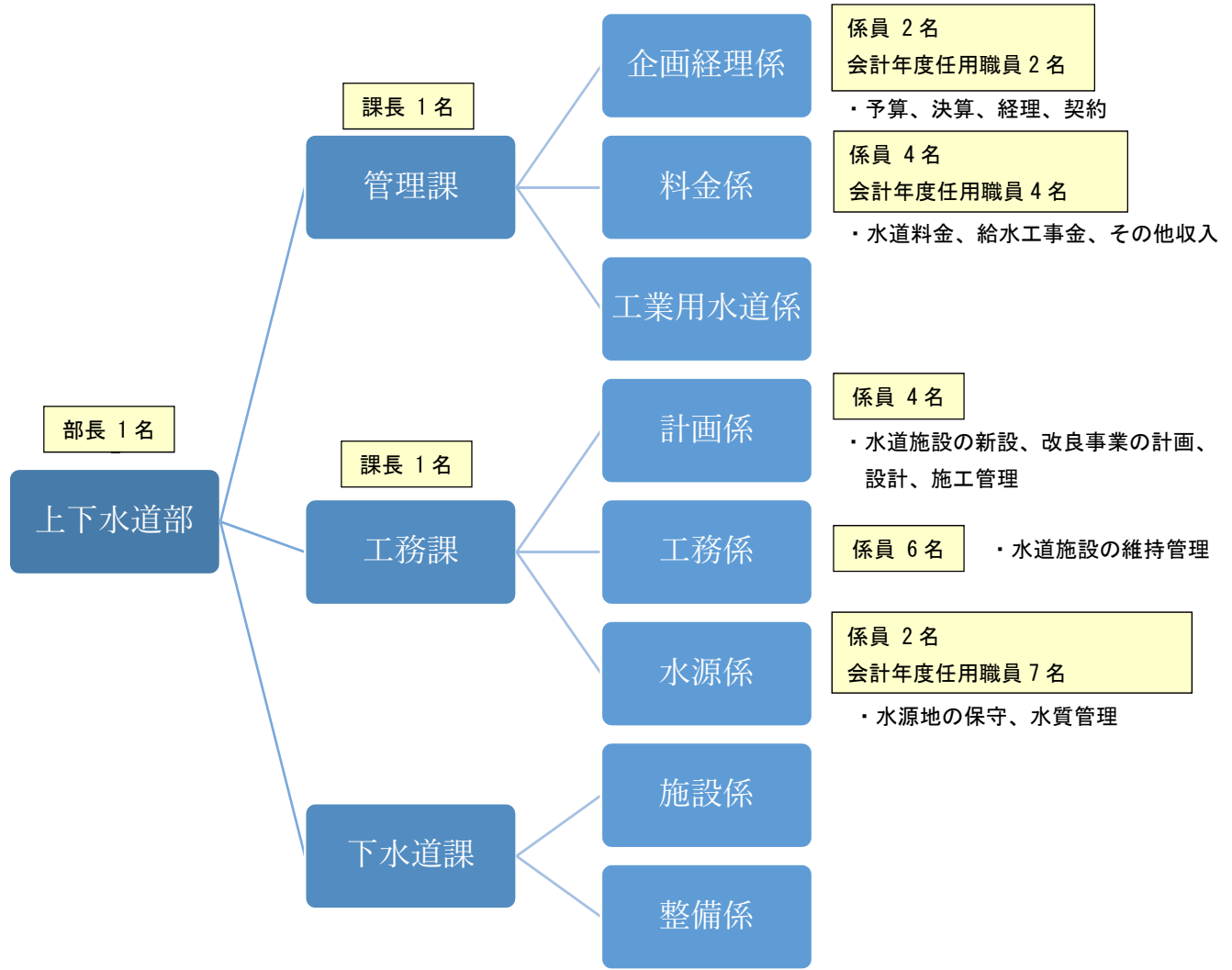
(5) 組織の見通し

上下水道部の経理部門・料金徴収部門を統合し、組織の合理化を図ります。具体的には、下水道課管理系の業務を管理課企画経理係及び料金係に分割して統合し、令和4年10月から3課8係体制とします。このことにより、職員数は、損益勘定支弁職員28名、資本勘定支弁職員6名、の計34名であり、一般行政職11名、水道技術職10名、会計年度任用職員13名となります（下記の組織図参照）。

今後も、各課の既存業務を見直し、上下水道部として最も効率の良い組織体制を構築し、組織のスリム化を進めます。

浜田市上下水道部組織図

水道事業会計支弁職員数は、上下水道部長以下、合計34名となります。(令和4年10月)



浜田市上下水道部には、水道事業会計のほか、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業用集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計の6の事業会計があります。

## 5. 経営の基本方針

本市の水道事業は、「きれいで安心して飲める水道水を断水することなく安定して供給する」ことを基本方針としています。

この基本方針に基づき、目標とすべき以下の3つの施策に取り組んでまいります。

1. 経営基盤の強化と計画的な事業の推進
2. 安心・安全な水道水の確保
3. 安定した給水の確保と事故・災害の対応

令和13年度の料金収入は令和3年度に比べて約3億円減少すると見込んでいます。人口減少、節水型機器の普及、節水意識の浸透なども加わって、水需要の減少傾向と比例して、料金収入の減少は当面続いていくものと見込まれます。

しかし、給水開始からかなりの年月が経過し、施設や管路の本格的な更新時期を迎えていることから、老朽化した施設や管路の更新・改修が避けて通ることのできない課題となっています。全国平均に比べ低い管路更新率を上げることも一つの課題です。

このような厳しい経営環境のもとで、持続可能な水道事業経営を行っていくためには、継続的な経費節減に努めるとともに、水道料金の見直しにより給水収益を安定的に確保し、中長期的観点から計画的な施設や管路の更新に継続的に取り組んでいく必要があります。

## 6. 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）：別紙１のとおり

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

施設・設備の更新事業については、「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」に基づき、施設の老朽化の進行状況等を踏まえて投資額を平準化しながら、将来を見据えた更新をすすめてまいります。また、全体的な工事費の抑制を目指し、道路更新工事や市街地下水道新設事業といった他の事業に付帯した管路更新工事を実施します。

#### 建設改良事業費の投資計画

○「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」

【単位：千円(税込)】

年 度	R4 ( 予 算 )	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
建設改良費	748,383	805,269	805,269	805,269	805,269	805,269	805,269	805,269	805,269	805,269
国庫補助金	116,666	188,103	188,103	188,103	188,103	188,103	188,103	188,103	188,103	188,103
実質負担額	631,717	617,166	617,166	617,166	617,166	617,166	617,166	617,166	617,166	617,166

○他事業付帯の管路更新工事費

【単位：千円(税込)】

年 度	R4 ( 予 算 )	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
建設改良費	213,060	200,000	400,000	400,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
工事負担金	148,931	120,000	180,000	180,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
実質負担額	64,129	80,000	220,000	220,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000

※R6、R7 は市街地下水道整備事業がピークを迎えることから、2 億円ずつを増加させています。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

1. 水道料金：(3)料金収入の見通し(17 頁)で試算した数字を計上しています。
  2. 一般会計繰入金：「統合前の簡易水道の高料金対策に要する経費」、「統合前の簡易水道の建設改良費に要する経費(企業債に係る元利償還金の 2 分の 1)」及び「統合後の簡易水道の建設改良費に要する経費(企業債に係る元利償還金の 2 分の 1)」を総務省が示す公営企業繰出基準に基づき計上していません。
  3. 企業債：建設改良事業に充てる企業債の借入れについては、事業費に国庫補助を充当した残額が 6 億円を上回る年度については、借入額を建設改良費の 70%程度を上限に額を計上しています。
- ※ 赤字補てんとしての一般会計繰入金は計上していません。

### 一般会計からの基準内繰入金

#### 「統合前の簡易水道の高料金対策に要する経費」の概要

当市の旧簡易水道エリアは、自然条件等により建設改良費が割高となっており、資本費が高額となって高水準の料金設定をせざるを得ないことから、水道料金の格差縮小に資するため、資本費の一部について国が示す公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金があります。なお、その繰入金に対しては国からの交付税措置が講じられています。

この基準内の繰入金は上水道事業との統合後皆減となりますが、統合後 10 年間は、激変緩和措置として「統合前の簡易水道の高料金対策に要する経費」に対する一般会計からの繰入金が継続されます。ただし、簡易水道統合後の 6 年目（令和 5 年）から段階的に削減されるため、さらなる経費節減とともに水道料金の見直しについて、検討を始める必要があります。

#### 一般会計繰入金（統合前の簡易水道の高料金対策に要する経費分）の推移試算

【単位：千円】

年 度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
繰入見込額	154,496	136,105	107,152	64,109	31,352	9,112	0

激変緩和措置として、統合後 10 年間（統合は平成 30 年度）は地方財政措置が講じられ、一般会計からの基準内繰入金となります。6 年目以降は、段階的に縮減され、令和 10 年度には皆減となります。

### 企業債について

令和元年 7 月に策定された「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画（アセットマネジメント）」に基づき、事業費に国庫補助を充当した残額が 6 億円を上回る年度については、約 70% を上限に企業債で賄うこととします。

なお、令和 3 年度の繰出基準改正に伴い、簡易水道事業を統合した上水道事業体に対しては、旧簡易水道エリアの建設改良事業（地方単独事業に限る。）に地方債を活用する場合、企業債の償還に係る元利償還金の 2 分の 1 を基準内の繰入金として一般会計から補填されることとなります。

さらに、交付税措置が手厚い過疎債についても、令和 3 年度から旧簡易水道エリアの建設改良事業に活用できることとなったため、市長部局と調整し、可能な限り過疎債を活用します。

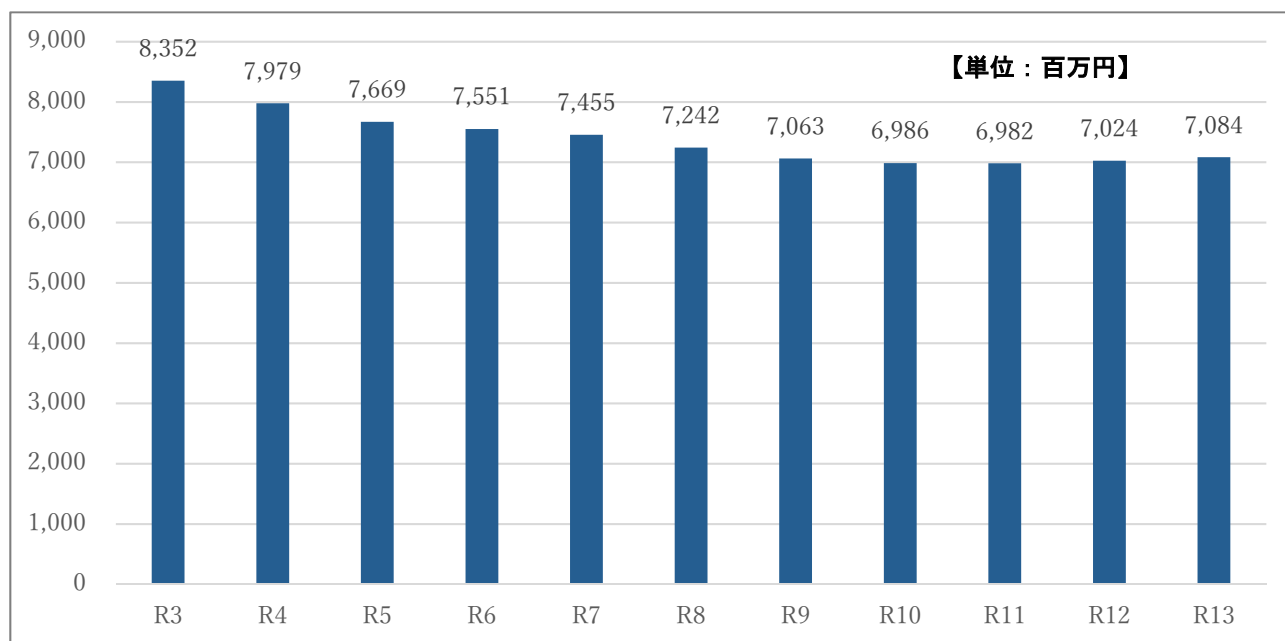
令和 12 年度以降は、借入額が返済額を上回る見込みとなり、企業債残高は増加に転じます。

#### 企業債の借入見込額と返済見込額

【単位：百万円】

年 度	R4 (予算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
企業債借入額	422	432	572	572	432	432	432	432	432	432
企業債返済額	▲795	▲742	▲690	▲668	▲645	▲611	▲509	▲436	▲390	▲372
差引増減額	▲373	▲310	▲118	▲96	▲213	▲179	▲77	▲4	42	60
企業債残高	7,979	7,669	7,551	7,455	7,242	7,063	6,986	6,982	7,024	7,084

### 企業債残高推移見込グラフ



### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※投資以外の経費の試算の考え方

1. 委託料: 現行の委託形態が継続することを前提として、直近3年間の平均額を計上しています。
2. 修繕費: 資材高騰や老朽化の進行による各施設の修繕箇所が増が見込まれることから、令和5年度以降の見込みは、直近の決算値である令和2年度をベースに毎年度3%程度加算します。
3. 動力費: 直近3年間の配水量と動力費の平均値を基準に、1 m<sup>3</sup>当たり動力費を毎年度1%程度加算します(下表を参照)。
4. 人件費: 事務の効率化や組織の改編を実行し、令和5年度には正規職員1名を会計年度任用職員に置き換え、令和8年度には正規職員の1名減を想定し試算しています。

#### 動力費試算の考え方

$$\text{年間動力費 (円)} = \text{試算年間配水量 (m}^3\text{)} \times \text{1 m}^3\text{当たり動力費 (円/m}^3\text{)}$$

$$\text{試算年間配水量 (m}^3\text{)} = \text{試算年間有収水量 (m}^3\text{)} \div \text{有収率過去3年平均 (\%)}$$

1 m<sup>3</sup>当たり動力費は、燃料価格の乱高下に伴い電気料金の予測が立て辛いことから、過去3か年の平均値を利用し、毎年度1%程度を加算して試算しています。

年 度	H30	R1	R2	平均値
年間動力費 (円)	122,260,460	119,548,506	111,434,695	117,747,887
年間配水量 (m <sup>3</sup> )	8,307,040	7,965,050	8,067,806	8,113,299
1 m <sup>3</sup> 当たり動力費 (円/m <sup>3</sup> )	14.718	15.009	13.812	14.5
有収率 (%)	77.04	78.04	78.48	77.85



【単位：千円(税抜)】

年 度	R4 (予算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
試算年間有収水量(千m <sup>3</sup> )		5,738	5,656	5,526	5,330	5,263	5,103	4,892	4,795	4,646
過去3年平均有収率(%)		77.85	77.85	77.85	77.85	77.85	77.85	77.85	77.85	77.85
試算年間配水量(千m <sup>3</sup> )		7,371	7,266	7,098	6,847	6,761	6,555	6,284	6,159	5,967
1 m <sup>3</sup> 当たり動力費(円/m <sup>3</sup> )	14.7	14.8	15.0	15.1	15.3	15.4	15.6	15.7	15.9	16.0
年間動力費(円)	117,461	109,122	108,644	107,195	104,441	104,159	101,988	98,749	97,757	95,666

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ①投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	業務の効率化や経費節減を図るため、検針業務や給配水管修繕業務の民間委託化を行っていますが、今後も公営企業として、市民のライフラインを守るという水道事業の経営責任を確保したうえで、効率的なサービス提供を図るため、新たな民間活用策について検討を進めます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	浄水場や配水池などの水道施設は、近隣市町村との広域化運用も視野に入れつつ統廃合を検討し、将来的な維持管理コストの削減に取り組めます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後の給水人口及び水需要の減少見通しを踏まえ、適正な施設・設備の規模を検討し、施設更新時の検討事項に反映します。
広 域 化	「島根県水道事業の連携に関する検討会」に参画し、近隣市町村とともに広域連携のあり方について検討し、経営の効率化、健全化を進めます。
そ の 他 の 取 組	簡易水道の統合により不要となった水道資産については、売却、貸付などの可否について検討します。

#### ②財源についての検討状況等

料 金	旧簡易水道の高料金対策に要する繰入金が皆減となる令和10年度を目途に、水道料金の見直しを検討します。
企 業 債	建設改良費に国庫補助を充当した残額が6億円を上回る年度においては、企業債による資金調達は、建設改良事業費の70%を上限とし、6億円を下回る年度は50%程度に抑制し、企業債償還残高の削減に取り組めます。
繰 入 金	一般会計からの繰入金は、一般行政施策としての性格を有する経費として、事前に市長部局と協議済みの経費及び総務省の示す基準内繰入金のみとし、赤字補てんとしての繰入れは行わないこととします。

資産の有効活用等（*1）による 収入増加の取組	遊休資産については、売却、貸付などの有効活用策を検討します。
その他の取組	資金調達、債券運用の有利な方法について、先進自治体の取り組み状況を踏まえ、検討を進めます。

\*1 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

### ③投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	現在の外部委託の仕様や積算を精査し、委託料の最適化を図ります。
修 繕 費	老朽化の進行による各施設の修繕費増加が見込まれることから、令和2年度の修繕費を基準に毎年度3%程度を加算しますが、定期的な漏水調査や予防保全的な補修の実施により、修繕費の削減を図ります。
動 力 費	現在の配水ルートを再検証し、施設運営に係る水道水供給を最適化することで経常経費の縮減を図ります。
職 員 給 与 費	公共下水道事業特別会計が令和2年度に公営企業会計へ移行し、また、他の下水道系特別会計も令和6年度に公営企業会計に移行する予定です。経理部門の一元化等、組織の合理化を検討し、業務量に応じた適正な職員配置となるよう見直しを図ります。
そ の 他 の 取 組	自治体境界をまたがる事業の広域化により経費抑制が可能か、島根県や近接市町村と検討を進めます。 水道料金と下水道料金の請求手続きの一元化を検討し、印刷製本費や郵送費等の節減を図ります。

## 7. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>本経営戦略の進捗は、毎年度、決算及び投資・財政計画（収支計画）の実績値に基づいて事後的に評価・検証を行いながら管理（モニタリング）します。また、社会環境等の変化により、本経営戦略策定時の状況と実態との間に大きな乖離が生じることも想定されます。そのため、本経営戦略の記載内容及び投資・財政計画（収支計画）については、概ね5年ごとの定期的な見直し（ローリング）を行うこととし、環境変化等を踏まえた目標の再設定や戦略の修正・再策定の検討など、必要な改善を行います。</p> <p>モニタリング：毎年度の評価</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・毎年度、決算及び投資・財政計画（収支計画）の実績値を把握し、計画値との乖離度合いを確認します。</li><li>・毎年度、計画値と実績値に著しい乖離がある場合は、その原因を分析し、対策を検討します。</li><li>・毎年度、経営比較分析表を活用して各指標を確認し、本市水道事業の現状を正しく把握して将来の政策形成の参考とします。</li></ul> <p>ローリング：概ね5年ごとの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・5年ごとに、投資・財政計画（収支計画）における実績値の推移を把握し、目標の適正性を検証します。</li><li>・5年ごとに、将来見通しの再評価と各種施策との整合性評価を行います。</li><li>・5年ごとに、投資の実施状況を検証します。</li><li>・5年ごとに、課題の洗い出しを行い、施策の方向性を確認します。</li></ul>
---------------------	--



投資・財政計画

		(単位:千円)													
区 分	年 度	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (予算)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)	令和12年度 (見込)	令和13年度 (見込)	
資本的 収入 支 出	1. 企業 債	320,100	411,200	700,000	421,700	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	
	うち 資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 他会計 出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 他会計 補助金	319,872	319,971	324,485	332,613	313,751	290,444	281,744	267,279	247,643	206,757	165,856	131,712	113,575	
	4. 他会計 負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. 他会計 借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6. 国(都道府県)補助金	95,080	153,721	175,000	116,666	188,103	188,103	188,103	188,103	188,103	188,103	188,103	188,103	188,103	
	7. 固定資産売却代金	0	56	-	118	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	8. 工事負担金	33,803	110,457	157,223	148,931	120,000	180,000	180,000	120,000	120,000	144,000	148,800	142,560	135,072	
	9. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	計 (A)		768,855	995,404	1,356,708	1,020,028	1,053,854	1,090,547	1,081,847	1,007,382	987,746	970,860	934,759	894,375	868,750
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額														
	純計 (A)-(B) (C)		768,855	995,404	1,356,708	1,020,028	1,053,854	1,090,547	1,081,847	1,007,382	987,746	970,860	934,759	894,375	868,750
	資本的 支出	1. 建設改良費	659,615	831,352	1,227,728	986,976	1,005,269	1,205,269	1,205,269	1,005,269	1,005,269	1,005,269	1,005,269	1,005,269	1,005,269
		うち 職員給与費	22,396	27,124	24,997	30,766	25,598	26,176	26,932	26,894	27,273	26,575	26,770	26,889	26,880
		2. 企業債償還金	767,195	774,381	780,552	794,942	741,958	689,811	668,366	644,521	603,025	507,325	443,578	396,335	376,183
		3. 他会計長期借入返還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4. 他会計への支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (D)		1,426,810	1,605,733	2,008,280	1,781,918	1,747,227	1,895,080	1,873,635	1,649,790	1,608,294	1,512,594	1,448,847	1,401,604	1,381,452
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		657,955	610,328	651,572	761,890	693,373	804,533	791,788	642,407	620,548	541,734	514,088	507,228	512,702
	補填 財源	1. 損益勘定留保資金	603,599	537,272	601,572	711,890	643,373	754,533	741,788	592,407	570,548	491,734	464,088	457,228	462,702
		2. 利益剰余金処分額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4. その他	54,356	73,057	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	計 (F)		657,955	610,328	651,572	761,890	693,373	804,533	791,788	642,407	620,548	541,734	514,088	507,228	512,702
補填財源不足額 (E)-(F)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他会計借入金残高 (G)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企業債残高 (H)		8,848,410	8,485,230	8,404,678	8,031,436	7,721,478	7,463,667	7,227,300	7,014,779	6,843,755	6,768,430	6,756,852	6,792,517	6,848,334	

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (予算)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)	令和12年度 (見込)	令和13年度 (見込)
収益的 収支分	うち 基準内繰入金	425,772	342,555	235,757	212,176	187,867	153,648	105,994	68,855	42,617	29,976	27,038	24,717	23,381
	うち 基準外繰入金	219,296	205,891	202,613	184,768	162,234	129,792	83,834	48,368	23,635	12,415	10,737	9,476	8,754
資本的 収支分	うち 基準内繰入金	206,476	136,664	33,144	27,409	25,633	23,857	22,160	20,487	18,982	17,561	16,301	15,241	14,627
	うち 基準外繰入金	319,872	319,971	324,485	332,613	313,751	290,444	281,744	267,279	247,643	206,757	165,856	131,712	113,575
	うち 基準内繰入金	242,919	241,359	242,176	248,568	227,931	207,794	197,398	188,424	170,912	137,800	106,835	87,607	70,813
	うち 基準外繰入金	76,953	78,612	82,309	84,045	85,820	82,650	84,346	78,855	76,731	68,957	59,021	44,105	42,762
合 計		745,644	662,526	560,242	544,789	501,618	444,092	387,739	336,134	290,260	236,733	192,894	156,429	136,956

# 浜田市 公共下水道事業 経営戦略 (R4~R13 概要版)

## 1 経営戦略の見直し

- 地方公営企業会計移行、浜田処理区（市街地）下水道整備事業の着手、ストックマネジメント計画を踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画とするため、平成 29 年 3 月に策定した経営戦略の見直しを行います。

## 2 前経営戦略と実績の比較

		H 29	H 30	R 1	R 2
汚水処理普及率 (単位：%)	試算値	47.1	48.0	48.4	48.7
	実績値	46.8	47.8	48.1	48.5
	差 (p)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2
公共下水道接続人口 (単位：人) ※R2地方地区除く	試算値	4,505	4,595	4,686	4,779
	実績値	4,635	4,625	4,663	4,666
	差	130	30	△ 23	△ 113
使用料収益 (単位：千円)	試算値	86,778	88,513	91,119	93,794
	実績値	91,959	91,630	95,326	107,442
	差	5,181	3,117	4,207	13,648
企業債残高 (単位：百万円)	試算値	4,540	4,239	3,880	3,529
	実績値	4,595	4,422	4,167	4,025
	差	55	183	287	496

- 汚水処理普及率、接続人口の推計に乖離があったものの、使用料収益は試算値を上回る実績となっています。これは、平成 30 年 11 月に着工した三隅発電所 2 号機の関連で、例年にはない現場作業員等の流入人口があったためと推測します。
- 企業債残高については、資本費平準化債を借り入れたことにより試算値と大幅な差異が発生しています。

## 3 経営比較分析表を活用した現状分析

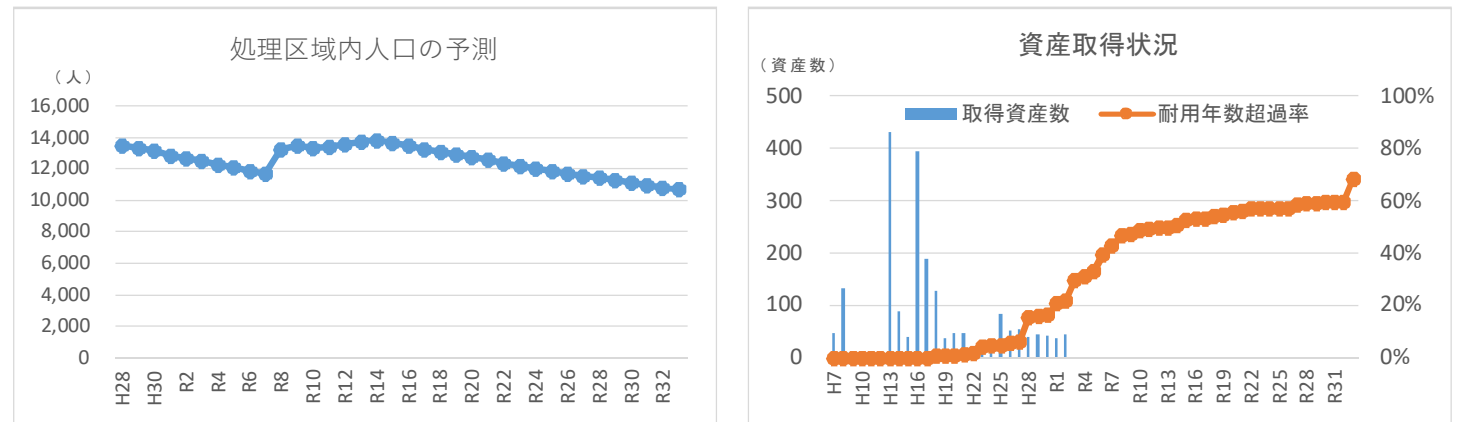
【令和元年度 値】	浜田市	類似団体平均	【令和2年度 値】	浜田市	類似団体平均
収益的収支比率 (%)	82.32	-	経常収支比率 (%)	103.09	105.78
企業債残高対事業規模比率 (%)	54.43	1,206.79	企業債残高対事業規模比率 (%)	403.54	1,258.43
経費回収率 (%)	50.02	71.84	経費回収率 (%)	58.06	73.36
汚水処理原価 (円)	324.96	228.47	汚水処理原価 (円)	297.19	224.88
施設利用率 (%)	40.43	42.47	施設利用率 (%)	44.51	42.40
水洗化率 (%)	73.53	83.75	水洗化率 (%)	74.25	84.19

※法適用企業と類似団体が同じため、収益的収支比率の類似団体平均を表示していません。

- 経営比較分析表により、類似団体平均と比較し現状分析を行います。特に、経費回収率は、経費をどの程度使用料で賄えているかを表しており、類似団体平均と比べ約 15 ポイント低く、経費の約半分を繰入金で賄っている状況です。また、水洗化（接続）率も類似団体平均と比べ約 10 ポイント低く、啓発活動を推進し接続率向上への取組が必要です。

## 4 将来の事業環境

- 令和 2 年度に事業着手した浜田処理区下水道整備は、令和 8 年度より順次供用開始を予定しています。
- 平成 31 年 1 月に策定したストックマネジメント計画に基づき、適正な管理や早期改修により耐用年数を伸ばすことで、設備投資の増加の抑制を図っていきます。
- 令和 4 年 10 月に機構改革を行い、事務の効率化を図ります。



### 下水道事業の見通し

- 浜田処理区整備事業により R8 年度以降、処理区域内人口は一旦増加しますが、浜田処理区整備完了後は、人口減少の影響により減少する見込みです。
- 平成 10 年代に取得した資産が多く、耐用年数を超過する施設が増加していきま。今後、施設の改築・更新需要が更に高まります。

## 5 経営の基本方針

### ○適切で計画的な事業執行

- 浜田処理区整備事業においては、早期に効果が発現できるよう、官民連携手法の導入を目指し、早期整備完了に努めます。
- 施設の老朽化等による改築・更新需要が高まるなか、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築・更新を行い、施設の長寿命化を図ります。

### ○収入の確保

- 財政基盤強化のため、経費回収率の目標値を定め、コスト管理に努めます。
- 収入の基盤である使用料収入確保のため、接続率向上のため普及啓発を行うとともに、公平性の観点からも債権管理を適切に行い、使用料を確実に収入します。
- 国庫補助金を活用するとともに、企業債の発行総額を管理し、企業債の元利償還が毎年の事業費を圧迫しないよう、企業債残高の抑制に努めます。
- 事業実施において支障とならないよう、資金需要を精査し資金調達を行います。

### ○水洗化の促進

- 下水道の役割に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 浜田処理区の早期接続のための優遇策を検討し、水洗化率の向上を図ります。



# 浜田市 公共下水道事業 経営戦略 (R4~R13 概要版)

## 6 投資・財政計画

### ○投資の目標

令和8年度末汚水処理普及率58%を目指します

- 本市の汚水処理人口普及率は、令和2年度末48.5%で、島根県平均の82.0%を大きく下回っています。(島根県西部4市の平均は49.4%となっています。)
- 汚水処理人口普及率向上のため、令和2年度より浜田処理区下水道整備事業に着手し、令和8年度より順次供用開始予定としています。
- また、下水道整備区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

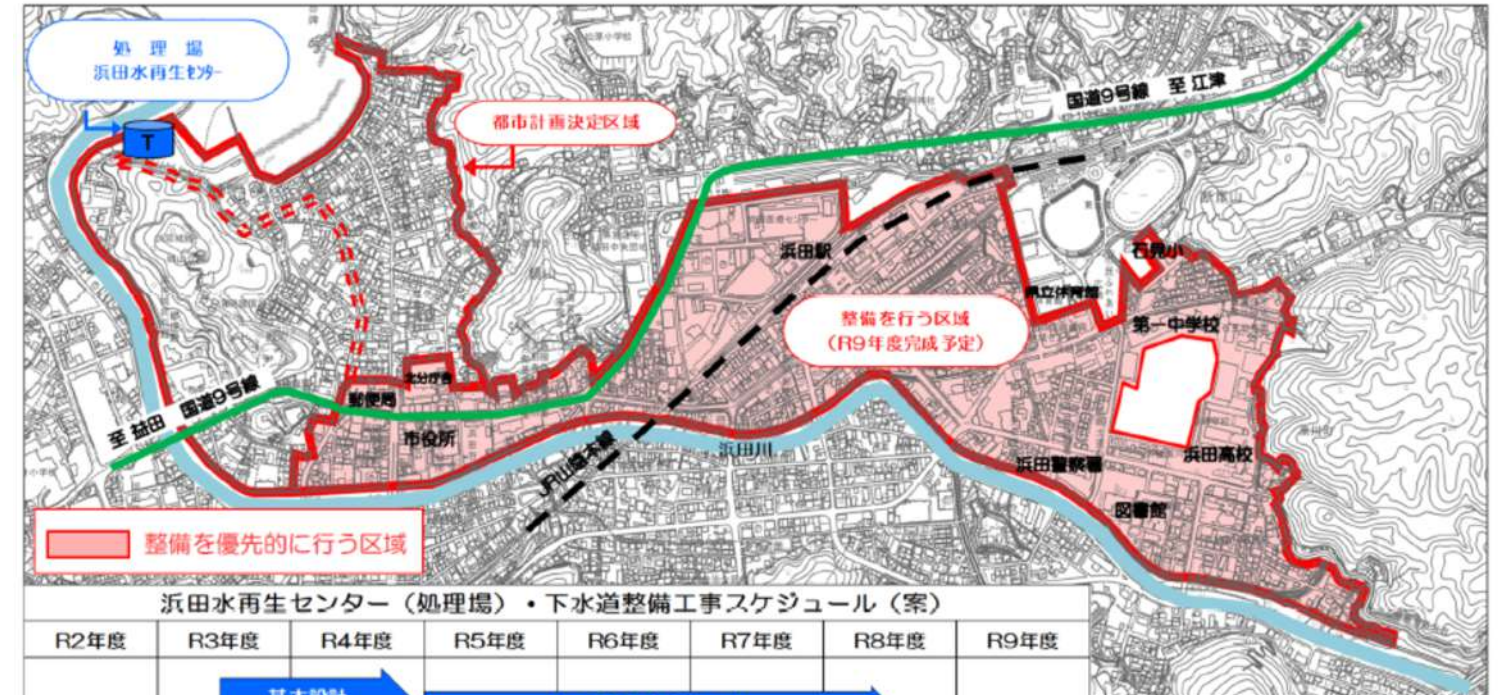
### ○財源の目標

令和13年度末接続率70%、経費回収率80%を目指します

- 本市の経費回収率は類似団体平均に比べ20ポイント以上低い状況となっており、適正な使用料収入の確保と汚水処理費の削減が求められます。
- 水洗化率は類似団体に比べ10ポイント程度低い状況となっており、啓発活動を推進し接続率向上への取組が必要です。

### ○投資等と財源の推移

- R5からR7までは、浜田処理区整備工事により建設改良費、国庫補助金、企業債が大幅に増加します。以降は、ほぼ横ばいに推移します。
- 一般会計からの基準内繰入金だけでは財源不足が発生するため、今後、浜田処理区の収支状況などを踏まえた上で、料金水準の検討が必要です。



浜田水再生センター（処理場）・下水道整備工事スケジュール（案）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
		基本設計 業者契約		処理場建設工事			
基本設計	関係機関協議・業者契約			下水道管新設工事			
							供用開始

- 整備面積：77ha
- 処理人口：2,200人

## 7 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

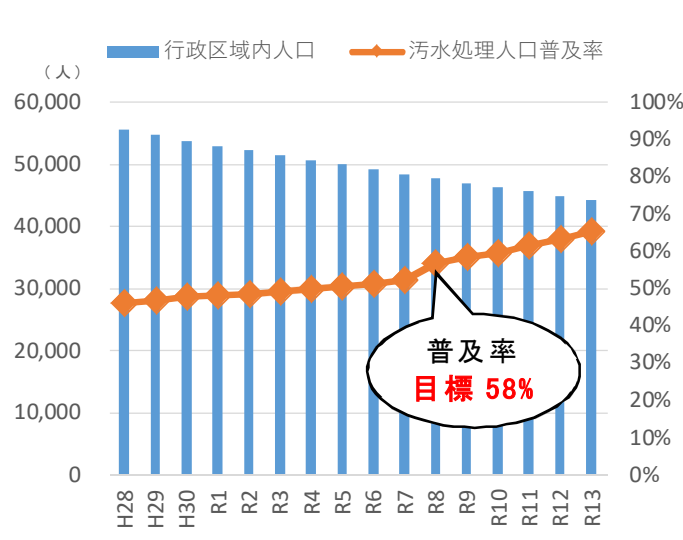
投資・財政計画の達成状況について、PDCA サイクルにより、毎年度進捗管理(モニタリング)を行います。

また、経営戦略の見直し(ローリング)については、令和8年度より順次供用開始を予定している浜田処理区下水道整備事業の進捗状況や、残る3つの特別会計の公営企業会計移行後の収支や組織の状況を踏まえ、見直しを行います。

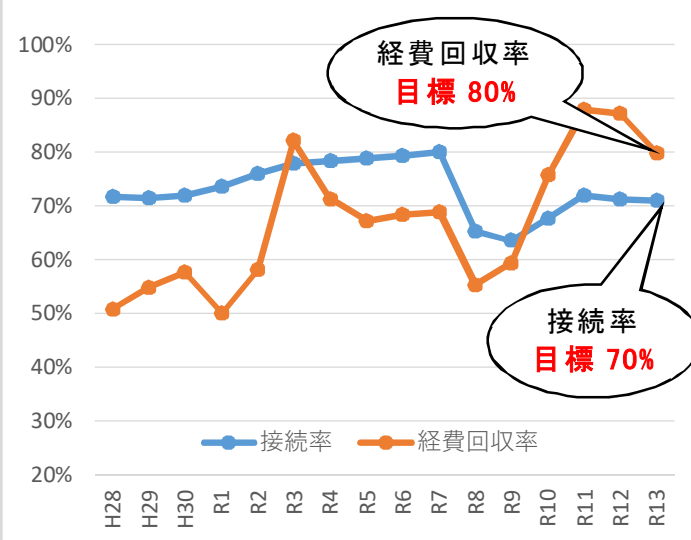
その後、5年ごとにローリングを行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、より充実した計画となるよう努めます。



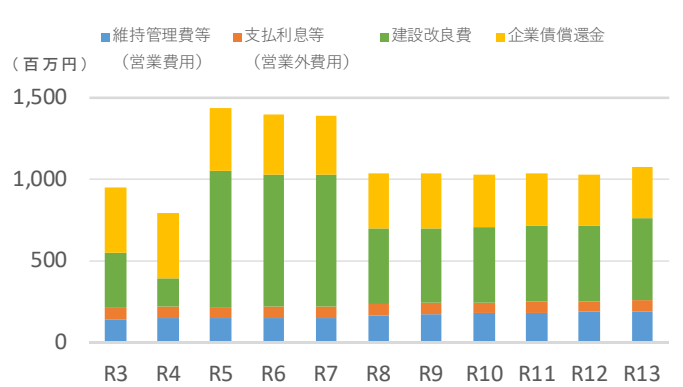
行政区域内人口と汚水処理人口普及率



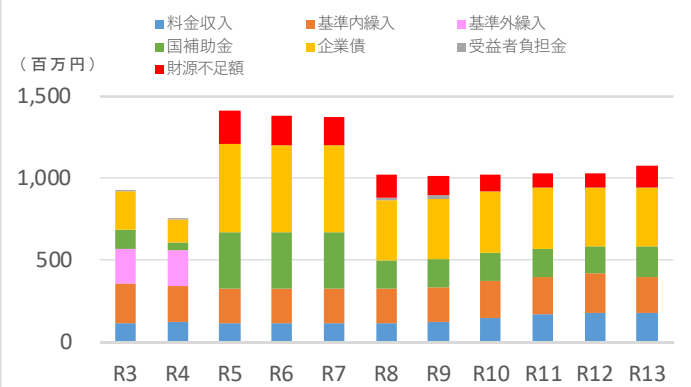
接続率と経費回収率



投資等計画



財源計画



# 浜田市公共下水道事業 経営戦略

令和4年度～令和13年度

(案)

令和4年 月  
浜田市上下水道部



## 目次

<b>1. 経営戦略見直しの目的</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 前経営戦略と実績の比較</b> .....	<b>3</b>
(1) 普及率.....	3
(2) 接続人口.....	3
(3) 使用料収入.....	4
(4) 一般会計繰入金.....	4
(5) 企業債.....	4
<b>3. 事業概要</b> .....	<b>5</b>
(1) 事業の現況.....	5
① 施設.....	5
② 普及状況.....	6
③ 使用料.....	7
④ 組織.....	9
(2) 民間活力の活用等.....	11
(3) これまでの主な経営健全化の取組.....	12
(4) 経営比較分析表を活用した現状分析.....	13
(5) 将来の事業環境.....	15
① 処理区域内人口の予測.....	15
② 有収水量の予測.....	17
③ 使用料収入の予測.....	18
④ 施設の見通し.....	19
⑤ 経費回収率の予測.....	21
⑥ 組織の見通し.....	22
<b>4. 経営の基本方針</b> .....	<b>23</b>
<b>5. 投資・財政計画(収支計画)</b> .....	<b>24</b>
(1) 投資・財政計画(収支計画).....	24
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明.....	24
① 収支計画のうち投資についての説明.....	24
② 収支計画のうち財源についての説明.....	28
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明.....	31
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	32
① 今後の投資についての考え方・検討状況.....	32
② 今後の財源についての考え方・検討状況.....	33
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	35
<b>6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</b> .....	<b>36</b>

## 添付資料

経営比較分析表

投資・財政計画

下水道事業経営戦略【用語集】

# 浜田市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 島根県浜田市  
事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業  
策 定 日 : 令和 4 年 3 月  
計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

## 1. 経営戦略見直しの目的

下水道事業は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標として掲げられ、国際的にも大変重要な取組です。住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするためにも重要な事業です。

本市ではこれまで特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業等により、地域に応じた快適な生活環境づくりを図ってきました。

現在は、特定環境保全公共下水道事業の整備は休止しており、新規整備として令和 2 年度より市街地(浜田処理区)の公共下水道事業に着手し、令和 8 年度より順次供用開始を目指し整備を進めています。

供用中の 3 処理区については、将来にわたり安定した維持管理を行うため、ストックマネジメント計画に基づく設備の改築、更新を進めていますが、いずれの処理区も供用開始から 15 年以上経過し、設備の老朽化による改築、更新費用の増加が予想されます。

既存の経営戦略は、経営基盤の強化と財務マネジメント向上を目的に、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画として、平成 29 年 3 月に策定したのですが、令和 2 年 4 月の地方公営企業会計移行による経理方法の変更による影響を加味するとともに、平成 29 年度から令和 2 年度の事業実績を踏まえ、より実効性のある計画値に見直す必要があります。

このたび、社会情勢の変化や下水道事業の現状と将来見通しを踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画とするため、経営戦略の見直しを行います。

なお、見直しにあたっては、本経営戦略の基本方針とその取組の実施が、SDGsの目標のうち「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「14 海の豊かさを守ろう」の各項目の達成に向けた取組につながるものと考え、SDGsの理念を各取組に反映するため、関連するSDGsの項目を記載しています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

## 2. 前経営戦略と実績の比較

平成 29 年 3 月に策定した経営戦略の予測値と実績値を比較した表は次のとおりです。

		H29	H30	R1	R2
汚水処理人口普及率 (単位：%)	試算値	47.1	48.0	48.4	48.7
	実績値	46.8	47.8	48.1	48.5
	差 (p)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2
公共下水道接続人口 (単位：人) ※R2地方地区除く	試算値	4,505	4,595	4,686	4,779
	実績値	4,635	4,625	4,663	4,666
	差	130	30	△ 23	△ 113
使用料収益 (単位：千円)	試算値	86,778	88,513	91,119	93,794
	実績値	91,959	91,630	95,326	107,442
	差	5,181	3,117	4,207	13,648
一般会計繰入金 (単位：千円)	試算値	494,159	516,860	498,243	468,328
	実績値	338,033	363,032	417,019	397,224
	差	△ 156,126	△ 153,828	△ 81,224	△ 71,104
企業債借入額 (単位：百万円)	試算値	147	132	32	15
	実績値	245	224	130	235
	差	98	92	97	220
企業債返済額 (単位：百万円)	試算値	378	397	391	366
	実績値	378	397	385	377
	差	0	0	△ 6	11
企業債残高 (単位：百万円)	試算値	4,540	4,239	3,880	3,529
	実績値	4,595	4,422	4,167	4,025
	差	55	183	287	496

### (1) 普及率

計画(試算)値を若干下回っていますが、ほぼ計画どおり整備が進んでいます。

今後の経営戦略では、令和 2 年度に事業着手した浜田処理区整備事業や、合併浄化槽の助成制度の拡充などを見込み普及率の推計を行います。

### (2) 接続人口

平成 30 年度までは、国府処理区の 2 期地区整備工事による新規接続があったため、計画値を上回っていましたが、令和元年度以降は、計画値を下回る結果となっています。

前経営戦略では、具体的数値を盛り込んでおりませんが、接続率向上に向け、目標設定のうえ取組む必要があります。

### (3) 使用料収入

使用料収入については、平成31年度(令和元年度)までの官庁会計方式による数値と比較可能とするため、出納整理期間と同時期である翌年5月末における収入済み額で計上しました。主に三隅火力発電所2号機建設に係る入込者数の増に伴い、試算値と乖離が生じています。

### (4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、試算値を大幅に下回っている状況です。乖離が大きい理由としては、主に前経営戦略には見込んでいなかった資本費平準化債を借り入れたことによる差額です。

### (5) 企業債

企業債借入額、企業債残高については、資本費平準化債を借り入れたことにより試算値と大幅な差異が発生しています。

企業債返済額については、概ね計画どおりとなっています。

今後の経営戦略では、資本費平準化債の活用も見込んだ上で、浜田処理区整備事業や、ストックマネジメント計画に基づく財源計画の推計を行います。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始日 (供用開始後年数)	特定環境保全 公共下水道事業	国府処理区	平成 17 年 4 月 1 日 (16 年)
		旭処理区	平成 17 年 4 月 1 日 (16 年)
		三保三隅処理区	平成 14 年 1 月 1 日 (20 年)
処理区内 人口密度等 (令和 2 年度末)	現在排水区域面積		243.7 ha
	現在排水区域内人口		6,919 人
	処理区域内人口密度		28.4 人/ha
流域下水道等への接続の有無		該当なし	
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分		地方公営企業法一部適用	
処理区数	【 3 処理区 】 国府処理区 ・ 旭処理区 ・ 三保三隅処理区		
処理場数	【 3 力所 】 国府浄化センター 旭浄化センター 三保三隅浄化センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1		令和 3 年 4 月に農業集落排水事業の地方地区 を三保三隅処理区へ統合。 令和 4 年 4 月に漁業集落排水事業の古湊・福浦 地区を三保三隅処理区へ統合。	

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 普及状況

(令和2年度末)

	全体計画 面積	現在排水 区域面積	整備率	排水 区域内 人口	水洗便所 設置済 人口	接続率
国府 処理区	162.3ha	96.6ha	59.5%	3,008 人	1,889 人	62.8%
旭 処理区	43.0ha	43.0ha	100%	1,178 人	1,087 人	92.3%
三保三隅 処理区	110.1ha	104.1ha	94.6%	2,733 人	2,281 人	83.5%
合計	315.4ha	243.7ha	77.3%	6,919 人	5,257 人	76.0%

本事業の接続率は全国平均 84.2%(令和元年度)に比べ低い状況にあり、なかでも国府処理区の接続率が非常に低くなっています。

接続率の低い原因としては、他処理区に比べ整備期間が長期化し処理区内の住民の高齢化が進んだことや、合併処理浄化槽の普及により下水道整備後に早期の接続がされなかったことなどが考えられます。

接続率向上のため、国府処理区を中心に個別訪問を行い、毎年度、新規接続はあるものの、接続率の大幅な増加にまでは至っていない状況です。

また、令和2年度から浜田処理区での「公共下水道事業」に着手し、令和8年度より順次供用開始を目指しています。

③ 使用料

<p>家庭用使用料 体系の 概要・考え方</p>	<p>平成 17 年 10 月の市町村合併以降、旧市町村ごとに合併前の使用料体系を使用していましたが、平成 23 年 4 月に料金統一を行いました。</p> <p>使用料体系は従量制(基本料金設定)です。基本料金は、1 カ月 10 m<sup>3</sup>までで、それ以上は増加に従って 2 段階の累進制となっています。使用料算定の考え方として、施設の維持管理に要する経費を使用料で回収することを基本としています。</p> <table border="1" data-bbox="483 618 1410 929"> <tr> <th colspan="3">一般污水 使用料(1 月につき)</th> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>10 m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1,650 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">超過料金 (1 m<sup>3</sup>につき)</td> <td>10 m<sup>3</sup>を超え 20 m<sup>3</sup>までの分</td> <td>137.5 円</td> </tr> <tr> <td>20 m<sup>3</sup>を超える分</td> <td>214.5 円</td> </tr> </table>	一般污水 使用料(1 月につき)			基本料金	10 m <sup>3</sup> までの分	1,650 円	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	137.5 円	20 m <sup>3</sup> を超える分	214.5 円
一般污水 使用料(1 月につき)												
基本料金	10 m <sup>3</sup> までの分	1,650 円										
超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	137.5 円										
	20 m <sup>3</sup> を超える分	214.5 円										
<p>業務用使用料 体系の 概要・考え方</p>	<p>該当なし</p>											
<p>その他の使用料 体系の 概要・考え方</p>	<p>平成 23 年 4 月から、従量制の公衆浴場等污水単価を導入しました。現在、該当施設は 6 施設あります。</p> <table border="1" data-bbox="496 1348 1398 1487"> <tr> <th colspan="2">公衆浴場等污水使用料</th> </tr> <tr> <td>1 m<sup>3</sup>につき</td> <td>99 円</td> </tr> </table> <p>対象施設</p> <p>(1)公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 2 条第 1 項の規定により島根県知事の許可を受けた公衆浴場</p> <p>(2)老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 3 項又は第 4 項の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの浴場施設</p> <p>(3)老人福祉法第 15 条第 5 項の軽費老人ホーム又は老人福祉センターの浴場施設</p> <p>(4)介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項の介護老人保健施設の浴場施設</p>	公衆浴場等污水使用料		1 m <sup>3</sup> につき	99 円							
公衆浴場等污水使用料												
1 m <sup>3</sup> につき	99 円											



	条例上の使用料 *2 (20 m <sup>3</sup> あたり)	実質的な使用料 *3 (20 m <sup>3</sup> あたり)
平成 30 年度	2,970 円	3,615 円
令和元年度	3,025 円	3,251 円
令和 2 年度	3,025 円	3,795 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料(月額)をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入(税込み)の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく公衆浴場等を含む)をいう。

④ 組織

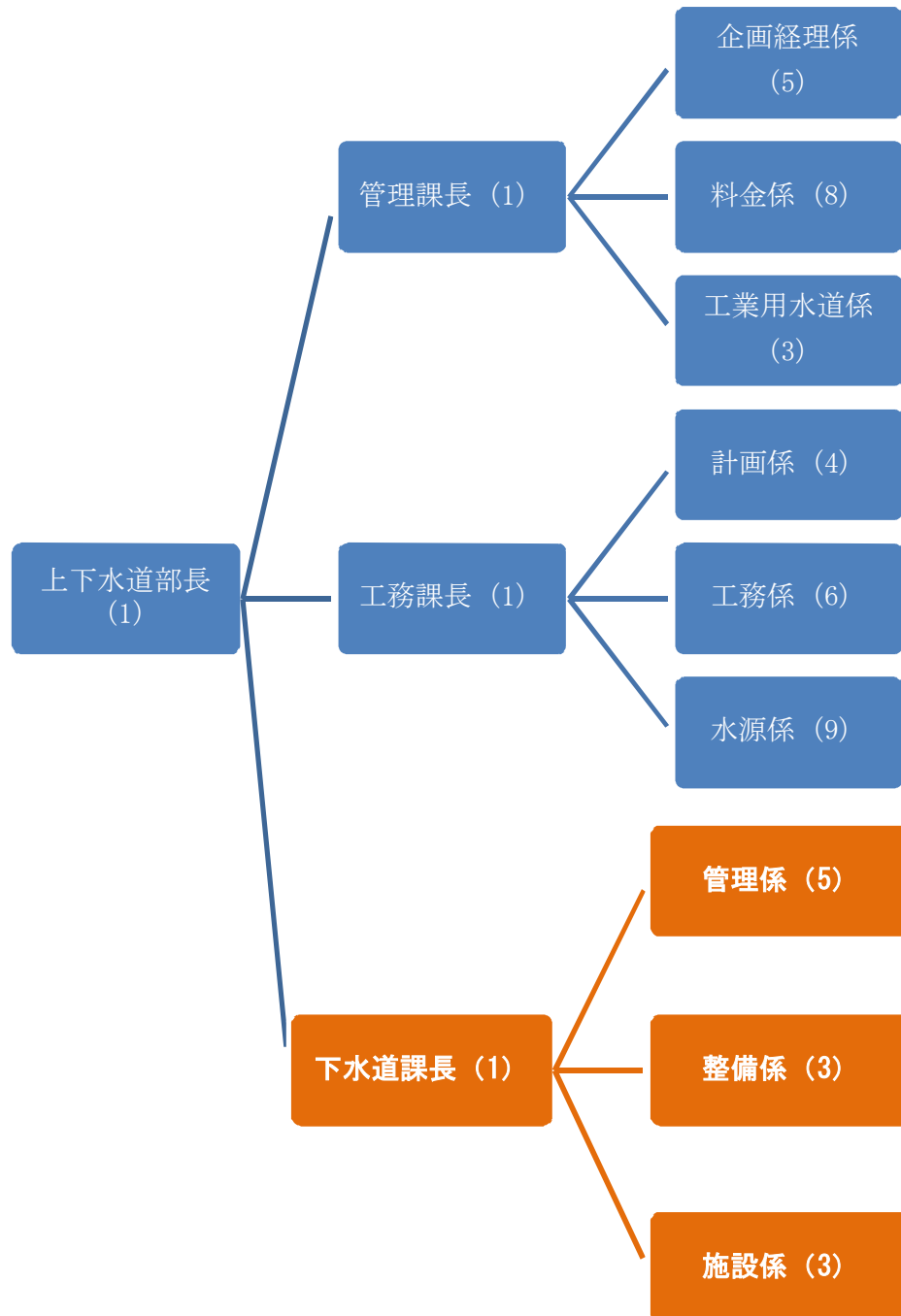
(令和4年4月1日現在)

上下水道部は、3課で構成されており、職員は、部長以下47名(正規職員34名、会計年度任用職員16名)で構成されています。

上下水道部 組織図

※( )の数字は職員数。

事業運営  
組織



職 員 数

下水道課職員は、課長以下 12 名(正規職員 11 名、会計年度任用職員 1 名)で構成されています。

本事業の職員数

損益勘定支弁職員 4 名(課長 1 名、管理係 1 名、施設係 2 名)

資本勘定支弁職員 3 名(管理係 1 名、整備係 2 名)

このうち、正規職員が 6 名、会計年度任用職員が 1 名となっています。

また、農業集落排水事業特別会計の職員は 4 名となっています。

下水道課長	1 人	下水道事業総括
管 理 係	5 人	受益者負担金・使用料・予算・決算・経理等
整 備 係	3 人	下水道事業企画・認可・設計・施行等
施 設 係	3 人	調査・指導・維持管理・台帳整備等
合 計	12 人	

下水道課で行っている下水道事業は次の 6 事業です。

- 公共下水道事業
- 特定環境保全公共下水道事業
- 農業集落排水事業
- 漁業集落排水事業
- 特定地域生活排水処理事業
- 個別排水処理事業

また、下水道処理区域外で合併処理浄化槽を設置する個人住宅等に対して、補助金を交付しています。

(2) 民間活力の活用等

(令和4年4月1日現在)

民間活用 の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	民間に委託している業務 ・下水道施設維持管理・中継ポンプ場監視 情報配信・汚泥処理・緊急対応・水質検査 ・消防設備点検・電気保安・下水道台帳 データ入力・下水道台帳保守・メーター 検針・公営企業会計支援・料金システム保 守
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	官民連携事業(設計施工一括発注方式)
資産活用 の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) これまでの主な経営健全化の取組

経営健全化を図るため、これまで主に次の4項目に取り組んでおります。

#### 1 公営企業会計移行

令和2年4月に、財務状況(資産や負債など)や損益状況の明確化により、中長期的に安定した持続可能な経営計画の策定に役立てるとともに、説明責任の向上を図ることを目的として、公営企業会計に移行しました。

これまでも、総務省から公表される経営比較分析表を用いて経年比較、他団体との比較による分析を行ってきましたが、今後は公営企業会計に基づく経営指標を経営健全化のツールとして活用していきます。

#### 2 集落排水施設の公共下水道への統合事業

老朽化が進んでいる集落排水施設について、処理能力に余力がある公共下水道三保三隅処理場に接続することにより、汚水処理経費の効率化及び施設の更新投資額の縮減を図る取組を実施しています。

令和3年4月の地方地区農業集落排水施設に続き、令和4年4月には古湊、福浦漁業集落排水施設を統合しました。

#### 3 旭浄化センター汚泥処理施設の改築

築年数が進み、故障リスクが増加している旭浄化センターの汚泥処理施設を改築し、汚泥の場外処理を行うことで動力費や施設委託料等のランニングコストを縮減する取組みに着手しました。このことにより、周辺への臭気防止の効果も期待できます。

#### 4 普及啓発による接続促進

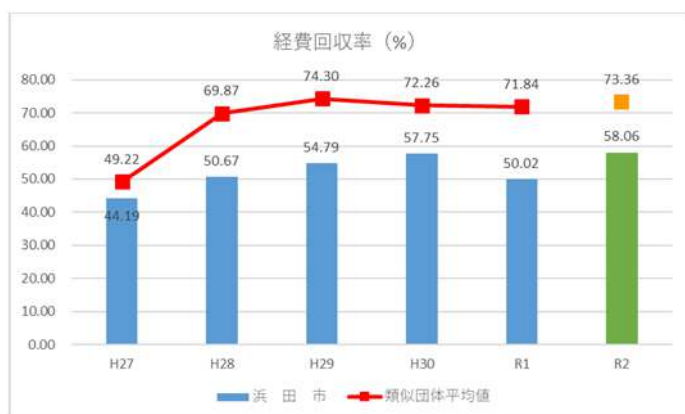
接続率向上策として、未接続世帯への個別訪問による接続勧奨や、ご当地マンホールカードの製作、配布、及び処理場汚泥の再資源化による堆肥を住民へ配布することにより、下水道事業への関心、理解を得る取組を行っています。

#### (4) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」のとおり(令和元年度までは地方公営企業法非適用)

下水道事業は、生活環境の改善・公共用水域の水質保全等、保健衛生・環境行政の面を強く持っており、元来多額の利益の見込める事業ではありません。

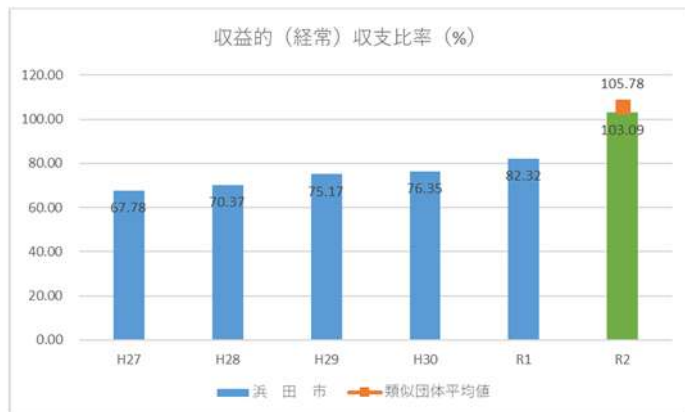
特に、本市の事業は地理的条件や人口密度の低さから採算性が低く、経営は一般会計からの繰入に大きく依存しています。そのため、収入の確保を図り、経費削減に努め、経営の効率化・健全化に取り組む必要があります。



特に、経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表しています。

本市の経費回収率は、令和元年度までの地方公営企業法適用(以下、法適用)前で類似団体平均に比べ約 20 ポイント、法適用後で類似団体平均に比べ約 15 ポイント低く、

汚水処理経費の約半分を繰入金で賄っている状況であり、適正な使用料収入の確保と汚水処理費の削減が求められます。



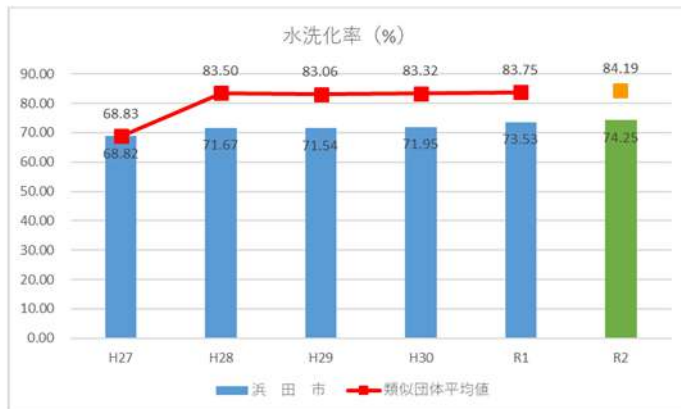
経常収支比率は、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表しており、収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標

となっています。法適用前は、収益的収支比率、法適用後は経常収支比率となっています。

経常収支比率は 100%以上であれば、単年度の収支が黒字であることを示し、100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しています。

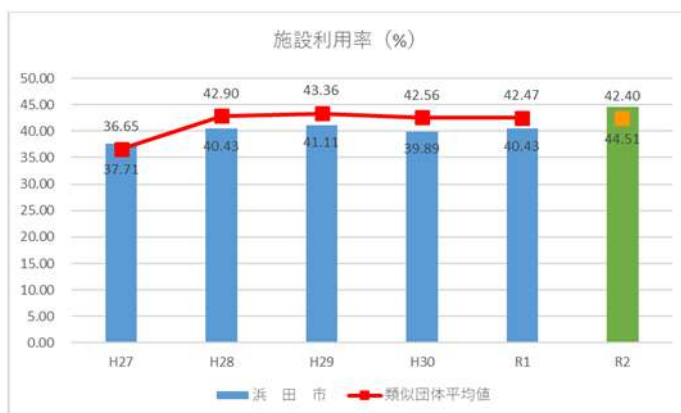
本市の経常収支比率は、100%以上となっており単年度収支は黒字となっていますが、これは一般会計からの繰入金によるもので、経費回収率同様に使用料収入の確保と汚水処理費の削減が求められます。

※収益的収支比率は、国から類似団体平均が示されていないため表示しておりません。



水洗化率(接続率)については類似団体平均に比べ約 10 ポイント低い状況となっており、国府処理区の水洗化率が他処理区に比べ低率にとどまっているため、全体として類似団体平均より低くなっています。水洗化率の低い主な原因としては、他処理区に比べ整備期間が長期化し処理区域内の住民の高齢化

が進んだことや合併処理浄化槽の普及により下水道整備後に早期の接続がされなかったことなどが考えられます。



施設利用率は、法適用前は類似団体平均に比べ約 2 ポイント低く、法適用後は類似団体平均に比べ約 2 ポイント高くなっていますが、処理能力に余裕がある状況です。これは、人口減少と国府処理区の水洗化率の低さによるものと考えられます。汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点や、使用料収入を確保するため、水洗化率向上の取組が必要です。

入を確保するため、水洗化率向上の取組が必要です。



汚水処理原価は、有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用を表しています。本市の汚水処理原価は、類似団体平均を上回っています。主な原因としては、人口減少や国府処理区の水洗化率の低さにより流入量が少ないため、有収水量が低いことと、過去の建設事業財源として借り入れた多額の企業債の償還時期が集中していることなどが考えられます。投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組が必要です。

今後、施設の改築・更新時には、処理能力に応じた機器等の選定を行うなど、施設利用率の向上や維持管理費の削減に努めるとともに、過去の建設事業に係る企業債の償還には資本費平準化債を利用し、資本費の平準化を図る取組を行っていく必要があります。

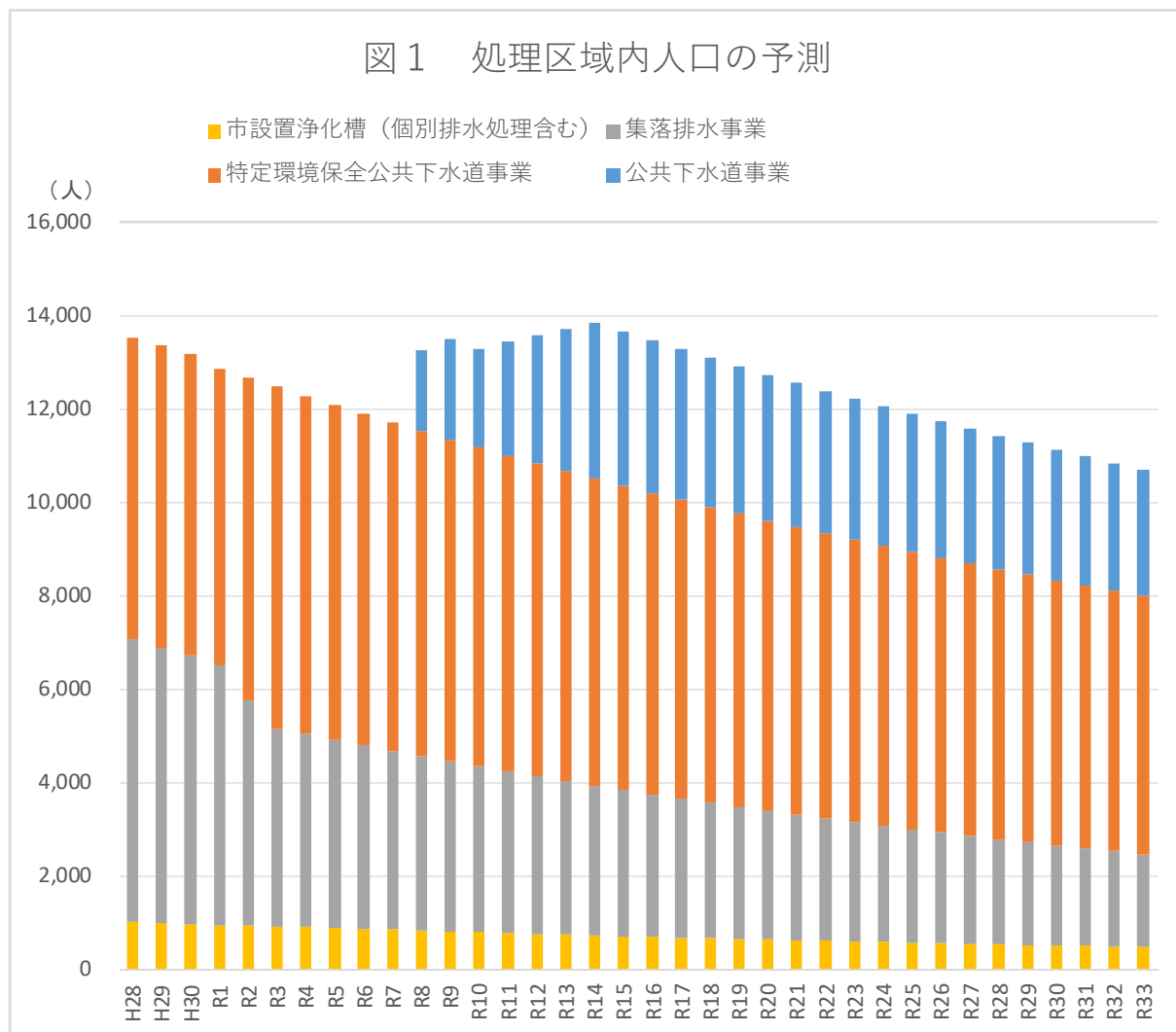
今後、施設の改築・更新時には、処理能力に応じた機器等の選定を行うなど、施設利用率の向上や維持管理費の削減に努めるとともに、過去の建設事業に係る企業債の償還には資本費平準化債を利用し、資本費の平準化を図る取組を行っていく必要があります。

## (5) 将来の事業環境

### ① 処理区域内人口の予測

人口の推計にあたっては、過去の実績を基に変化率を算出し推計を行いました。

また、公共下水道事業については、現在整備中であることから事業計画を基に推計を行いました。



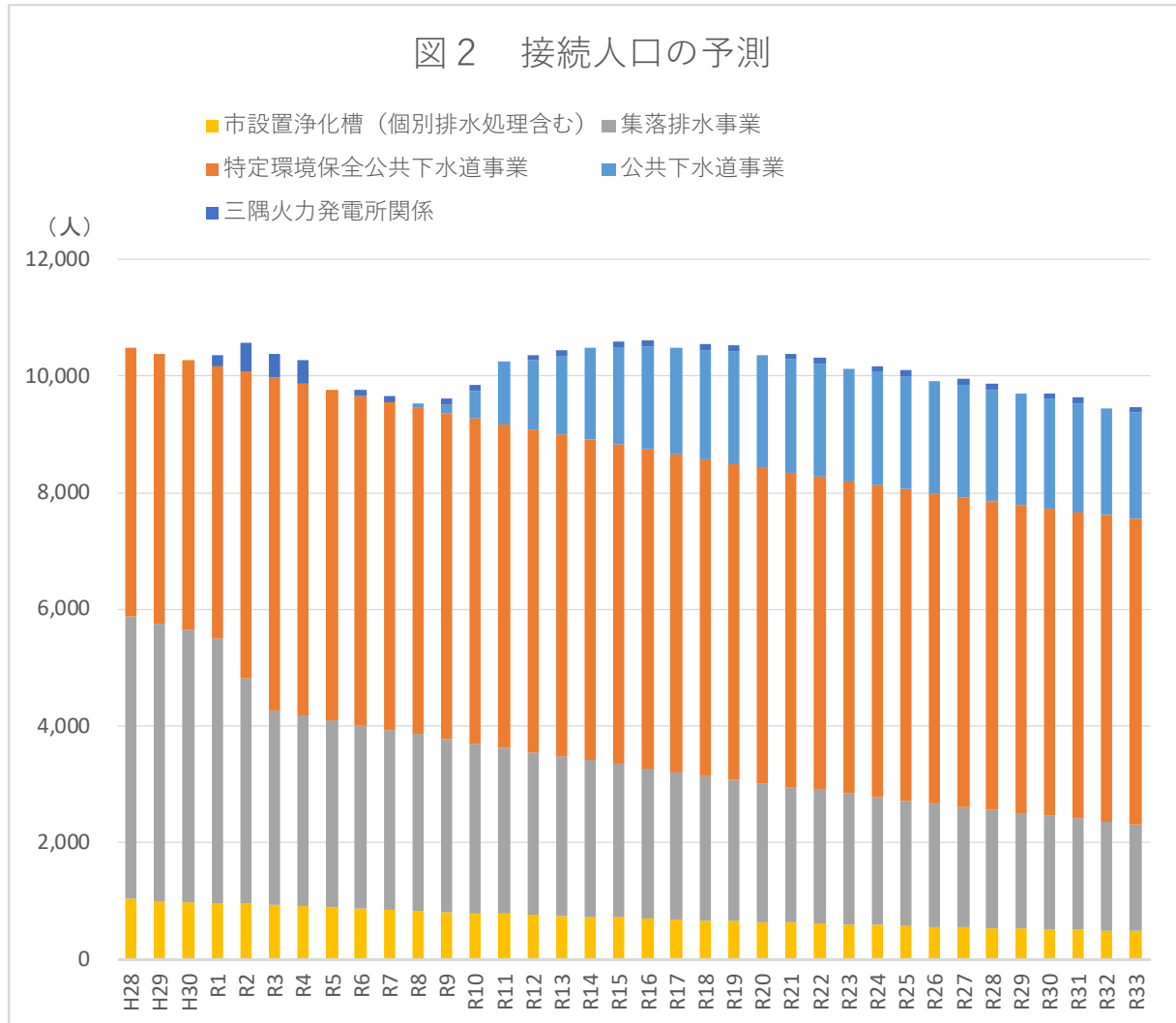
※集落排水事業(農業集落排水事業、漁業集落排水事業)

公共下水道(浜田処理区)の整備による処理区の増により、令和8年度に増加するものの、浜田処理区(2期分)整備完了後の令和15年度以降は、減少傾向となる見込みです。



また、使用料収入に大きく影響を与える接続人口の推計を行いました。

人口推計にあたっては、処理区域内人口と同様に、過去の実績、事業計画を基に推計を行い、三隅火力発電所の2号機建設工事や定期点検による人口流入の影響を考慮し該当年度へ加算しました。



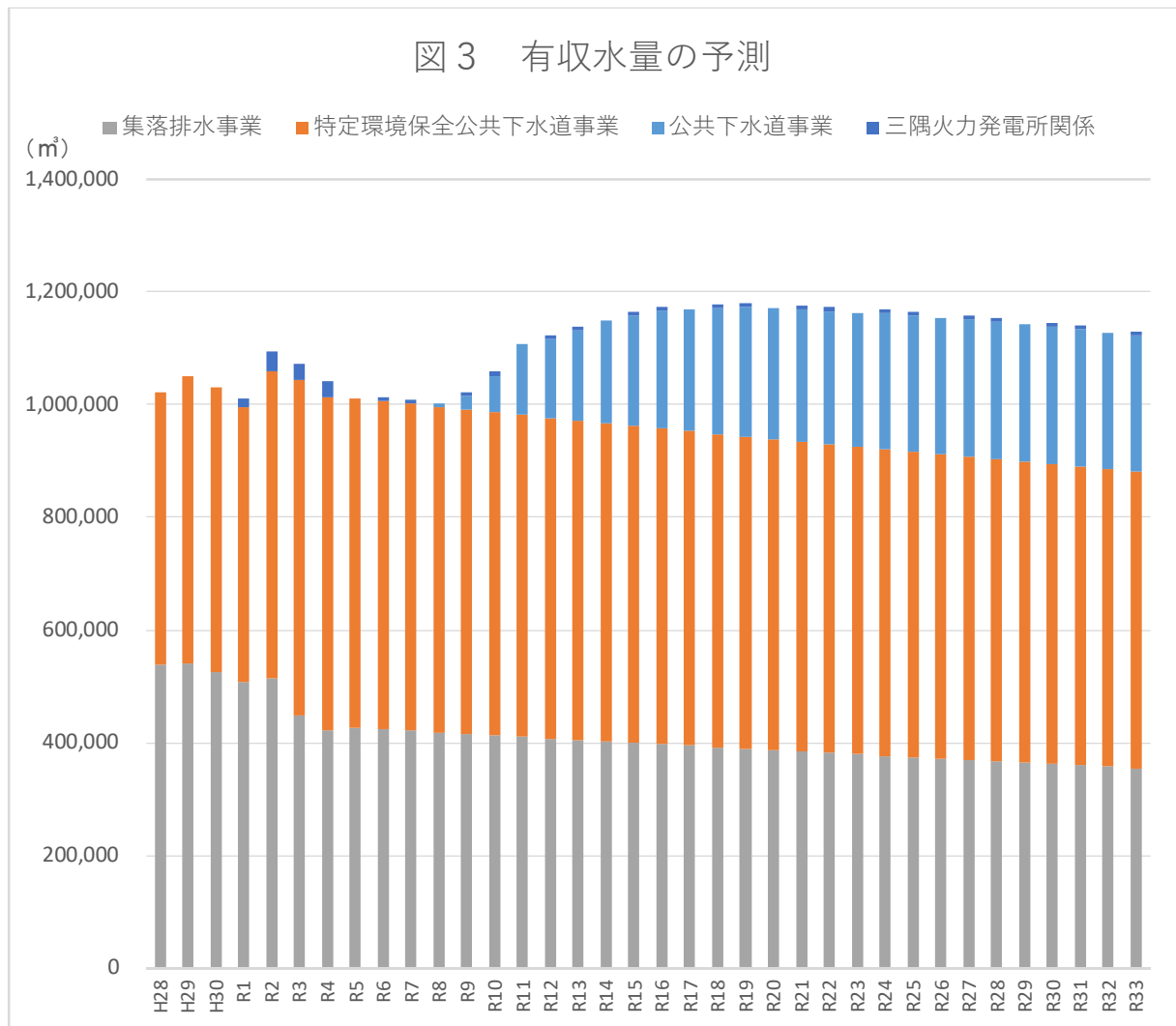
※集落排水事業(農業集落排水事業、漁業集落排水事業)

公共下水道(浜田処理区)の整備や三隅火力発電所の特需による増加が見込めるものの、農業集落、漁業集落排水事業等の処理区域内の人口減少により、全体として大きく増加することは見込めない状況です。

また、接続率の低い処理区を中心に個別訪問などの啓発活動を行い、接続率向上の取組を引き続き行っていく必要があります。

## ② 有収水量の予測

有収水量の推計にあたっては、接続人口の推計と同様に、過去の実績、事業計画、三隅火力発電所の特需を考慮し推計を行いました。

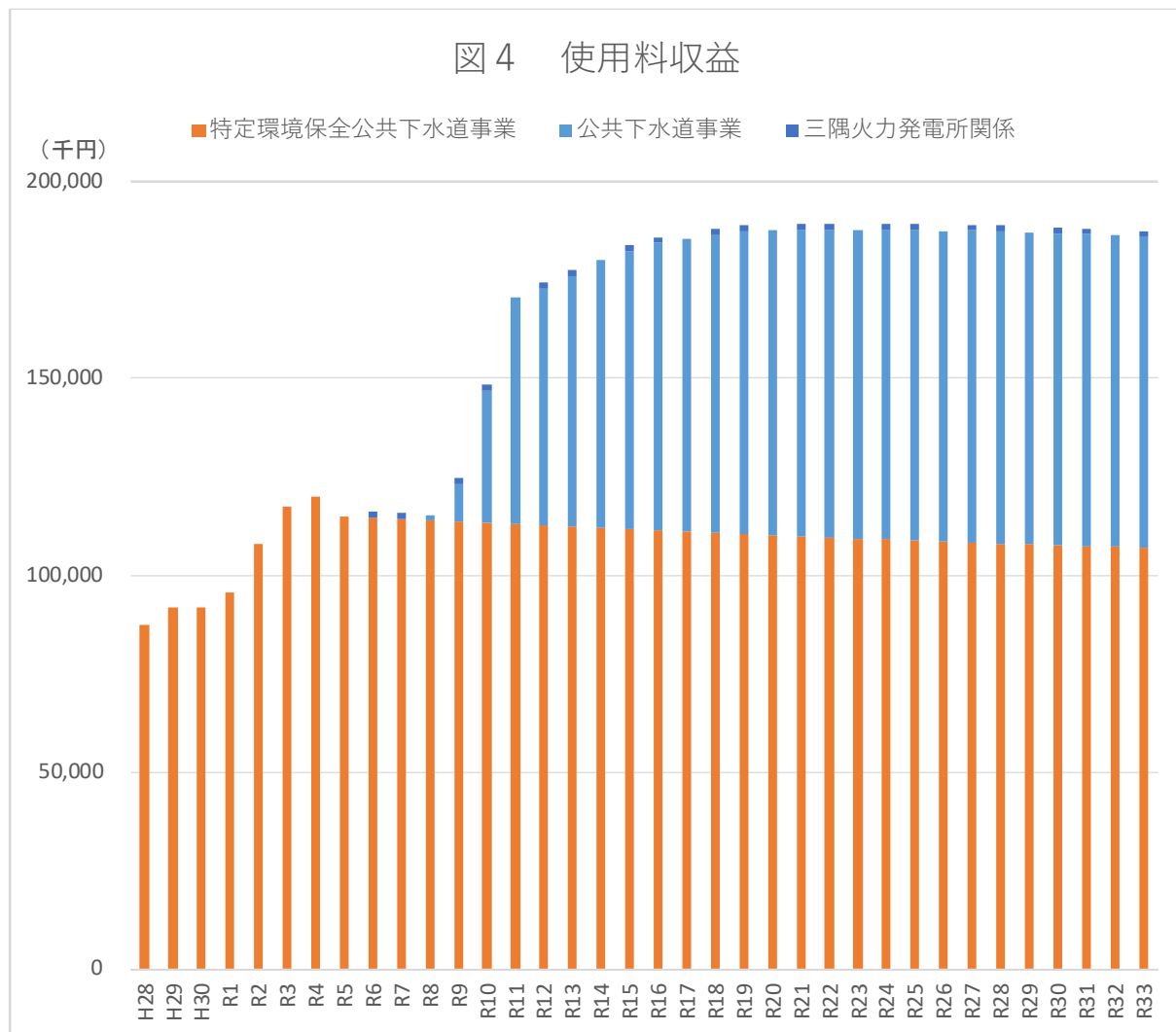


接続人口と同様に、公共下水道(浜田処理区)の整備や三隅火力発電所の特需による増加が見込めるものの、人口減少により、全体として大きく増加することは見込めない状況です。

### ③ 使用料収入の予測

使用料収入の推計にあたっては、過去の実績を基に変化率の算出及び既存地区の接続率向上への取組を考慮し推計を行いました。

また、浜田処理区下水道事業については、事業計画及びシミュレーションを基に推計を行いました。



特定環境保全公共下水道事業は、三隅火力発電所の2号機建設工事や、三隅地区の集落排水事業を公共下水道へ接続する統合事業の影響により、令和4年度まで増加が見込まれますが、令和5年度以降は三隅火力発電所の特需による一時的な増加が見込まれるものの、人口減少の影響により使用料収入は減少する見込みです。

公共下水道事業(浜田処理区)は、令和8年度から順次供用開始を予定しています。

令和9、10年度は主に公共施設や事業所の早期接続を見込んでおり、前年度に比べ使用料収入が大きく増加する見込みです。

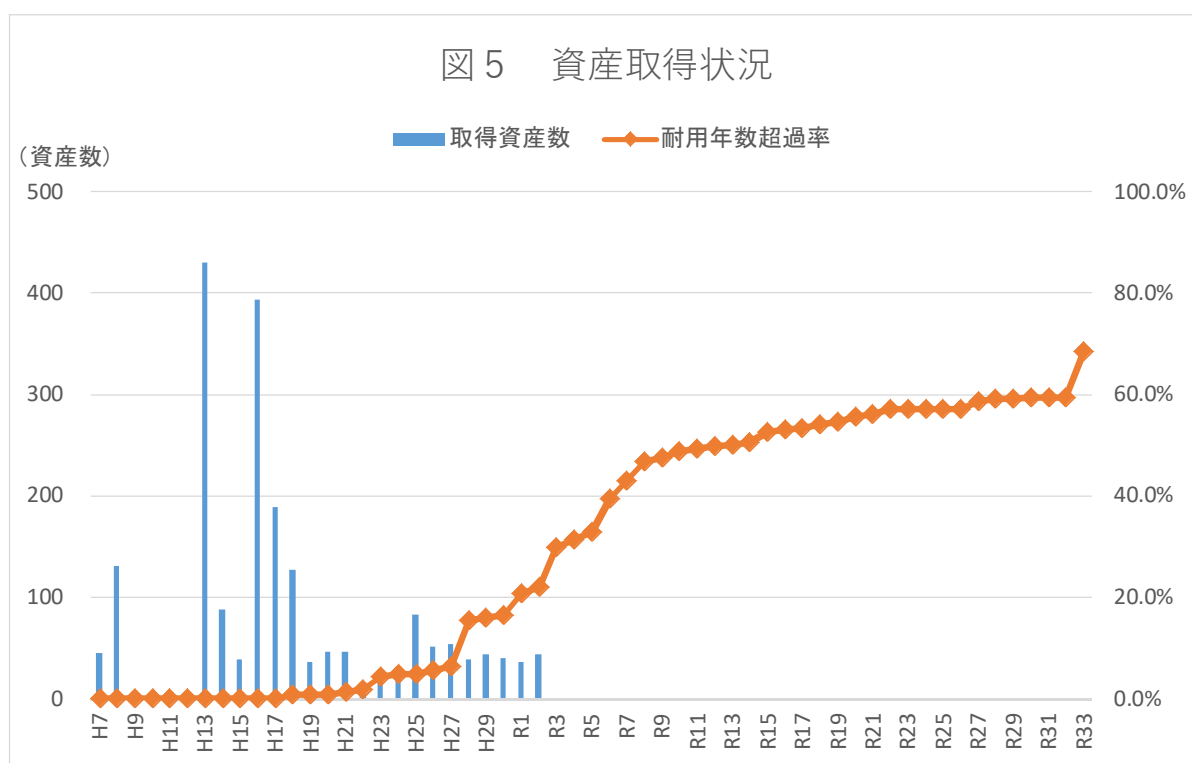
#### ④ 施設の見通し

本市の下水道施設は、三保三隅処理区を平成 14 年に、国府処理区、旭処理区を平成 17 年に供用開始し、いずれの処理区も供用開始から 15 年以上経過しています。

統合事業により三保三隅処理区へ統合した農業集落排水施設は、平成 8 年に供用開始し、25 年が経過しています。

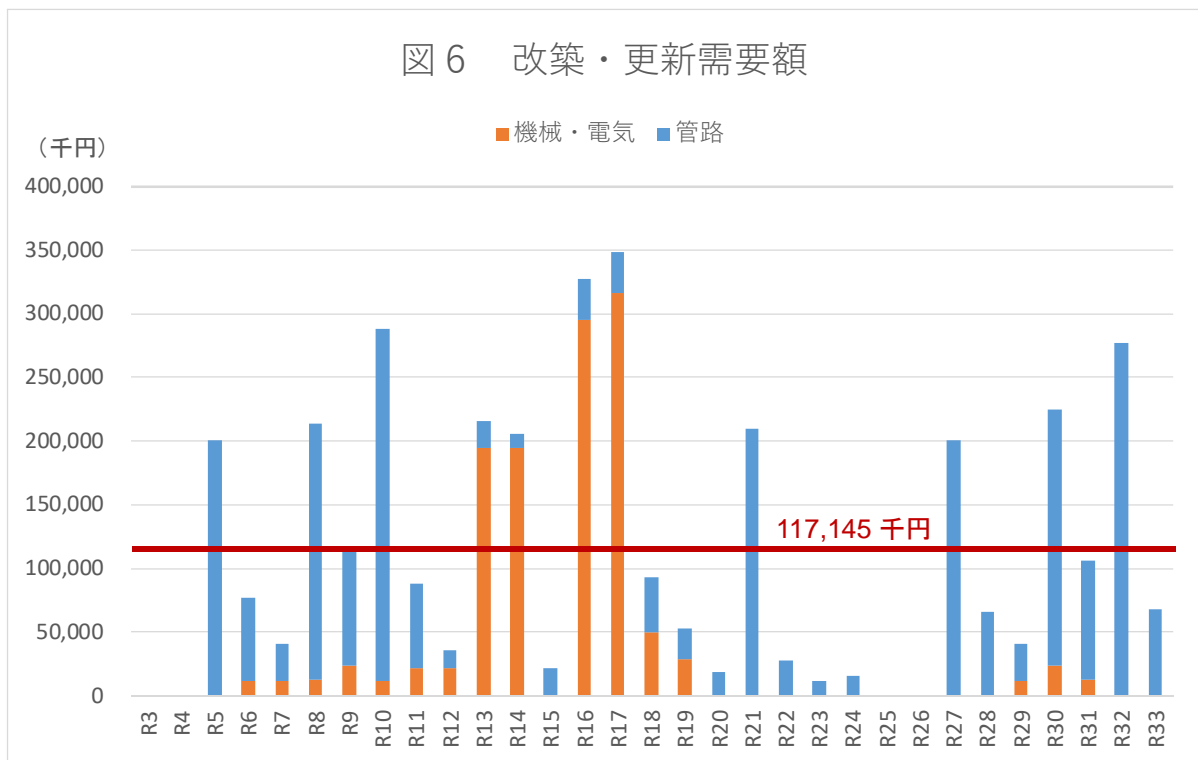
施設の状況は図 5 に示すとおり、平成 10 年代に取得した資産が多く、令和元年度頃から耐用年数超過率が増加していきま。これは、機械、電気設備などの耐用年数(主に 10～20 年)が超過するためです。

令和 30 年度頃からは、管渠の耐用年数(50 年)が超過し、更に耐用年数超過率が増加していきま。



本市では、平成 31 年 1 月に策定したストックマネジメント計画に基づき、適正な管理や早期改修により耐用年数を伸ばすことで、設備投資の増加の抑制を図っています。

ストックマネジメント計画に基づく、改築・更新需要額の見通しは図 6 に示すとおりです。



今後必要となる改築・更新費用の年平均需要額は、117,145 千円を見込んでおり、交付金や企業債などの財源確保、施設の長寿命化が課題となっています。

また、農業集落排水施設や漁業集落排水施設においても同様に老朽化が進んでいるため、三保三隅処理区において、令和 3 年 4 月に三隅地方地区農業集落排水施設を統合し、令和 4 年 4 月に三隅福浦・古湊地区漁業集落排水施設を三保三隅公共下水道へ統合しました。

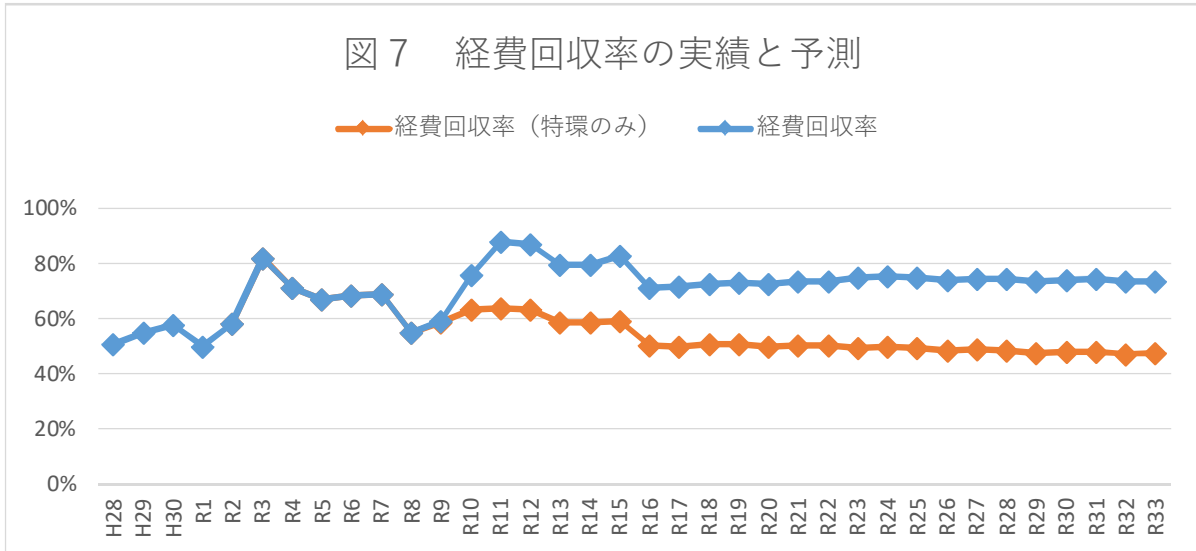
古湊地区漁業集落排水施設の管渠の一部は昭和 63 年度に取得しており、30 年以上(耐用年数の 66%)が経過しているため、更新需要が見込まれます。

今後、施設の適切な管理運営を行うためにも、処理施設の集約化、効率化などを図っていく必要があります。

### ⑤ 経費回収率の予測

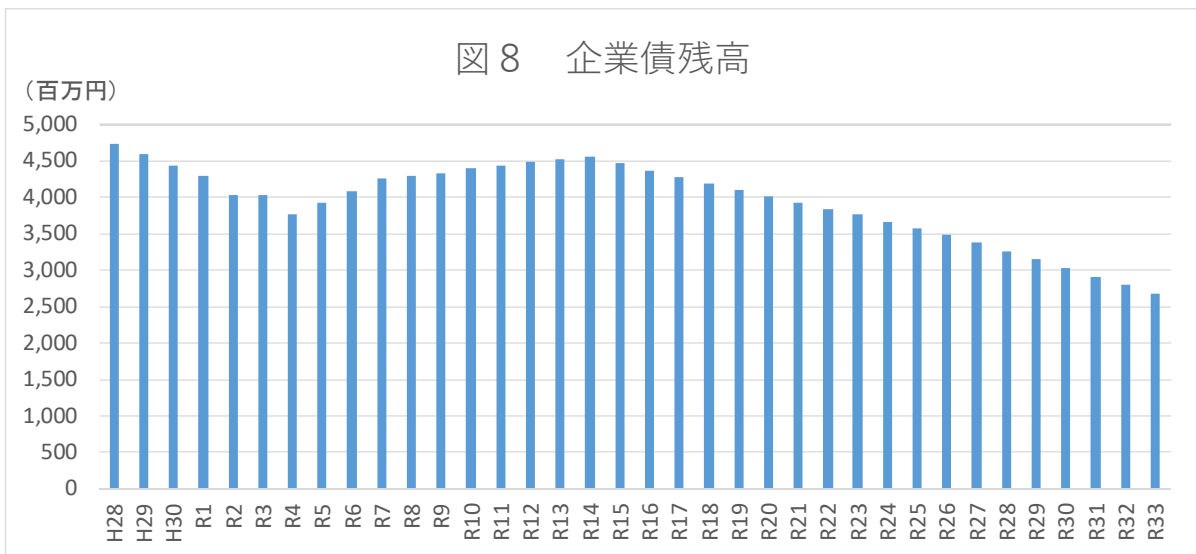
本事業の経費回収率は、三隅地区の農業集落、漁業集落排水統合事業による使用料収入の増加により令和3年度に上昇します。

令和9年度には、浜田処理区整備事業の公共施設や事業所の早期接続を見込んでおり、一時的に上昇しますが、令和13年度以降は、既存地区の高資本費対策経費に対する国の財政措置の年限が到来し、基準内繰入額が減少することと、浜田処理区(2期分)の整備も完了し接続率の伸びが鈍化することが予想されるため、経費回収率が低下し、以降は80%(既存地区のみは50%)に満たない率で推移していくことが予想されます。



また、本事業の収支に大きく影響を与える企業債残高の見通しは、下図のとおりです。

過去の建設事業の財源となった企業債残高は償還が進むことで令和4年度までは減少しますが、三隅地区の集落排水施設の公共下水道への統合事業及び浜田処理区整備事業により令和14年度まで増加に転じ、以降は減少する見込みです。



本事業の財源は、多額の企業債に依存しています。

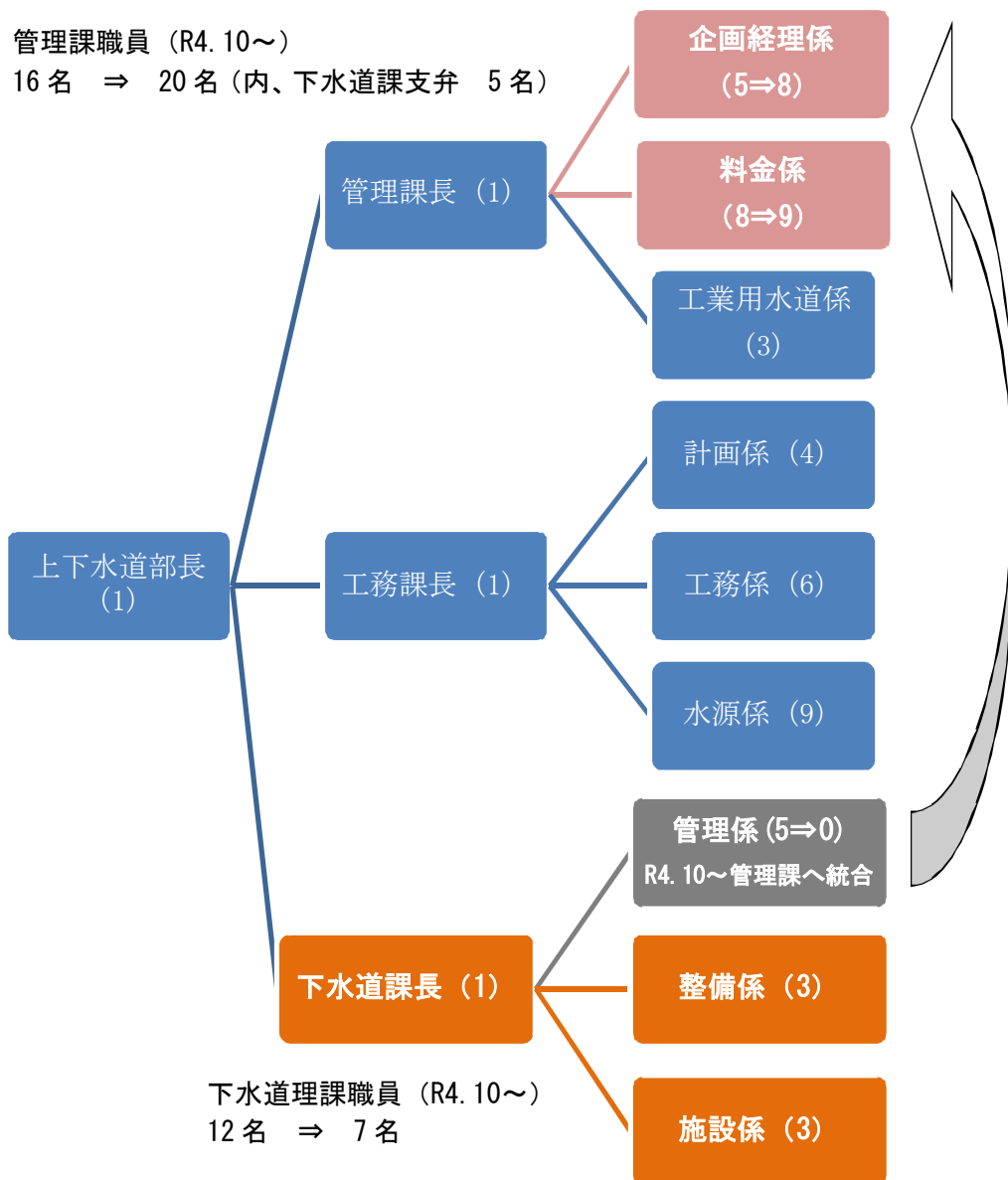
今後、施設の改築・更新需要が高まるなか、財源確保のためには、組織の合理化や事業の効率化に努めるとともに、更なる財源確保に向けた取組を行っていく必要があります。

## ⑥ 組織の見直し

令和4年10月に機構改革を行い、下水道課管理係を管理課へ統合し、事務の効率化を図ることとしています。また、情報通信技術の活用により、下水道施設の監視システムを水道事業の監視システムと統一することにより上下水道事業での一元管理が可能となるため、維持管理業務の効率化に向けた取組も進めていきます。

令和6年4月に農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業の3つ特別会計について公営企業会計への移行を予定しており、移行事務や浜田処理区下水道整備事業による業務量の増大が予想されるため、これらの業務対応のための一時的な人員増加が必要な状況です。

公営企業会計移行と浜田処理区整備事業完了後に、上下水道部全体で改めて組織の見直しを行い、効率化、合理化を進めます。



## 4. 経営の基本方針

本市は、住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするために下水道整備を進めています。

環境保全への効果が特に高く見込まれることから、公共施設や事業所が多い浜田市の中心市街地(浜田処理区)の下水道整備事業に着手しました。

そのための経営基本方針は、次のとおりです。



### ○適切で計画的な事業執行

- 1) 浜田処理区整備事業においては、早期に効果が発現できるよう、官民連携手法の導入を目指し、早期整備完了に努めます。
- 2) 施設の老朽化等による改築・更新需要が高まるなか、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築・更新を行い、施設の長寿命化を図ります。

### ○収入の確保

- 1) 財政基盤強化のため、経費回収率の目標値を定め、コスト管理に努めます。
- 2) 収入の基盤である使用料収入確保のため、接続率向上のため普及啓発を行うとともに、公平性の観点からも債権管理を適切に行い、使用料を確実に収入します。
- 3) 国庫補助金を活用するとともに、企業債の発行総額を管理し、企業債の元利償還が毎年の事業費を圧迫しないよう、企業債残高の抑制に努めます。
- 4) 事業実施において支障とならないよう、資金需要を精査し資金調達を行います。

### ○水洗化の促進

- 1) 下水道の役割に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 2) 浜田処理区の早期接続のための優遇策を検討し、水洗化率の向上を図ります。



## 5. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙「投資・財政計画」のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

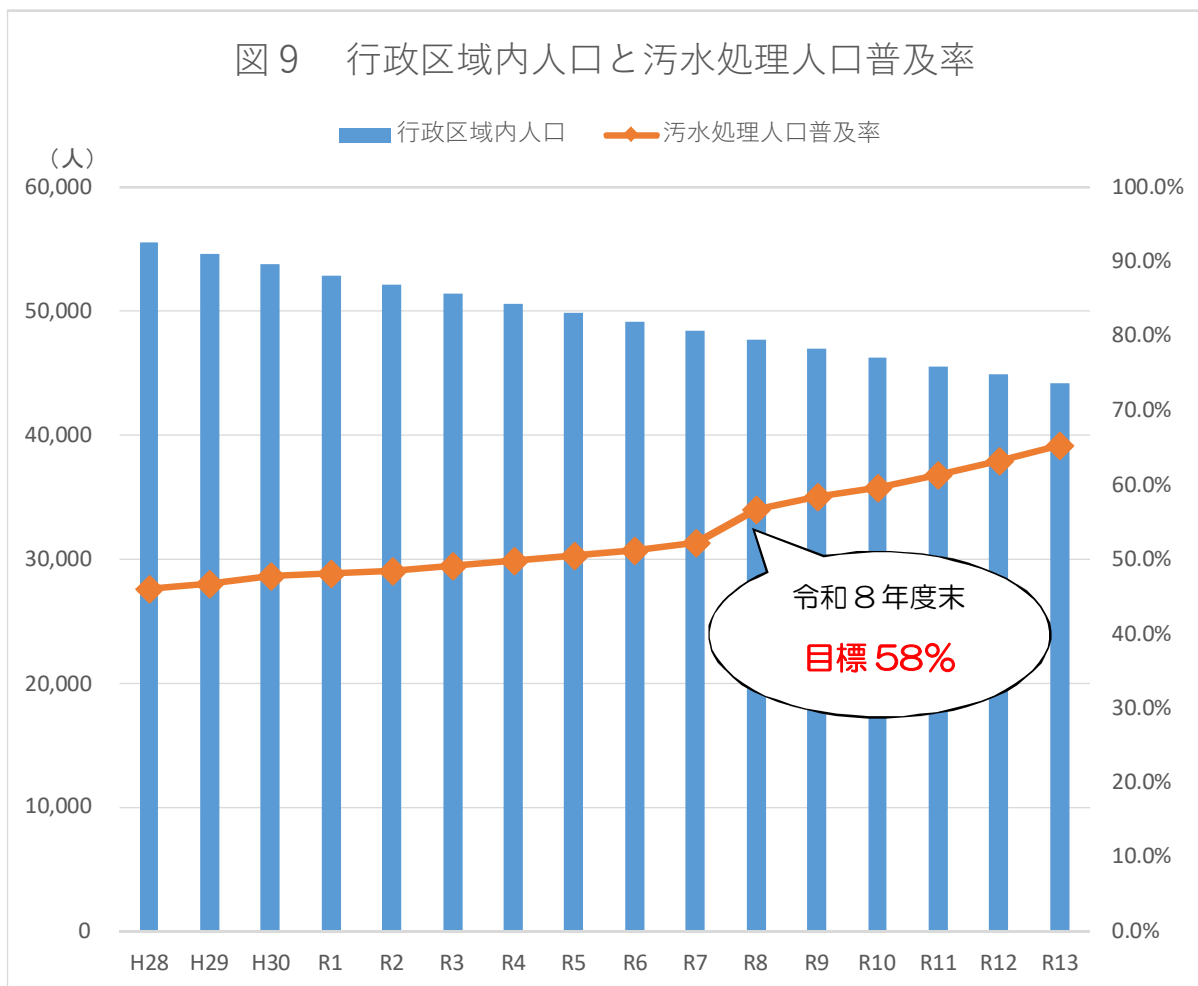
#### 【投資の目標】

本市の汚水処理人口普及率は、令和2年度末48.5%で、島根県平均の82.0%を大きく下回っています。(島根県西部4市の平均は49.4%となっています。)

汚水処理人口普及率向上のため、令和2年度より浜田処理区下水道整備事業に着手し、令和8年度より順次供用開始予定としています。

また、下水道整備区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

**令和8年度末の汚水処理人口普及率58%を目指します。**



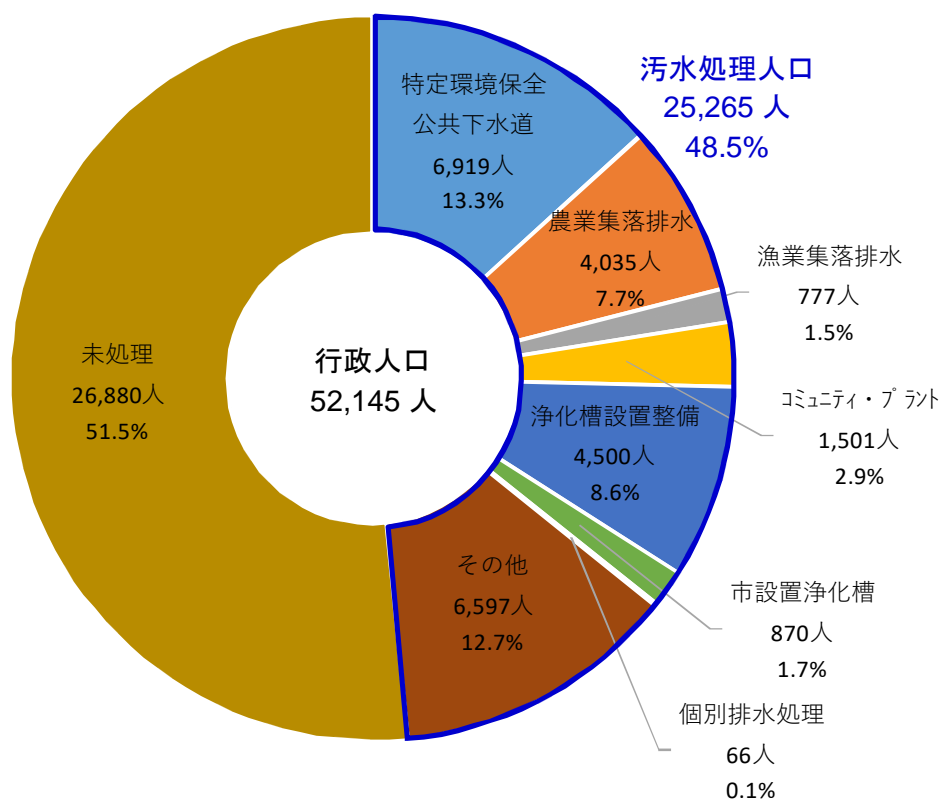
令和2年度末の汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

令和2年度末 汚水処理人口普及率

	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水	漁業集落 排水	コミュニティ ・プラント	浄化槽設置整備 (個人設置) ※補助有	市設置 浄化槽	個別排水 処理	その他 (個人設置) ※補助無	汚水処理 合計
普及人口	6,919	4,035	777	1,501	4,500	870	66	6,597	25,265
普及率	13.3%	7.7%	1.5%	2.9%	8.6%	1.7%	0.1%	12.7%	48.5%

※行政人口 52,145 人

図 1 0 令和2年度汚水処理人口普及率



※浄化槽については設置時の種類で記載しており、譲渡を受けた浄化槽は市設置浄化槽には含んでいません。

【建設・更新に関する事項】

建設事業については、下水道整備計画に基づき事業を実施します。

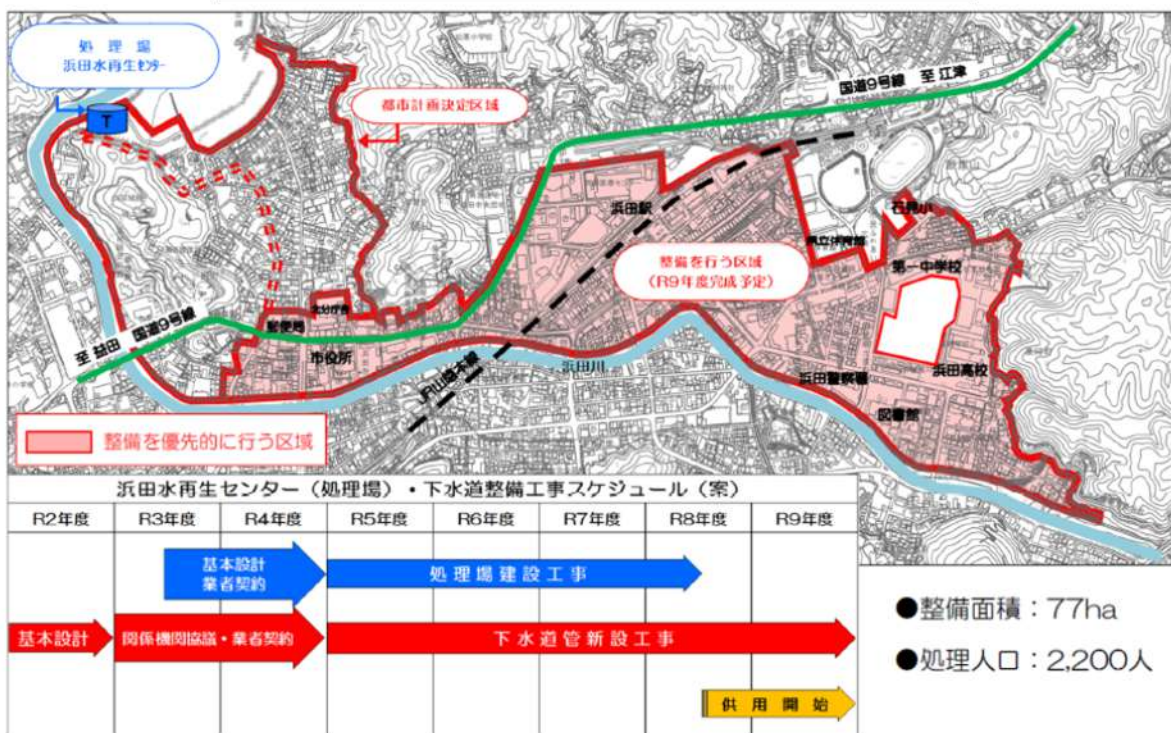
更新事業については、ストックマネジメント計画に基づき事業を実施します。

それぞれの事業について事業年度、事業費、補助率をもとに投資・財政計画に反映します。

1. 浜田処理区整備事業

市街地の下水道整備を行い、快適な生活環境を提供し、海や河川の水質保全を図ります。

事業年度	R4～R13
事業費	45億2,430万円
内容	設計業務・処理場建設・管渠工事等
補助率	50%・55%



2. スtockマネジメント改築事業

ストックマネジメント計画に基づき、3 処理区の施設の改築・更新を効率的に行い、施設の長寿命化を図ります。

事業年度	R4～R13
事業費	5億8,410万円
内容	管渠・ポンプ場・処理場設備改築 調査点検等
補助率	50%・55%

【職員給与費に関する事項】

浜田処理区整備事業を進めるため、一時的に人員増の必要性も見込まれますが、令和3年度の人員数3名分(うち会計年度職員1名)の給与費について、過年度実績及び令和3年度見込額をもとに計上します。

【地方債償還金に関する事項】

令和3年度までに借り入れた起債の元金償還予定額を計上。

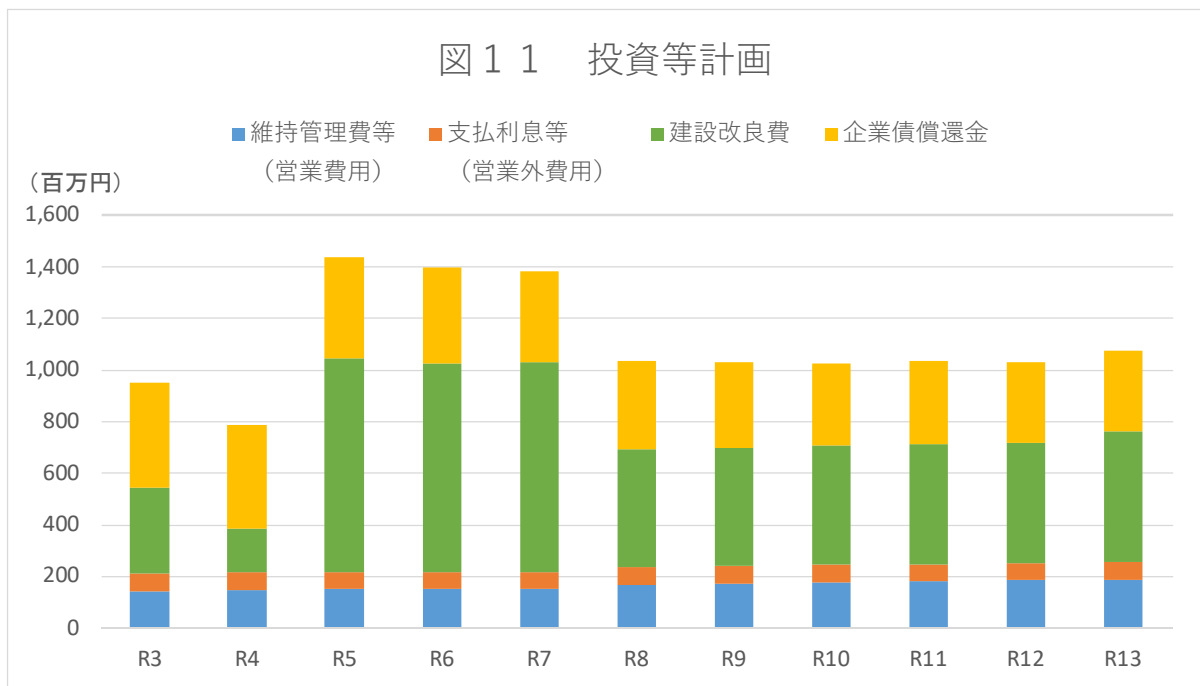
償還期間:10~40年

令和4年度以降に借り入れる資本費平準化債の元金償還見込額を計上。

償還期間:10年

令和4年度以降に借り入れる建設・更新起債の元金償還見込額を計上。

償還期間:10年~40年



(単位：百万円)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
維持管理費等 (営業費用)	139	146	148	149	149	164	169	174	177	182	185
支払利息等 (営業外費用)	71	67	64	65	67	68	68	68	68	68	67
建設改良費	332	172	832	811	811	460	460	464	464	464	508
企業債償還金	407	401	389	370	355	339	332	317	322	313	314
合 計	949	786	1,433	1,395	1,382	1,031	1,029	1,023	1,031	1,027	1,074

## ② 収支計画のうち財源についての説明

### 【財源の目標】

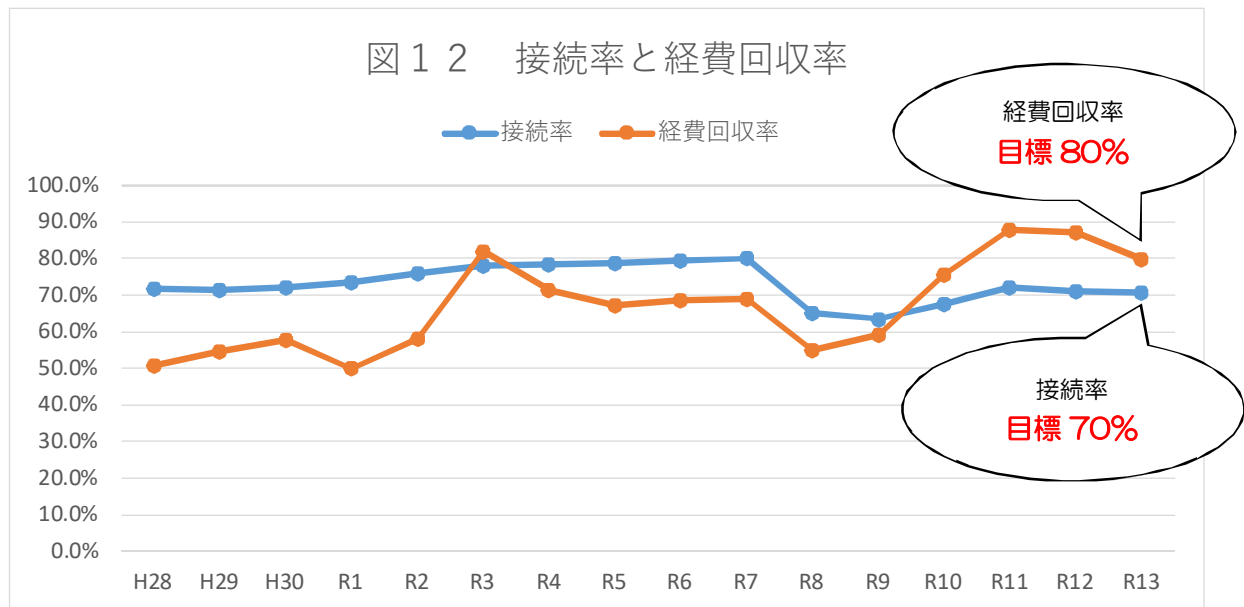
計画期間 10 年目(令和 13 年度)の目標値

**接続率 70%を目指します。**

浜田処理区の供用開始により接続率は一旦低下しますが、既存地区への啓発活動や浜田処理区の早期接続のための優遇策の検討を行い、接続率の向上を目指します。

**経費回収率 80%を目指します。**

組織統合による事務の効率化による経費削減や適正な料金収入の確保に努め、経費回収率の向上を目指します。



### 【使用料収入に関する事項】

使用料収入の計画にあたっては、人口減少・節水志向等の事情、接続率向上の取組、浜田処理区供用開始を勘案し、三隅地区の集落排水施設の公共下水道への統合事業により接続する旧集落排水事業地区は減少を見込み、既存の処理区域は横ばいの見込みとしました。

また、使用料収入に係る各項目の、過去の変化率及び水洗化率の向上を勘案し算定しました。なお、消費税額は現状の税率 10%で計上しました。

(算定方法)

・国府、旭、三隅処理区

三隅火力発電所 2 号機建設工事に伴う特需の影響を受けない平成 30 年度の調定件数をベースに、過去 5 年の世帯数の減を年 0.6%の減少率として、基本料金内の使用者の減少を見込んでいる。

・中国電力火力発電所点検作業による入込数を加算している。

【補助金及び起債に関する事項】

1. 国庫補助金

建設投資に係る財源として、国庫補助金(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)を最大限活用することとし、補助対象事業に対し、50%・55%の補助率に応じた見込額を計上します。

なお、国土交通省からの事務連絡「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」において、令和7年度以降、供用開始30年経過しているにもかかわらず使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満、かつ経費回収率が80%未満、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合は社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととする旨通知が行われており、使用料改定の必要性の検討について要件化されています。

今後こうした交付要件の見直しの状況を注視するとともに、本市が同交付金の重点配分の対象外となる場合はその影響を考慮する必要があります。

社会資本整備総合交付金		補助金
浜田処理区整備事業	R4～R13	18億6,360万円
ストックマネジメント改築事業	R4～R13	2億4,850万円

2. 地方債

建設・更新事業から補助金等の特定財源を除き、10万円単位での借入見込額を計上します。

建設・更新事業等		起債額
浜田処理区整備事業	R4～R13	26億4,080万円
ストックマネジメント改築事業	R4～R13	3億2,320万円

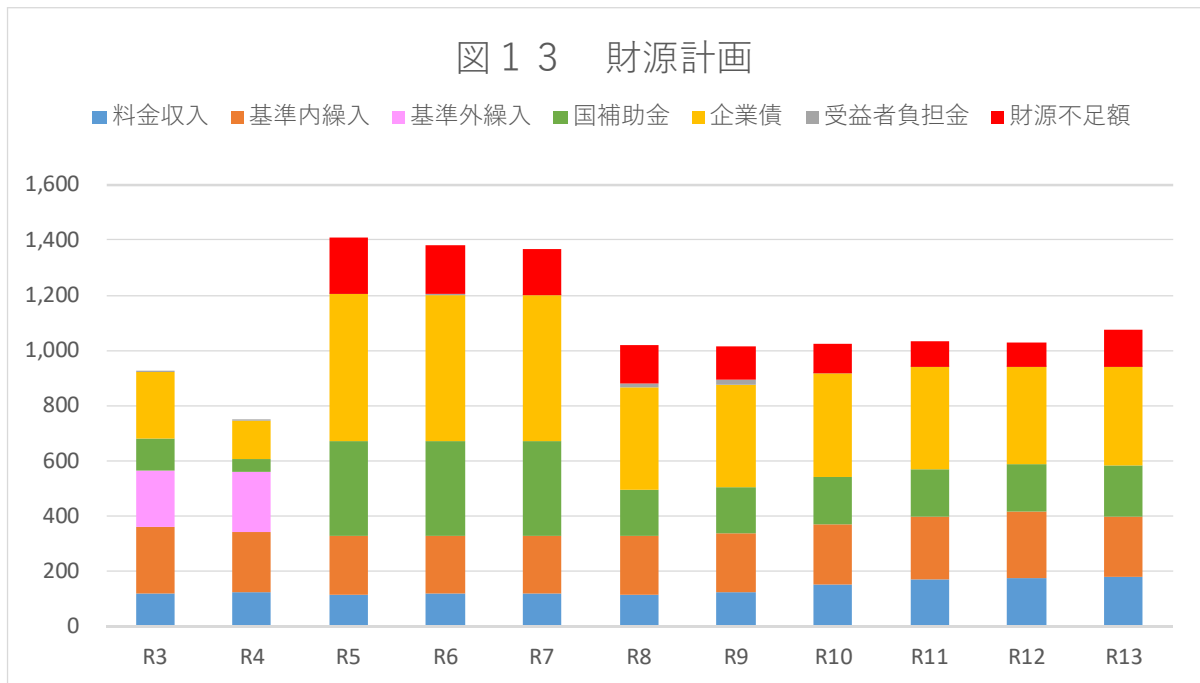
【繰入金等に関する事項】

財源不足額に対し、総務省が定める繰出し基準に基づく一般会計からの基準内繰入を充当してもなお財源が不足しています。

これまでは一般会計からの基準外繰入により不足額を賄ってきましたが、今後は地方公営企業の独立採算の原則に則り、事業運営に必要な財源である使用料の確保と経費節減に取り組み、基準外繰入の抑制を図るよう努めます。

一般会計繰入金			繰入額	備考
収益分	基準内繰入	R4～R13	21億8,228万4千円	高資本費対策・分流式下水道等に要する経費
資本分	基準内繰入	R4～R13	なし	

財源不足分			財源不足額	備考
収益分	職員給与費、維持管理費の一部等	R4～R13	6億676万円	従前の基準外繰入 なお、令和4年度については基準外繰入として財源措置
資本分	企業債償還元金、建設改良事業費の一部、職員給与費	R4～R13	8億4,441万5千円	従前の基準外繰入 なお、令和4年度については基準外繰入として財源措置



(単位：百万円)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
料 金 収 入	117	120	115	116	116	115	124	148	170	174	177
基 準 内 繰 入	240	221	210	211	209	211	211	222	228	241	218
基 準 外 繰 入	208	216									
財 源 不 足 額	-	-	203	180	170	140	122	106	92	87	135
国 補 助 金	115	49	343	343	343	168	168	170	170	170	188
企 業 債	239	138	534	530	528	368	371	375	369	353	356
受 益 者 負 担 金	1.3	0.7	0.7	0.7	0.7	14.7	17.7	0.9	0.9	0.9	0.9
合 計	920.3	744.7	1,405.7	1,380.7	1,366.7	1,016.7	1,013.7	1,021.9	1,029.9	1,025.9	1,074.9

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### 【職員給与費に関する事項】

4名分の給与費を、過年度実績及び令和3年度見込額をもとに計上します。

#### 【動力費に関する事項】

過年度実績、三隅地区の集落排水施設の公共下水道への統合及び浜田処理区の供用開始による影響額及び物価上昇<sup>\*</sup>を反映した見込額を計上します。

#### 【薬品費に関する事項】

過年度実績及び浜田処理区の供用開始による影響額及び物価上昇<sup>\*</sup>を反映した見込額を計上します。

#### 【修繕費に関する事項】

過年度実績、三隅地区の集落排水施設の公共下水道への統合及び浜田処理区の供用開始による影響額を反映した見込額を計上します。

#### 【委託費に関する事項】

民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用します。

過年度実績、三隅地区の集落排水施設の公共下水道への統合及び浜田処理区の供用開始による影響額及び物価上昇<sup>\*</sup>を反映した見込額を計上します。

#### 【地方債償還利子に関する事項】

公的資金等低利の起債を優先的に活用し、利子償還額を抑制します。

令和3年度までに借り入れた起債の償還予定見込額を計上します。

利率:0.006～2.3%

令和4年度以降に借り入れる建設・更新起債の償還予定見込額を計上します。

利率:1.1%

平成4年度以降に借り入れる資本費平準化債起債の償還利子を計上します。

利率:1.1%


なお、消費税額は現状の税率10%で計上します。

<sup>\*</sup> 物価上昇については、国府処理区整備工事や三隅火力発電所の特需の影響により過去の実績からの予測が立て辛い  
ため、水道事業の予測値(毎年度1%程度)を参考に見込額の算出を行います。



(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>広域化・共同化については他自治体との検討が必要なため、計画には反映されていませんが、島根県が実施中の広域化・共同化についての検討結果を参考に実施の可能性について検討します。</p> <p>また、更なる処理区の統合などの可能性について検討します。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>下水道整備計画及びストックマネジメント計画に基づき優先順位を判断し、投資の平準化を図ります。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>PPP・PFI など民間活力を活用している自治体の調査及び手法の長所・短所等、先進地を研究し、導入に向けて検討します。</p> <p>浜田処理区整備事業においては、効率的な整備を目指し、官民連携事業(設計施工一括発注(DB)方式)の導入を目指します。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>投資を行う場合は、現状把握と将来必要となる住民サービスの予測を行い、事業規模、整備手法及び事業の優先順位等、最適なものを選択し合理化に努めます。将来需要の予測によってはスペックダウンや更なる統廃合を検討します。</p> <p>浜田処理区の処理場建設にあたっては、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を検討します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>SDGs目標「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「14 海の豊かさを守ろう」の実現を目指します。</p> </div>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直し  
に関する事項

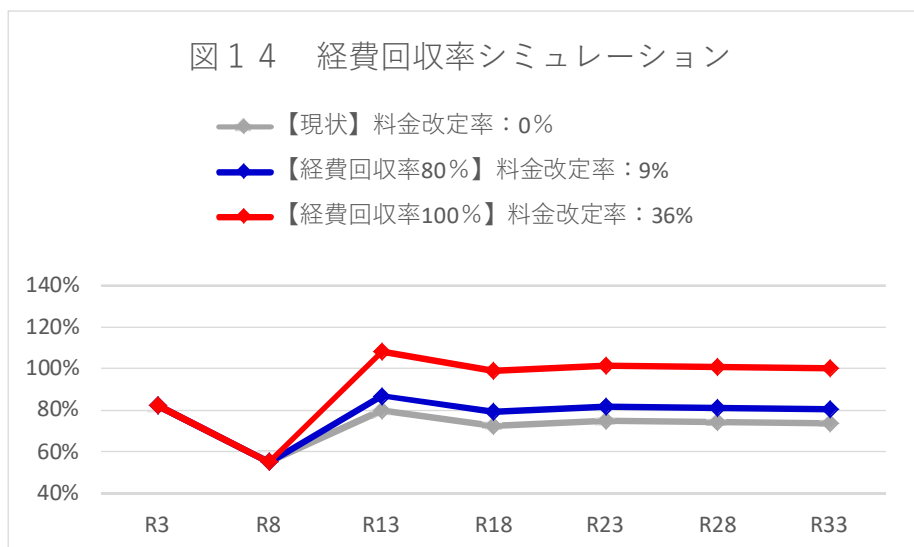
下水道事業の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないと定められていますが、本市では使用料収入の不足分を一般会計からの基準外繰入金に頼っています。

そのため、経費の削減に努め、一般会計からの基準外繰入金の抑制のための取組を行っていく必要があります。

図 14 は、30 年後に経費回収率を 80%、100%とする場合に必要な使用料改定率を示したものです。また、図 15 は既存地区(特環)のみで必要な使用料改定率を示したものとなります。

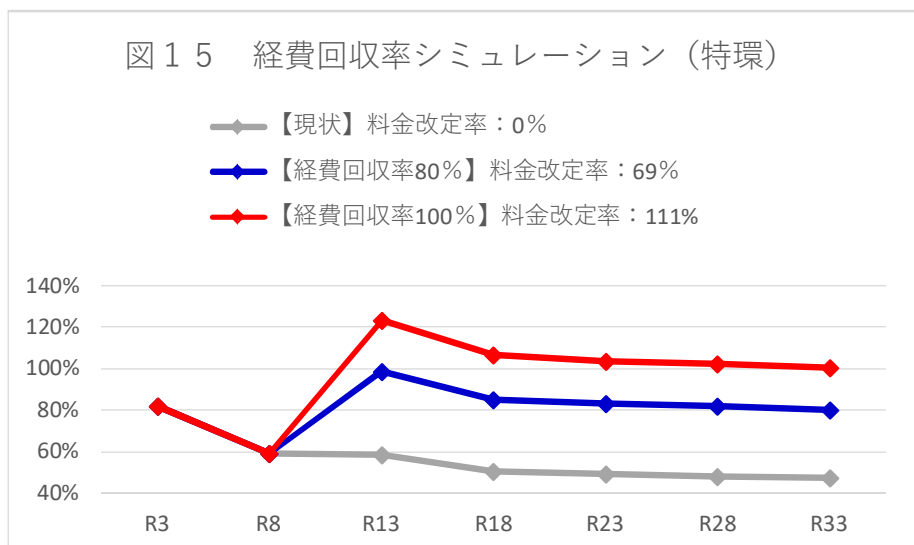
全体としては、浜田処理区整備により、改定率 36%で経費回収率が 100%となる見込みです。

図 14 経費回収率シミュレーション





既存地区(特環)のみで試算した場合は、人口減少の影響により改定率 69%、111%と大幅な改定が必要となります。



図 15 経費回収率シミュレーション (特環)



いずれも、浜田処理区の優先整備区域の供用開始による経営への影響を極力反映するため、令和 10 年度に料金改定を行った場合で試

	<p>算しています。</p> <p>現行の料金水準では、浜田処理区整備事業により一時的な増加が期待できるものの、人口減少の影響により浜田処理区(2期分)整備完了以降は、使用料で経費を賄うことが難しい状況です。</p> <p>令和8年度より順次供用開始を予定している浜田処理区の収支状況などを踏まえ、適正な料金水準の検証を行い、下水道使用料の改定の必要性について検討を行っていきます。</p> <p>国において、高資本費対策に要する経費に対する繰出し基準の見直しが検討されています。</p> <p>この見直しにより基準内繰入額が減額となる場合は、大幅な料金改定または基準外繰入の増加もしくは起債の元利償還のための資金借入の増加を行う必要があるため、今後の動向を注視する必要があります。</p>
<p>資産活用による 収入増加の 取組について</p>	<p>本市の事業規模では資産活用に係る事業の拡大は経営として採算が取れないと考えるため、取組の予定はありません。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>交付税措置の対象となる有利な起債、公的資金等低利の起債を優先的に活用します。</p> <p>起債の元利償還の財源に充てるため、令和2年度までは資本費平準化債を利用しており、令和3年度以降も資本費平準化債の利用を予定しています。</p> <p>なお、未利用施設に係る利子分に係る資本費平準化債については、供用開始または事業計画変更から15年を経過する処理区に係る額を除いています。</p> <p>下水道への関心、理解を深めてもらうことを目的とした啓発活動の一環として、処理場の汚泥を肥料化し、無料配布する取組や浜田市マンホールカードの作成、配布により情報発信を行っており、今後もこうした普及活動の継続、推進に努めます。</p> <p>未接続者への接続勧奨など更なる接続率の向上に努め、経費回収率の改善を図ることにより一般会計からの繰出金の抑制に努めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;">   </div> <p style="text-align: center;">マンホールカード</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>今後も民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用します。また、包括的民間委託等の民間活力の積極的な活用を検討します。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>水道事業との更なる組織統合を検討し、業務量に応じた適正な職員配置となるよう見直します。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>毎月の動力費を補助簿で管理し、前月及び前年同月との比較を行っています。増額の場合は原因を追究し、不具合に対しては早期に対応し、動力費の削減に努めます。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>薬品費削減に向け、抑制方法を検討します。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>異物詰まりによるポンプの故障や管渠の閉塞などを防ぐため、使用者に下水道の正しい使用方法等を周知し、修繕費の削減に努めます。また、不具合に対しては早期に対応し、修繕費の削減に努めます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>維持管理業務については、今後も民間のノウハウ、経営資源を活用し、効率的で質の高い業務を行うため、委託内容の見直し及び委託業務の拡大を検討します。また、会計処理や料金システムの保守など、高度で専門的知識、技術を要する事務について、外部の専門家や業者の支援を受けながら、効率的で適切な業務を行っていきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>合成洗剤などに含まれる成分のなかには、処理場では取り除くことができないものもあります。環境に優しい洗剤の使用など、下水道の正しい使用方法等を周知し、海、川などの公共用水域の水質保全と処理場への負荷軽減に向けた啓発に努めます。</p> <p>その他の経費について、増減要因分析、他団体比較等により、経費の抑制に努めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

## 6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>投資・財政計画の達成状況について、PDCA サイクルにより、毎年度進捗管理(モニタリング)を行います。</p> <p>また、経営戦略の見直し(ローリング)については、令和 8 年度より順次供用開始を予定している浜田処理区下水道整備事業の進捗状況や、残る 3 つの特別会計の公営企業会計移行後の収支や組織の状況を踏まえ、見直しを行います。</p> <p>その後、5 年ごとにローリングを行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、より充実した計画となるよう努めます。</p>  <p>The diagram illustrates the PDCA cycle for strategic review. It starts with '進捗管理' (Progress Management) in an orange box, which leads into the PDCA cycle. The cycle consists of four quadrants: 'Action' (top-left, blue), 'Plan' (top-right, red), 'Do' (bottom-right, green), and 'Check' (bottom-left, purple). Arrows indicate a clockwise flow between these stages. To the right of the cycle is a red box labeled '意見' (Opinion), which leads to another red box labeled '審議会' (Review Committee). Below the PDCA cycle is a large blue arrow pointing downwards labeled '反映' (Reflection), which points to a final blue box labeled '経営戦略見直し' (Strategic Review).</p>
----------------------------	--





公共下水道事業

(単位:千円,%)

Table with columns: 区, 年度, 前々年度, 前年度, 令和4年度, 令和5年度, 令和6年度, 令和7年度, 令和8年度, 令和9年度, 令和10年度, 令和11年度, 令和12年度, 令和13年度. Rows include: 収益, 支出, 経常, 特別, 繰越利益剰余金, 流動, 累積欠損金比率, 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資産, 地方財政法による収益, 地方財政法による不足, 健全化法施行令第16条により算定した資産, 健全化法施行令第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した資産, 健全化法施行令第22条により算定した資産.



公共下水道事業

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (R2年度) 〔決算〕		前年度 (R3年度) 〔決算見込〕	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		234,900	81,400											
資本的収入	1. 企業標準化償還基金	234,900	81,400	239,400	137,900	534,200	529,500	528,200	367,800	371,400	375,200	369,000	352,700	355,700
	うち資本費平準化償還基金	81,400	81,500	81,500	63,700	74,800	78,200	76,900	92,000	95,600	99,700	93,500	77,200	64,000
	2. 他会計補助金	118,959	170,729	170,729	156,424									
	3. 他会計負担金													
資本的支出	4. 他会計借入金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	121,500		114,500	49,000	343,400	343,000	343,000	167,500	167,500	170,300	170,300	170,300	187,800
	7. 固定資産売却代金													
収入	8. 工事負担金			20,000	28,000	28,000	15,500	15,500	15,500	15,500				
	9. その他													
	計	475,359	544,629	544,629	371,324	905,600	888,000	886,700	550,800	554,400	545,500	539,300	523,000	543,500
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額													
支出	10. 繰越工事業費	475,359	544,629	544,629	371,324	905,600	888,000	886,700	550,800	554,400	545,500	539,300	523,000	543,500
	11. 建設改良費	274,306	332,052	332,052	171,758	832,360	811,360	811,360	460,360	460,360	463,660	463,660	463,660	508,160
	12. 職員給与	13,220	17,126	17,126	16,935	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300
	13. 企業借入金返還金	377,138	406,650	406,650	400,875	388,759	370,422	354,851	338,917	331,678	317,168	321,973	313,061	313,528
資本的収入不足額	14. 他会計長期借入返還金													
	15. 他会計への支出金													
	16. その他													
	計	651,444	738,702	738,702	572,633	1,221,119	1,181,782	1,166,211	799,277	792,038	780,828	785,633	776,721	821,688
補填財源	17. 繰越工事業費	176,085	176,085	176,085	201,309	113,091	113,740	109,300	108,619	115,963	129,185	153,883	166,543	143,106
	18. 繰越工事業費													
	19. その他				13,093									
	計	176,085	176,085	176,085	201,309	113,091	113,740	109,300	108,619	115,963	129,185	153,883	166,543	143,106
他企業借入金残高	20. 繰越工事業費					202,428	180,042	170,211	139,858	121,675	106,143	92,450	87,178	135,082
	21. 繰越工事業費													
	22. その他													
	計	4,024,534	4,023,953	4,023,953	3,762,579	3,915,571	4,081,537	4,258,823	4,289,071	4,329,113	4,387,472	4,434,833	4,474,813	4,517,334

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (R2年度)		前年度 (R3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		278,266	196,336											
収益的収入	うち基準内繰入金	278,266	196,336	277,600	280,400	210,324	211,133	208,801	211,160	211,372	222,056	227,723	241,233	217,766
	うち基準外繰入金				220,716	210,324	211,133	208,801	211,160	211,372	222,056	227,723	241,233	217,766
資本的収入	うち基準内繰入金	118,959	81,930	118,959	156,424									
	うち基準外繰入金													
合計	計	397,225	278,266	397,225	436,824	210,324	211,133	208,801	211,160	211,372	222,056	227,723	241,233	217,766
	うち基準外繰入金				156,424									

## 下水道事業経営戦略【用語集】

### 《お》

#### 汚水処理人口普及率（おすいしよりじんこうふきゅうりつ）

下水道、農業集落排水等、浄化槽及びコミュニティ・プラントの汚水処理施設の整備状況を表す指標。総人口に対する各汚水処理施設の処理区域内人口の割合を表したものの。

$$\text{汚水処理人口普及率(\%)} = \frac{\text{下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミ・プラの処理区域内人口等}}{\text{総人口}} \times 100$$

#### 汚水処理費（おすいしよりひ）

下水道サービスを提供するために必要な経費である維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と資本費。（地方公営企業法適用事業：汚水に係る企業債利息及び減価償却費等。）

### 《き》

#### 基準外繰入（きじゅんがいくりいれ）

国の通知する繰出基準に基づかない一般会計からの繰入金。（特別会計側では繰入金。）

#### 基準内繰入（きじゅんないくりいれ）

国の通知する繰出基準に基づいた一般会計からの繰入金。（特別会計側では繰入金。）

公営企業は、事業経営において独立採算制が義務付けられているが、一般行政的な性格を持つ事業などについては、その経営に伴う収入によってその費用を賄うことが適当でない経費等について一般会計からの繰出しが認められている。毎年4月に国から繰出基準が通知される。

#### 供用開始（きょうようかいし）

下水道が使えるようになること。

#### 漁業集落排水施設（ぎよぎょうしゅうらくはいすいしせつ）

漁業集落衛生環境の向上、漁港及び周辺水域の水質保全に寄与するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する下水道。

### 《け》

#### 経費回収率（けいひかいしゅうりつ）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す指標であり、使用料水準等を評価することが可能。

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

#### 下水道（げすいどう）

下水道は、家庭の台所・水洗トイレ・風呂や、工場・事業所から出る汚れた水を、排水設備から、道路下に埋設された下水道管に流して処理場に集め、きれいな水にして川に流す施設。

## 《こ》

### 公共下水道（こうきょうげすいどう）

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方自治体が管理する下水道。

### 高資本費対策に要する経費（こうしほんひたいさくによするけいひ）

一般会計繰出基準のひとつ。

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰出すための経費。

### 個別排水処理施設（こべつはいすいしよりしせつ）

下水道や農業集落排水施設等の周辺において、汚水等を集合的に処理することが適当でない地域に浄化槽を整備し、当該集合処理施設と一体的に運営する下水道。

### コミュニティ・プラント

住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設。

## 《し》

### 市設置浄化槽（しせっちじょうかそう）

特定地域生活排水処理施設で地方自治体が整備した浄化槽。

### 資本費（しほんひ）

下水道施設（処理場や下水道管）を建設するときに借入れた地方債の返済費用で償還元金と償還利子とを合わせたもの。

### 資本費平準化債（しほんひへいじゅんかさい）

資本費の一部を後年度に繰り延べるための起債措置。

下水道整備は多額の先行投資を伴う事業であるため、すべて現在の使用者の負担とすると、現在の使用者と将来の使用者との間に負担の不均衡が生じることになる。このため、供用開始当初の資本費負担を地方債により将来に繰り延べて、その償還という形で適正に将来の使用者に負担させる制度として設けられた。

元金に対する資本費平準化債と、利子に対する資本費平準化債がある。

### 受益者負担金（じゅえきしゃふたんきん）

下水道を利用できるのは整備区域内の人に限られるため、下水道建設費を市税等で賄うと下水道を利用できない人にまで負担をかけ、不公平が生じる。そのため、下水道が利用できる人々に建設費の一部を受益者負担金として負担してもらう制度。

## 《す》

### 水洗化率（すいせんかりつ）

下水道が使える区域内の人口に対して、実際に公共下水道に接続して水洗化した人口の割合。

### ストックマネジメント計画（すとくまねじめんとけいかく）

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等により優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するための計画。

《せ》

接続率（せつぞくりつ）

下水道が使える区域において、下水道を使用している人口の割合。本戦略では、水洗化率と同義語として使用している。

《ち》

地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）

地方公営企業法で定められている当然に適用する事業（水道・工業用水道・交通・電気・ガス・病院等）と、地方財政法施行令で定められている任意に適用する事業（簡易水道事業・公共下水道事業・市場事業・宅地造成事業等）がある。

地方債（ちほうさい）

地方自治体の借入金。地方債を起すことを起債（きさい）という。

《と》

特定環境保全公共下水道（とくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう）

市街地以外の区域において設置される公共下水道。

特定財源（とくていざいげん）

収入の段階で用途が特定されている財源。国庫補助金や地方債、負担金など。

特定地域生活排水処理施設（とくていちいきせいかつはいすいしよりしせつ）

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、地方自治体が設置した浄化槽でし尿、生活雑排水を処理する下水道。

《の》

農業集落排水施設（のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ）

農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する下水道。

《ふ》

分流式下水道（ぶんりゅうしきげすいどう）

汚水用管路を埋設し、汚水だけを下水処理場へ集める下水道の方式。河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式といえる。

それに対して汚水も雨水も同じ管路で一緒に下水処理場まで送る方式を「合流式下水道」といい、大量の雨が降ると汚水の一部が未処理のまま河川等に放流される。

分流式下水道に要する経費（ぶんりゅうしきげすいどうにようするけいひ）

一般会計繰出基準のひとつ。

分流式下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。

《ゆ》

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

下水道使用料の賦課（徴収）対象となる水量。

《り》

流域下水道（りゅういきげすいどう）

2 市町村以上の区域に渡る下水道で、根幹的な施設（処理場、幹線管渠）の部分をいい、管理主体は原則として都道府県が行う。

## (一社) 浜田市水道事業協同組合解散に伴う 水道施設の維持管理状況について

水道事業の各種業務を委託していた一般社団法人 浜田市水道事業協同組合が、令和4年3月31日をもって解散したことによる、令和4年4月1日以降の水道施設の維持管理状況について、下記のとおり報告します。

安定した水道の供給に必要な不可欠な水道施設の巡回業務及び水道メーター検針業務等を円滑に引継ぎ、市民生活に影響を与えないように対応しています。

### 記

#### 1 施設管理等業務

水源池、浄水施設等の巡回点検の業務、水道施設の破損や故障による漏水や出水不良など急を要する現地確認等の業務、水道メーターの検針業務、および計量法に基づく定期的な水道メーターの交換業務を、金城・旭・弥栄・三隅地域については、(一社) 浜田市水道事業協同組合構成員で各地域を担当していた事業者へ委託しました。

#### 2 業務委託先

地域	金城地域	旭地域	弥栄地域	三隅地域
委託先	石州金城設備	有限会社 旭設備	合資会社 石見水泉社	株式会社 三隅ガスセンター

#### 3 その他の業務

##### (1) 水道施設敷地内草刈業務

施設巡回業務受託者及び公益社団法人浜田市シルバー人材センターに委託しました。

##### (2) 漏水調査、橋梁添架管の点検、漏水等修繕業務等

必要に応じて各水道事業者へ依頼し実施します。

#### 4 施設管理の状況 (4月～5月)

	金城地域	旭地域	弥栄地域	三隅地域	合計
施設状況確認業務 (件)	6	3	0	4	13
メーター検針業務 (件)	1,924	1,385	620	3,212	7,141
漏水等修繕業務 (件)	6	3	0	4	13

## 浜田市下水道審議会の開催について

### 1 審議会の設置について

「浜田市公共下水道事業経営戦略」見直し（案）及び下水道事業の経営状況に対する意見聴取を目的とし、令和4年3月22日に「浜田市下水道審議会」を設置し、下記のとおり開催しましたので報告します。

また、審議会委員の構成は、受益者代表（各地域協議会）5名、公共的団体代表5名、識見者3名の13名で構成されています。

### 2 審議会の内容について

1 開催日時 令和4年4月14日（木）午前9時57分～午前11時35分（出席委員12名）

#### 2 内 容

(1) 会長、副会長選出

(2) 議 事

① 浜田市の下水道事業について

② 浜田市公共下水道事業経営戦略の見直しについて

(3) 報告事項

① 浜田処理区負担金について（資料①）

#### 3 当日の主な意見等

(1) 浜田市の下水道事業について

- ・公営企業会計へ直ぐに移行できない理由があるのか。
- ・貸借対照表等の下水道使用料以外のその他営業外収益とはなにか。
- ・島根県東部に比べて西部の普及率が低い理由があるのか。
- ・合成洗剤の一部の成分は処理場で処理できない。川、海をきれいにするためには、こうした洗剤を使用しないよう啓発する必要があるのではないか。

(2) 経営戦略の見直し（案）について

※「浜田市上下水道事業の経営戦略の見直しについて」に記載のとおりです。

(3) 浜田処理区負担金について

- ・負担金については、供用開始時点の接続率を最大限高めるため過去に答申をしたものだが、今後もこの方針とするということか。

# 浜田処理区 負担金について（報告）



令和4年4月14日  
浜田市 上下水道部 下水道課



平成 28 年 3 月 29 日

浜田市長 久保田 章市 様

浜田市下水道審議会  
会長 小川 繁彦



公共下水道受益者負担金等について（答申）

平成 27 年 5 月 21 日付け水下第 21 号で諮問のありました、市街地下水道整備事業の受益者負担金等について、本審議会において 7 回にわたり慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

1 下水道受益者負担金について

受益者負担金については一律の定額方式とし、一般家庭の負担金の額は 10 万円程度とすること。排水人口 100 人以上の事業者に係る負担金の額については、一般家庭の 2 倍とすること。

受益者負担金の賦課の時期は、下水道接続時（公共ます使用開始時）とすること。

2 新規事業（8カ所）における優先順位について

整備については、浜田川右岸側の 3 処理区を優先することし、整備順位は、1 番目・駅前周辺、2 番目・市役所周辺、3 番目・長沢町周辺とすること。あわせて、3 処理区の整備のための処理場用地を早期に確定すること。

3 接続率を向上させるための優遇策について

優遇策については、早期接続が図られる優遇策を設けること。但し、早期接続の促進が目的のため、利用期限を設けること。また、集合処理区域外で行っている「浜田市浄化槽設置整備事業」及び、現在整備中である「国府処理区」との公平性を考慮した制度とすること。

平成28年3月29日 下水道審議会答申

下水道受益者負担金について

○一般家庭の負担金額、10万円程度

○排水人口100人以上の事業者の  
負担金額、一般家庭の2倍（20万円）





## 受益者負担金

### ★他地域とモデルケースにて比較

平成28年6月28日  
福祉環境委員会報告

地域名(地区名)		一般家庭 土地面積:60坪 居住人数:4人	事業所 土地面積:200坪 従業員数:12人 (事務所)	アパート 土地面積:100坪 部屋数:8部屋 入居可能人数:16人	宿泊施設 土地面積:4,000坪 宿泊可能人数:120人 従業員数:35人
浜田	国府	140,000円	300,000円	512,000円	840,000円
	美川	150,000円	195,000円	500,000円	310,000円
金城		150,000円	150,000円	500,000円	150,000円
旭※		150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
弥栄		150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
三隅		105,000円	105,000円	105,000円	105,000円
浜田処理区		<b>100,000円</b>	<b>100,000円</b>	<b>100,000円</b>	<b>200,000円</b>

※供用開始3年経過後は200,000円

# 浜田市人口状況(2月末現在)

令和4年6月24日  
福祉環境委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
2月末	24,485	26,372	50,857	149	380	529	24,634	26,752	51,386
1月末	24,540	26,404	50,944	155	392	547	24,695	26,796	51,491
増減	△ 55	△ 32	△ 87	△ 6	△ 12	△ 18	△ 61	△ 44	△ 105

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

	2月末	1月末	増減
日本人	25,189	25,240	△ 51
複数国籍	124	126	△ 2
外国人	345	361	△ 16
合計	25,658	25,727	△ 69

## 3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	2月末	1月末	増減	2月末	1月末	増減
浜田	38,027	38,094	△ 67	19,088	19,127	△ 39
金城	3,996	4,001	△ 5	1,869	1,872	△ 3
旭	2,578	2,580	△ 2	1,297	1,298	△ 1
弥栄	1,144	1,154	△ 10	631	639	△ 8
三隅	5,641	5,662	△ 21	2,773	2,791	△ 18

## 4.異動事由別増減(2月1日～28日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	90		1	19	110

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	119	3		93	215

## 5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月まで 累計	前年差	合計
		令和3年度	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91		1,123
転出等	373		80	83	96	108	106	82	85	104	83	122		1,322	92	1,322
①社会増減	13		1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	0	△ 199	△ 293	△ 199
出生	33		27	25	31	32	22	28	23	15	29	19		284	10	284
死亡	52		86	70	67	69	73	80	86	83	85	93		844	89	844
②自然増減	△ 19		△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	0	△ 560	△ 79	△ 560
①+②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	0	△ 759	△ 372	△ 759	
令和2年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	1,324	△ 70	1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	1,230	△ 199	1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	94	129	△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	274	△ 35	296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	755	△ 86	815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 481	51	△ 519
①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	△ 387	180	△ 689	
令和元年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	1,394		1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	1,429		2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	△ 35		△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	309		342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	841		921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 532		△ 579
①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	△ 567		△ 875	

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

# 浜田市人口状況(3月末現在)

令和4年6月24日  
福祉環境委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
3月末	24,337	26,195	50,532	151	374	525	24,488	26,569	51,057
2月末	24,485	26,372	50,857	149	380	529	24,634	26,752	51,386
増減	△ 148	△ 177	△ 325	2	△ 6	△ 4	△ 146	△ 183	△ 329

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

	3月末	2月末	増減
日本人	25,149	25,189	△ 40
複数国籍	123	124	△ 1
外国人	340	345	△ 5
合計	25,612	25,658	△ 46

## 3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	3月末	2月末	増減	3月末	2月末	増減
浜田	37,763	38,027	△ 264	19,041	19,088	△ 47
金城	3,967	3,996	△ 29	1,864	1,869	△ 5
旭	2,570	2,578	△ 8	1,302	1,297	5
弥栄	1,139	1,144	△ 5	632	631	1
三隅	5,618	5,641	△ 23	2,773	2,773	0

## 4.異動事由別増減(3月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	375	1	6	18	400

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	640		1	88	729

## 5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月まで 累計	前年差	合計
		令和3年度	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91	382	1,505
転出等	373		80	83	96	108	106	82	85	104	83	122	641	1,963	18	1,963
①社会増減	13		1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	△ 259	△ 458	△ 288	△ 458
出生	33		27	25	31	32	22	28	23	15	29	19	18	302	6	302
死亡	52		86	70	67	69	73	80	86	83	85	93	88	932	117	932
②自然増減	△ 19		△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	△ 70	△ 630	△ 111	△ 630
①+②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	△ 329	△ 1088	△ 399	△ 1,088	
令和2年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	1,775	△ 24	1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	1,945	△ 150	1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	△ 170	126	△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	296	△ 46	296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	815	△ 106	815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 519	60	△ 519
①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	△ 689	186	△ 689	
令和元年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	1,799		1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	2,095		2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	△ 296		△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	342		342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	921		921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 579		△ 579
①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	△ 875		△ 875	

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

# 浜田市人口状況(4月末現在)

令和4年6月24日  
福祉環境委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
4月末	24,367	26,151	50,518	163	372	535	24,530	26,523	51,053
3月末	24,337	26,195	50,532	151	374	525	24,488	26,569	51,057
増減	30	△ 44	△ 14	12	△ 2	10	42	△ 46	△ 4

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

	4月末	3月末	増減
日本人	25,240	25,149	91
複数国籍	122	123	△ 1
外国人	354	340	14
合計	25,716	25,612	104

## 3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	4月末	3月末	増減	4月末	3月末	増減
浜田	37,807	37,763	44	19,146	19,041	105
金城	3,953	3,967	△ 14	1,857	1,864	△ 7
旭	2,550	2,570	△ 20	1,304	1,302	2
弥栄	1,136	1,139	△ 3	632	632	0
三隅	5,607	5,618	△ 11	2,777	2,773	4

## 4.異動事由別増減(4月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	465		1	19	485

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	393			96	489

## 5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月まで 累計	前年差	合計
		令和4年度	転入等	466												466
転出等	393													393	20	393
①社会増減	73		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	60	73
出生	19													19	△ 14	19
死亡	96													96	44	96
②自然増減	△ 77		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 77	△ 58	△ 77
	①+②	△ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 4	2	△ 4	
令和3年度	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91	382	386	△ 118	1,505
	転出等	373	80	83	96	108	106	82	85	104	83	122	641	373	56	1,963
	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	△ 259	13	△ 174	△ 458
	出生	33	27	25	31	32	22	28	23	15	29	19	18	33	11	302
	死亡	52	86	70	67	69	73	80	86	83	85	93	88	52	△ 25	932
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	△ 70	△ 19	36	△ 630
	①+②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	△ 329	△ 6	△ 138	△ 1,088
令和2年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	504		1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	317		1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	187		△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	22		296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	77		815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 55		△ 519
	①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	132		△ 689

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

## 児童養護施設への入所状況等について

### 1 島根県内児童養護施設の入所児童数

(人／年度末時点)

施設名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
双樹学院 (松江市)	43	44	49	46	39
安来学園 (安来市)	47	46	46	48	44
聖煌寮 (浜田市)	26	21	22	24	27
合 計	116	111	117	118	110

### 2 最終的に養護施設を退所される時の対応

#### ■養護施設を退所された後の生活拠点

- ・家庭引き取り
- ・親族引き取り
- ・社員寮がある会社に就職
- ・養護施設と個人との契約で入所継続
- ・県外の学校に進学
- ・グループホームに入所（障がいのある方）
- ・自立援助ホーム【雪舟ホーム：益田市（定員女子 6 人）】入所は少ない。

#### ■退所後の対応例

- ・必要に応じて、通所面接、家庭訪問等により、家庭復帰後の状況確認や助言を行っている。
- ・退所した方に対する相談や自立のための援助を行っている。

## 低体重児の出生数等について

### 1 低体重児の出生状況（令和元年度）

	出生数	出生時の体重					
		0.5 kg未満	0.5 以上 1.0 kg未満	1.0 以上 1.5 kg未満	1.5 以上 2.0 kg未満	2.0 以上 2.5 kg未満	2.5 kg以上
島根県 (人)	4,594	2	16	35	74	356	4,111
割合 (%)		0.04	0.35	0.76	1.61	7.75	89.49
浜田管内 (人)	454	0	2	1	11	34	406
割合 (%)		0	0.44	0.22	2.42	7.49	89.43

※「島根の母子保健（令和元年度）」より抜粋。

「人口動態統計」（厚労省）の調査票情報利用により、島根県独自で集計。

**\*浜田市・・・低体重児数（2.5 kg未満）36人、出生数に対する割合 10.6%**

（母子保健法第 18 条）体重が 2,500 g 未満の乳児が出生したときは、その保護者は速やかに市町村に届け出なければならない。

### 2 低体重児に関する母子手帳への記載について

（母子保健法第 16 条）市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

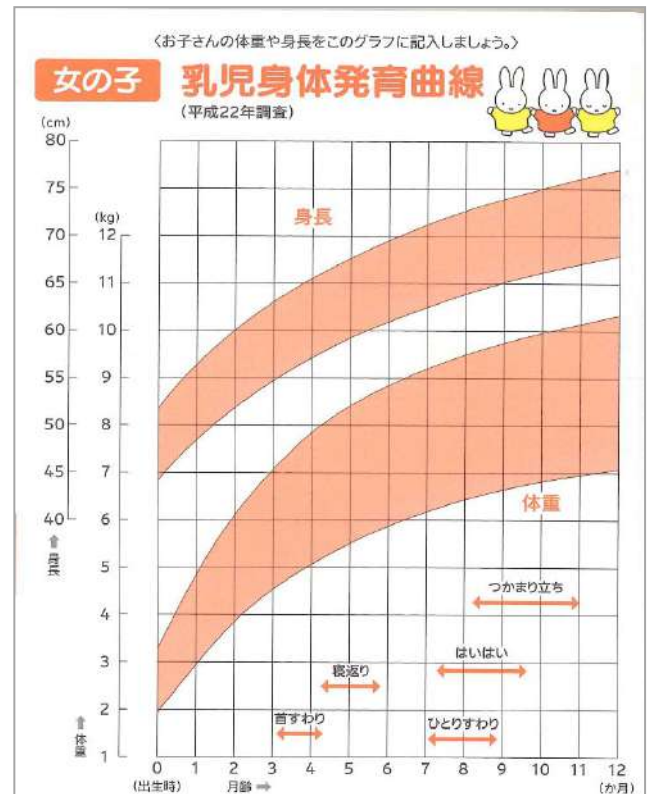
※母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。

・母子健康手帳に記載されている乳幼児身体発育曲線及び幼児身長体重曲線は、昭和 35 年以降 10 年ごとに、全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児身体発育値を定め、併せて乳幼児の運動機能、栄養法などの現状を調査した結果に基づき作成されている。

・現在の発育曲線は、平成 22 年度の身体発育調査に基づいて改正され、平成 24 年度から交付されている手帳に反映している。次回は令和 5 年度に身体発育調査が実施できるよう準備が進められている。

・多胎児、低出生体重児、障がいのある子ども、外国人家庭等多様なニーズに対応する必要性についても国において議論されている。

・低出生体重児向けのハンドブックを独自に策定している自治体もある。



# 読者アンケート Vol. 65 に寄せられた意見等対応報告

## 福祉環境委員会（案）

意 見	対 応 案
<p>市議の方（浜田市として）考えて頂きたいのですが、私の子供2人は精神福祉手帳3級取得者、私自身も療育手帳B級取得者です。ずっと思っていたのですが、障がい者手帳を保持しており療育手帳ならA/精神福祉手帳なら1・2級の方なら自動車税免除や高速道路等の優遇がありますが、私からすると遠方から病院に通う際高速道路を使用したり、子供の通院やリハビリ等でどうしても親が運転をしないといけなくなってしまいます。現に私の子供は2人共どちらかが通院やリハビリに通っているため毎週運転（高速利用しないといけない距離です。）しています。その障がいの重さに関係なく、もう少し障がいをもっておられる家族の事を考えてもらえないでしょうか？家族として心からの願いです。</p> <p>そして、譲り合い駐車場の使用についても同様です。重度の方や妊婦さん・ペースメーカーを入れている方・高齢者の方は利用可能なような表示がありますが、これもぜひ浜田市、島根県に発信してほしいと考えます。</p>	<p>ノーマライゼーションの理念の下、国や県においても様々な支援策を実施しています。</p> <p>また、浜田市議会福祉環境委員会では「就労支援を含む障がい者支援」を重要な取り組むべきテーマとし、提言に向けて様々な視点で調査を行います。</p> <p>頂いたご意見も含め、現行の国・県・市の制度を今一度確認し、関係者の方々との意見交換も行う予定です。</p> <p>議会として、浜田市に提言できるよう調査研究を行います。</p>
<p>コロナ禍の今、带状疱疹が増えていると聞きます。数年前、私の妹が60代でかかり、本当に苦しんだ姿が怖くて忘れられません。コロナで収入もままならず……どうか助成金を考えて下さい。50代以上の人によろしくお願い致します。</p>	<p>コロナ禍により、これまでと違った生活のなかで多くの方々がストレスを感じながら日々過ごされています。</p> <p>様々な予防接種の助成については事業化されているものもありますが、带状疱疹など事業化されていない疾病があることも承知しています。</p> <p>市民生活への影響や経済効果、皆様の理解等を勘案し引き続き調査研究を進めてまいります。</p>